

台湾における著作権侵害対策ハンドブック

平成 16 年 12 月

文 化 庁

【本ハンドブックについて】

本ハンドブックは、情報提供のみを目的としております。権利執行等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。掲載した情報は、平成16年12月時点で把握しているものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではありません。

は じ め に

アジア地域において、ゲームソフト、アニメ、音楽等我が国の著作物に対する関心が高まる一方で、それらの海賊版が多量に流通しており、文化的創造活動を保護し、国際的な文化交流を促進する観点から、放置することのできない深刻な問題となっています。権利者が自らの権利を守るために効果的な権利の執行（エンフォースメント）を行うことがますます必要となっています。

このようなことから、文化庁ではアジア諸国における「権利の執行」システムに関する情報を収集・整理して国内の権利者に提供することを目的として、平成10年度から「権利の執行に関する協力事業」を実施し、韓国、台湾、香港、中国を対象として我が国の権利者が自ら権利執行する際に必要な各国の法制度等に関する調査を行い、そこで得られた情報をまとめた『権利の執行に関する協力事業』報告書』を関係の方々提供してまいりました。

この度、従来事業『権利の執行に関する協力事業』報告書』を基礎として、権利者が侵害発生国で実際に訴訟等の権利執行する際に役立つ、より実用的で即戦力となる手引書として、「台湾における著作権侵害対策ハンドブック」を作成しました。このハンドブックの作成に当たっては以下に掲げる専門家の方々（アイウエオ順、敬称略）から成る「海外における著作権侵害の現状と対策に関する研究会」を設置し、鋭意検討をしていただきました。

| | |
|-------|--|
| 飯山 恭高 | 日本国際映画著作権協会 代表 |
| 石井 亮平 | 日本放送協会 マルチメディア局著作権センター副部長 |
| 大山 秀徳 | 日本動画協会 理事 |
| 児玉 昭義 | 社団法人日本映像ソフト協会 専務理事・事務局長 |
| 齊藤 博 | 専修大学法科大学院教授 |
| 坂田 俊介 | 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 事業部リーダー国際業務兼広報担当 |
| 末永 昌樹 | 社団法人日本レコード協会 業務部 R&R グループ主任 |
| 田嶋 炎 | 社団法人日本民間放送連盟 デジタル推進部 主幹 |
| 沼村 宏一 | 社団法人日本音楽著作権協会 録音部部長 |
| 前田 哲男 | 染井・前田法律事務所弁護士 |
| 増山 周 | 社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター法制対策室室長 |

本事業の実施にあたり、ハンドブック作成にご尽力いただいた上記研究会メンバーの方々をはじめ、ご協力をいただいた **TIPLO**（台湾国際専利法律事務所）、**TMI** 総合法律事務所及び **UFJ** 総合研究所の方々に対しまして厚く御礼申し上げます。本ハンドブックが我が国の権利者が民事・刑事のシステムを活用して「権利の執行」を行う上でお役に立てれば幸いです。

平成16年12月

文化庁長官官房国際課

目 次

| | | |
|-----|---|----|
| 第 章 | 海賊版商品の製造・販売に関する著作権紛争の解決 | 1 |
| 1. | 円滑な権利執行のための事前準備 | 2 |
| ✓ | 著作権侵害行為に対し、円滑な権利執行を実施するには、事前にどのような準備を行えばよいでしょうか。 | |
| 2. | 海賊版商品の製造・販売状況についての調査 | 4 |
| ✓ | 海賊版商品の調査については、予め調査会社に依頼した方がよいでしょうか。もし、依頼する場合、台湾にはどのような調査会社があるのでしょうか。また費用はどのくらいかかりますか。 | |
| 3. | 海賊版商品を発見したときの対処 | 8 |
| ✓ | 海賊版商品を発見したらどのようにしたらよいでしょうか。 | |
| 4. | 権利執行の相手方の特定 | 9 |
| ✓ | 海賊版商品を見つけた場合、刑事手続または民事手続の相手方の特定はどのようにしたらよいでしょうか。相手方が特定できなくても、刑事告訴または民事訴訟は提起できるでしょうか。 | |
| 5. | 証拠収集 | 11 |
| ✓ | 海賊版商品、領収書及び調査報告書のほかにどのような証拠を集めればよいのでしょうか。 | |
| ✓ | 真正品に関する権利証明書としては、どのようなものを準備すればよいのでしょうか。 | |
| 6. | 弁護士の選定・依頼 | 15 |
| ✓ | 海賊版商品の摘発、またその後の刑事手続、民事手続について弁護士に依頼したいのですが、どのように選定したらよいのでしょうか。またどのような事項を依頼したらよいのでしょうか。 | |
| ✓ | 弁護士に依頼する場合、どのくらい費用がかかりますか。また、刑事手続や民事訴訟を提起する場合、どのくらいの費用がかかりますか。 | |
| 7. | 委任状の作成 | 20 |
| ✓ | 弁護士に対する委任状の作成方法を教えて下さい。 | |
| ✓ | 公証人による公証とは、どのようなものですか。 | |
| 8. | 警告 | 24 |
| ✓ | 侵害者に対する警告の意義・目的はどのようなものでしょうか。またどのくらいの費用がかかりますか。 | |
| ✓ | どのような場合に警告書を出すのが適当でしょうか。逆に、警告書を出さない方がよい場合があるのでしょうか。 | |
| ✓ | 警告書にはどのような内容を盛り込むべきでしょうか。 | |
| ✓ | 侵害者に警告書を出す場合に留意する点としてはどのようなことがありますか。 | |
| 9. | 刑事手続 | 32 |
| ✓ | 台湾でも海賊版の摘発のためには民事手続による対応よりも刑事手続による対応を求める方が効果的なのでしょうか。 | |
| ✓ | 著作権侵害に対する刑事訴追には刑事告訴を必要としますか（親告罪か否か）。また刑事告訴ができるのは、著作権者だけに限られるのでしょうか。 | |
| ✓ | 刑事告訴が受理されれば、殆どの場合、警察による強制捜査が行われるのでしょうか。また、刑事告訴がなくても強制捜査が行われるということがありますか。 | |
| ✓ | 刑事手続によりどの程度の刑罰が科されるのでしょうか。 | |
| 10. | 民事手続 | 42 |
| ✓ | 刑事手続の他に取りうる手段は何がありますか。 | |
| ✓ | 保全手続について教えてください。 | |
| ✓ | 仮処分の手続の具体的な内容について教えてください。 | |

- ✓ 仮差押の手続の具体的な内容について教えてください。
- ✓ 証拠保全の手続の具体的な内容について教えてください。
- ✓ 海賊版の製造及び頒布に対する損害賠償はどのように求めたらよいのでしょうか。

| | |
|---|----|
| 11. 付帯民事訴訟----- | 55 |
| ✓ 台湾には、特有の制度として付帯民事訴訟があると聞きましたが、どのような手続なのでしょうか。またどのように利用すればよいのでしょうか。 | |
| 12. 著作権審議及び調停委員会による調停----- | 57 |
| ✓ 台湾における著作権審議及び調停委員会における調停というのは、海賊版の摘発及び権利保護に役立つのでしょうか。 | |
| 13. 税関における措置----- | 58 |
| ✓ 海賊版の摘発に税関は役立つのでしょうか。 | |
| 14. 著作物を保護するその他の制度を利用した手続----- | 60 |
| ✓ 著作物を保護するその他の制度としては、①ビデオ法や映画法に基づく手続、②商標権に基づく手続、③原産地証明に基づく手続などがあると聞いていますが、どのような制度なのでしょうか。また、実効性はあるのでしょうか。 | |
| 15. その他の一般的な対策----- | 61 |
| ✓ これまで整理してきた対策のほかに、権利者側が権利侵害対策として実施しうる手段・活動としてはどのようなものがあるのでしょうか。 | |

| | |
|---|----|
| 第 章 著作物の違法なアップロードへの対処----- | 63 |
| 1. 法制度や定型的な対処方法の整備状況について----- | 63 |
| 2. 台湾における ISP の法的地位について----- | 64 |
| 3. 当該 ISP への「著作権侵害にかかる通知・発信者情報開示請求」の方法----- | 65 |
| 4. 違法なアップロードなどを行った者への「警告・差止請求」の方法----- | 67 |

| | |
|--|----|
| 【参考】台湾における著作権紛争に関連する法制度等の概要----- | 69 |
| 1. 日本の著作物に対する台湾の条約上の関係----- | 69 |
| ✓ 日本と台湾の条約上の関係を教えてください。特に、TRIPS 協定、ベルヌ条約、ローマ条約の規定は、日本と台湾の関係においてどのように拘束力を持ちますか。 | |
| 2. 著作権制度----- | 70 |
| 2-1 著作権の概念----- | 70 |
| ✓ 台湾における著作権の概念を、日本法と比較して説明してください。 | |
| 2-2 著作権法の保護対象物----- | 72 |
| ✓ 台湾の著作権法で保護される対象物にはどのようなものがありますか。特に、録音、実演、映像、音楽、ゲームは、どのように保護されますか。日本法と比較して説明してください。 | |
| 2-3 著作権保護の内容----- | 76 |
| ✓ 著作権の内容（支分権）について教えてください。 | |
| ✓ 著作権の保護期間について教えてください。 | |
| ✓ 著作財産権の譲渡、処分形態及び消滅について教えてください。 | |
| ✓ 著作権の制限について教えてください。 | |

| | | |
|------------|--|------------|
| ✓ | 著作権のみなし侵害について説明してください。 | |
| ✓ | 著作権侵害行為に対する罰則について説明してください。 | |
| 2-4 | 著作権の登録制度 ----- | 88 |
| ✓ | 著作権の登録制度について説明してください。日本法における登録概念との共通点、相違点を挙げてください。また、登録することで、紛争解決がどのように円滑化されますか。 | |
| 2-5 | 台湾における外国人の著作物に対する保護 ----- | 90 |
| ✓ | 台湾における外国人の著作物に対する保護について教えてください。 | |
| ✓ | WTO 加盟に伴う「経過期間」について、教えてください。 | |
| 3. | 著作物を保護する他の制度 ----- | 95 |
| 3-1 | 原産地証明 ----- | 95 |
| ✓ | 原産地証明について説明してください。原産地証明は、紛争解決や水際措置の手續にどのように影響しますか。 | |
| 3-2 | 商標法での保護 ----- | 96 |
| ✓ | 台湾において、特に、著作物を商標法で保護するようにすることは、どのような意義がありますか。 | |
| 3-3 | 他の制度による著作物の保護 ----- | 97 |
| ✓ | 台湾において著作物を保護する場合、著作権法、原産地証明、商標法以外にどのような制度がありますか。 | |
| 4. | 関係行政機関の体制 ----- | 99 |
| 4-1 | 著作権法を所掌する機関 ----- | 99 |
| ✓ | 台湾において著作権法を所掌する機関にはどのようなものがありますか。 | |
| 4-2 | 警察・捜査機関 ----- | 101 |
| ✓ | 警察や捜査機関は、著作権保護にどのような役割を果たしますか。 | |
| 4-3 | 裁判所及び検察署 ----- | 102 |
| ✓ | 裁判官、検察官及び弁護士制度の概要について説明して下さい。 | |
| 4-4 | その他の機関 ----- | 105 |
| ✓ | 台湾における著作物の保護に関するその他の機関について教えてください。 | |

| |
|---|
| ※ 平成 16 年 12 月現在で、「1 元 (1 台湾ドル) = 約 3.2 円」です。 |
|---|

第 章 海賊版商品の無断複製・販売に係る著作権紛争の解決

海賊版商品に関する権利侵害対策の流れと第 章の構成

日常から実施する対策

- 1.円滑な権利執行のための事前準備
- 2.海賊版商品の製造・販売状況についての調査
- 13.税関における措置
- 15.その他の一般的な対策

海賊版商品を発見したら...

～権利執行を実施するための準備～

- 3.海賊版商品を発見したときの対処
- 4.権利執行の相手方の特定
- 5.証拠収集
- 6.弁護士の選定・依頼
- 7.委任状の作成



権利執行の実施

権利執行の順序の例としては...

侵害が重大で、それを証明する十分な証拠がある場合：

9.刑事手続



11.付帯民事訴訟（10.民事手続も参照）

侵害が比較的軽微で、直ちに刑事告訴をしない場合：

8.警告

↓状況が改善しなければ...

9.刑事手続



11.付帯民事訴訟（10.民事手続も参照）

その他には...

- 12.著作権審議及び調停委員会による調停
- 14.著作物を保護するその他の制度を利用した手続

- 1 円滑な権利執行のための事前準備

著作権侵害行為に対し、円滑な権利執行を展開するには、事前にどのような準備を行えばよいでしょうか。

著作権侵害行為に対する権利執行は、まず海賊版商品の摘発から始まります。即ち、海賊版商品を発見することから始まるわけですが、そのためには海賊版商品発見にいたる事前の準備として、海賊版商品を調査する手段及び方法を予め講じておくことが有益です(海賊版商品の発見については、I-3で説明します)。

なお、以前の台湾著作権法では、日本の著作物が自動的に保護されるわけではなかったため、権利執行の前提として、「台湾対策」ともいえる特別な準備・手続が必要でしたが、台湾がWTOに加盟し、TRIPS協定が発効したことから、日本の著作物も台湾において保護されることとなり、こうした事態は解消されています。(参考-1参照)。

海賊版商品を調査する手段及び方法

台湾にライセンシーが存在する場合には、そのライセンシーに対し、ライセンシーの費用で海賊版商品の調査を要請することをお勧めします。そしてこの調査義務をライセンス契約に盛り込むことが有益です。この場合、ライセンシー側からは、費用につき懸念が示されるかもしれませんが、「ライセンシーの判断に基づき合理的範囲内の規模及び費用で海賊版商品の調査を実施するものとする」というような内容の条文にすれば受け入れられる可能性も増します。

台湾においては、制度上、独占的ライセンシーも告訴権者となることができますので(著作権法37条4項)、単なる調査だけでなく、告訴についても担当することを要請するのが望ましいでしょう。

台湾においてライセンシーが存在しない場合には、予め台湾における調査事務所と調査の段取り及び費用につき相談しておくことをお勧めします(I-2参照)。

海賊版商品の摘発が行われた後の措置及び手続に関する事前の準備

事前の準備として重要なのは、摘発後の刑事告訴や民事訴訟等に必要となる書類の種類及び様式を予め権利者が理解しておくことです。なかでも重要なのが①委任状(I-7参照)と②真正品に対する権利を立証するための証拠品(I-5-2参照)の準備です。

台湾のみならず海外における刑事告訴手続を行うためには、制度の正確な理解並びに円滑なる手続の遂行という点から、できる限り現地の弁護士に依頼することをお勧めします。

また、委任状の作成や真正品の証拠品の準備という日本国内における作業も発生することから、日本の弁護士を利用することも有益です。当然、予め経費につき弁護士事務所や調査会社と合意しておく必要があります（I-6 参照）。

連絡網の構築

最後に、海賊版商品発見後の手続を円滑に行うための事前準備としては、①日本及び台湾における弁護士との連絡網、②現地警察その他の取り締まり機関との連携網、③やるべきことのリストとその担当者の設定、④刑事告訴等の社内決裁手続を予め策定しておくことが好ましいといえます。

以上に列記したことはやや煩雑で費用のかかる作業のようにも思えますが、海賊版商品を発見してから初めて何をしたら良いか、またどのような書類を準備したらよいか、また誰に相談したらよいかというようなことを考えるようでは到底時宜に適った権利執行を実行することはできません。弁護士費用を含め準備段階ではそれ程費用がかからないので、是非、万全の準備体制を作ることが望まれます。

なお、著作権登録制度については、①台湾では、制度が廃止されています（参考-2-4 参照）。②日本で著作権登録がなされていれば、こうした事実は、著作権の帰属を証するための副次的な参考資料となり得ますので、登録の事実が明らかになる証拠資料の提出は有用な手段となります（但し、著作権の帰属を争われれば、他の証拠資料の提出が必要となります）。

（ポイント）

- 調査手段・方法を予め策定しておくこと。
- 弁護士、警察等との連絡網を予め構築しておくこと。
- 刑事手続等に必要書類の雛形を予め準備しておくこと。
- 刑事告訴等の手続に関する社内決裁につき、費用等の支出に関する事項を含め一定の社内ルールを策定しておくこと。

- 2 海賊版商品の製造・販売状況についての調査

海賊版商品の調査については、予め調査会社に依頼したほうがよいでしょうか。もし、依頼する場合、台湾にはどのような調査会社があるのでしょうか。また費用はどのくらいかかりますか。

調査会社に依頼する利点

調査会社に依頼する利点としては、製造業者を突き止めるための調査事項及び調査方法につき専門的知識を有していること、が挙げられます。

また、海賊版と真正品の見極めを行うための知識を有していることも期待できます。ただし、海賊版と真正品のそれぞれの特徴に関する情報提供等、日本の権利者からの一定の協力が必要です。また、個別具体的な真贋の判断においては、調査会社に任せるのではなく、日本の権利者自身が行うことが必要となる場合もあります。

台湾においても、海賊版商品を頒布している店舗を調査し、これを刑事告訴の対象とすることもできますが、問題の抜本的解決のためには海賊版商品の製造業者を突き止めて刑事告訴することがより有効な権利執行の施策です。海賊版商品上には海賊版製造業者の情報は一切記載されていません。したがって調査の専門的知識を持たない者が調査に当たっても、なかなか的確な情報は得られません。よって、この種の情報を入手する専門家として調査会社に依頼することは極めて有効な手段です。調査会社に依頼した場合、一つの海賊版製造業者を突き止めるための調査期間は、**2, 3 週間**で終了します。調査会社によって調査報告書の体裁はまちまちですが、一例として、**7 頁**の資料をご参照下さい。

台湾における調査会社と調査費用

台湾の調査会社に調査等を依頼する際には、現地弁護士を通じて依頼することをお勧めします。

現地弁護士や台湾の調査会社に関する情報は、財団法人交流協会を通じて取得するのがよいでしょう。財団法人交流協会は、台湾との実務関係を処理するため **1972** 年に外務省及び通産省（現 経済産業省）により認可された団体です。

東京本部：

〒106-0032 東京都港区六本木3丁目16番33号青葉六本木ビル7階

TEL: 03-5573-2600

FAX: 03-5573-2601

URL: <http://www.koryu.or.jp>

E-mail: ceer@koryu.or.jp

台北事務所：

台北市慶城街 28 号 通泰大樓

TEL: 02-2713-8000 FAX: 02-2713-8787

URL: <http://www.koryu.or.jp/taipei/>

高雄事務所：

高雄市苓雅區和平一路 87 号 9 階

TEL: 07-771-4008 FAX: 07-771-2734

URL: <http://www.koryutk.org.tw/>

台北を拠点とする調査会社に依頼する場合、調査実施の地域によって調査費用が多少変動します。以下は、一つの海賊版製造業者を突き止めるための費用の概算です。

台湾北部地域の業者を対象とする場合の費用は、平均一件 1.8 万元程度

台湾中部地域の業者を対象とする場合の費用は、平均一件 2 万元程度

台湾南部地域の業者を対象とする場合の費用は、平均一件 2.3 万元程度

著作権関連団体の活用

モーション・ピクチャー・アソシエーション (MPA¹)、国際レコード産業連盟 (IFPI²) 及び、ビジネス・ソフトウェア・アライアンス (BSA³) といった国際的団体においては、国際的な海賊版問題に関するパイラシー・ホットライン⁴の設定や定期的調査活動を自ら行っています。

このような団体の活動は、その構成メンバーのために行われるものですが、各団体とも相互の協力を行っており、またメンバー以外の団体または会社から問い合わせがある場合にも、海賊版摘発という共通の目的から支援を受けることも可能です。そのためには、先ず同団体の日本における団体または関連団体との連携を図ることをお勧めします。

モーション・ピクチャー・アソシエーション — (株) 日本国際映画著作権協会

TEL: 03-3265-1401

FAX: 03-3265-1419

国際レコード産業連盟 — 社団法人日本レコード協会

TEL: 03-6406-0510 (代表)

FAX: 03-6406-0520 (代表)

¹ Motion Picture Association

² The International Federation of the Phonographic Industry

³ Business Software Alliance

⁴ 「パイラシー」とは、海賊版のことを意味し、「パイラシー・ホットライン」とは、一般の方々からの通報を受けるための電話・メール等の連絡拠点を意味します。

調査に当たっての弁護士への依頼

現地の調査会社にはじめて依頼する場合、費用の設定と調査事項の特定、又は調査の結果を受けて、どのように対応すべきかなどを明確化するため、なるべく現地弁護士を介して依頼した方が、調査会社の調査結果が希望に添う内容になりやすいと思われます。現地弁護士を介して調査事務所に依頼した場合、調査費用とは別に、弁護士報酬として、通知書（調査完了報告と調査報告に対する弁護士の意見の通知書）等に関し、2 万元程度を要するのが一般的です。

(ポイント)

- 効果的な調査のためには調査会社に依頼したほうがよい。但し依頼は弁護士を介したほうが無難。
- 依頼する場合、調査の方法、範囲、時期及び費用につき、予め調査会社と合意しておくこと。

資料

調査会社から提出される「調査報告書」の一例

調査の結果を次の通り要約致しますので、ご報告させていただきます。

- 1、××の倉庫：小規模倉庫会社の倉庫であり、A 会社の書籍が置かれており、その外部は不透明な紙で包装され、包装紙の上に製品の番号だけが表示されているので、コピーされた漫画であるかどうかは判明できない。
- 2、〇〇倉庫：大規模倉庫会社の倉庫であり、すべての書籍が不透明な紙で包装され、包装紙にメーカーの番号及び貨物の番号が表示されている。調査員は X 社の会社番号が分らないので、同社の海賊版漫画があるかどうかを確認することができない。
- 3、A 公司：A 公司の名刺及びウェブサイトに「A 國際股份有限公司」(ホームページ：www.---.com.tw) が表示され、社屋一階が同社の関係企業であり、同社の書籍の装丁作業を行う場所であり、三階の陳列棚に A 公司に置かれた十数冊の X 社の漫画があったが、一階及び三階にある書籍はすべて不透明な紙で包装されていたので、海賊版漫画であるかどうかの判断ができない。
- 4、B 出版社：200-年--月--日にすでに休業し、営業住所のシャッターが下ろされたままになって、隣人の話によると、二ヶ月以上人の出入りが無いほか、営業もしていない模様であるとのこと。

前記の調査結果からわかるように、海賊版漫画があるかどうかの確認はできなかったため、旧正月明け以降、弊所では、法務部調査局に人員を配置してもらい、前記の印刷工場及び倉庫を対象に調査を行って頂くよう要請することとします。もし、海賊版漫画が発見された場合、取締の実施に同局の協力を要請することに致します。

- 3 海賊版商品を発見したときの対処

海賊版商品を発見したらどのようにしたらよいでしょうか。

発見した海賊版は、その後の手続で証拠になるものです。したがって海賊版を発見した場合、購入できるものであれば「購入」、レンタルのみの場合は「レンタル」して下さい。その場合、金額及び販売店の住所等を示す証拠として、「領収書」の発行を求めてください。また、海賊版商品の種類が多数ある場合には、全部購入またはレンタルするのは現実的ではありませんので、販売店の住所、連絡先、商品の配列状況（図面）、海賊版商品の数及び題名、調査者の調査日時等をできれば「調査報告書」という形で作成して下さい。その他の証拠及び資料等については、I-5を参照してください。

次の段階としては、侵害行為の程度及び量を調査すべく、他の店等で販売していないかどうか、調査します。調査に関しては、調査会社に依頼する利点は多いので、原則として、調査会社に依頼すべきです（I-2参照）。ただし、調査会社への調査依頼が、費用負担の面で難しい場合には、現地ライセンスに、より少額の費用で調査活動を行ってもらよう働きかけることが重要となります。

そして、これらの証拠品が得られたら、弁護士に相談することをお勧めします。この場合、権利執行の全体的手続及び費用を管理するという目的から、台湾での権利執行に詳しく、また台湾の弁護士と連携がとれる日本の弁護士と相談することをお勧めします。台湾の弁護士と直接連絡することも勿論可能ですが、委任状の作成、日本で準備すべき証拠関係の収集及び調査という観点から、日本の弁護士にも依頼する意味があると思います。

(ポイント)

- 海賊版商品を発見したら「購入」または「レンタル」すること。
- 領収書を入手すること。
- 調査報告書を作成すること。
- 取得した海賊版商品をもって弁護士に連絡すること。

- 4 権利執行の相手方の特定

海賊版商品を見つけた場合、刑事手続または民事手続の相手方の特定はどのようにしたらよいでしょうか。相手方が特定できなくても、刑事告訴または民事訴訟の提起はできるでしょうか。

台湾では、海賊版商品の頒布目的所持及び頒布は著作権を侵害する行為（著作権法 87 条 2 項）ですので、まず海賊版商品を販売していた店を相手方にすることができます。この場合、領収書入手することができれば、台湾の領収書には経営主体の統一番号が表記されており、その統一番号を経済部のホームページ（<http://www.moea.gov.tw/~doc/ce/cesc1000.html>）で検索することによって、経営主体の名称等の基本情報を調べることができるので、販売店の経営主体の名称及び住所は特定できますから、その後の刑事手続または民事手続を進める上で支障はそれほどないといえます。

次に、店頭販売を行っていない中間流通業者・輸入業者や海賊版商品の製造業者そのものを突き止める場合ですが、海賊版商品の場合、相手方の住所、電話番号、代表者の氏名等が商品上に正しく記載されているケースは少ないといえますから、この場合には、調査会社に依頼するか、または警察当局による強制捜査により、情報を突き止めるしかないといえます。警察による強制捜査は、警察自らが独自に調査を開始してくれることを期待することは難しいと思われるので、警察に対し、事前に証拠としての海賊版商品及び調査報告書等を持参し、相談することが必要です。

台湾の場合、刑事告訴または民事訴訟を行うためには、相手方を特定する必要があります。必ずしも本名である必要はありませんが、例えばビジネス上使用している名前であったとしても、その名称で特定できるものである必要があります。特定された名称は、通常、住所により裏付ける必要がありますが、市役所の住民登録や国民身分証番号、又は会社登録まで要求されることはありません。

相手方が個人の場合は氏名を表示する必要があります。

会社の場合は、会社名や商号等の名称の特定で十分で、代表者や責任者の氏名まで特定する必要はありません。しかし刑事告訴においては「〇〇会社」だけでなく、「〇〇会社の責任者」或いは「〇〇会社の経理」などと、刑事責任者にあたる「個人」に対する告訴の形式を備えることが必要です。会社名に留まる場合、厳格な検察官によっては受理されないこともありますので、ご注意ください。

(ポイント)

- 店頭販売をしていない業者の特定については、調査会社に依頼するか、警察当局の強制捜査により情報を突き止める。

- 刑事告訴または民事訴訟を行うためには相手方の名称の特定が必要。
- 刑事告訴の場合には、相手方が会社の場合でも、刑事責任者にあたる「個人」に対する告訴の形式を備えることが必要。

- 5 証拠収集

海賊版商品、領収書及び調査報告書のほかにどのような証拠を集めればよいのでしょうか。

相手方に関する証拠

相手方に関する証拠について、権利者側で収集する趣旨は、あくまで刑事告訴及びその後の警察・検察当局による強制捜査を要請するためであり、多いに越したことはありませんが絶対必要であるというわけではありません。しかし権利者側で収集した情報及び証拠が極めて少ないような場合、刑事告訴の受理があったとしても、なかなか捜査に踏み切ってもらえないというような事態も起こります。したがって、円滑な捜査及び刑事手続を促すためにも可能な限りの情報と証拠を提出することが重要です。

なお、通常は、刑事上の手続を民事上の手続に優先して行い、強制捜査を通じて、被告の責任を明確化できる証拠を収集した時点で、民事訴訟を提起するという方法が有用です（I-11 参照）。

相手方に関する証拠としては、第一に、I-3 で説明した「海賊版商品、領収書及び調査報告書」が非常に重要です。その他に相手方に関する証拠としては、以下のものがあります。刑事告訴等に際して権利者が必ず提出しなければならないものではありませんが、円滑な捜査及び刑事訴訟手続を促すために、提出を要請されることがあります。

- ・ 相手方の登記簿謄本：
 - 相手方が会社法人の場合、特定のために提示することもあるが、必要書類ではない。被告の住所が不明瞭だったり、送達できなかつたりする場合に限って、確実な会社登記簿の提示を命じられることがある。
- ・ 相手方が会社法人の場合に、当該会社のパンフレット、その経営者、責任者の名刺
- ・ 相手方が海賊版取引に関与していることを証明する領収書、伝票、発注書、広告宣伝資料、帳簿
- ・ 相手方が小売店の場合は店頭の写真、海賊版の展示現場の写真
- ・ 録音テープ：
 - 犯罪教唆にならない程度の海賊版販売関連会話の録音テープがあれば提示する。

権利者側に関する証拠

権利者側で用意する必要がある、主に権利者側に関する証拠としては、以下のもの

のがあります。

- ・ 真正品のサンプル
- ・ 海賊版と真正品の比較対照要領（これは海賊版を特定する資料としてもあったほうが望ましいといえます。）
- ・ 真正品に関する権利証明書（著作権を保有していることを示す文書。これについては、I-5-2 で説明します）。例えば、権利者団体が発行する権利登録証書、或いは著作物の創作日誌などの記録文書。
- ・ 権利者の登記簿謄本。台湾で設立される法人は会社登記証を提示してもよいですが、必要条件ではありません。

外国法人が台湾で営業活動をするには、会社法の定めにより、認可を取得する必要がありますが、当該認可を得た外国法人については、営業所或いは事務所の住所を表記している書類が必要となります。

(ポイント)

- 相手方に関する証拠は、刑事告訴の受理、強制捜査を促すために重要。多い方がよい。
- 強制捜査を通じて証拠を収集した時点で民事訴訟を提起するという手法が有用。
- 相手方に関する証拠としては、海賊版商品、領収書、調査報告書が非常に重要（I-3 参照）。
- 権利者側に関する証拠としては、真正品のサンプル、海賊版と真正品の比較対照要領、真正品に関する権利証明書、等。

真正品に関する権利証明書としては、どのようなものを準備すればよいのでしょうか。

陳述書の作成

真正品に関する権利証明書として、権利者が、当該著作物（レコードを含む：台湾ではレコードが著作物として保護されることについては、参考-2-1 参照）につき、著作権を保有していることを示す書面を準備する必要があります。米国の映画作品のように著作物そのものが著作権局（US Copyright Office）に登録されている場合は、登録証書のコピーを提出すれば足りりますが、日本では、プログラムの著作物に関し創作年月日の登録が認められているのを除いて、著作物の創作そのものの登録制度がありませんので、著作権の保有については、当該著作物に表示されている著作権表示や、権利の存在を証明する陳述書（Affidavit）を作成することによって、権利の正当性を主張する手段が考えられます。

例えば、漫画や小説のような著作物の場合、著作者であり著作権者でもある漫画家や小説家の陳述書を準備することが必要です。

また、レコードやテレビ番組、映画、ビデオゲームのような著作物の場合、著作権者はこのような著作物の製作会社であることが多いため、製作会社の陳述書を準備すればよいこととなります。ただし、例えば、漫画を原作として製作されるテレビアニメ番組について、そのキャラクターを無断で商品化するような侵害行為の場合には、原作者である漫画家の陳述書も必要となる場合があります。

陳述書の作成については、以下の各点を網羅することが必要です。

- A) 著作者が日本人であること
- B) 著作者の日本の住所
- C) 著作物の特定（著作物の日本語並びに英語または中国語の題名等。例えば漫画の場合、掲載された雑誌の号数、その後に単行本としても出版されている場合は、その事実）
- D) 公表の時期
- E) 著作者の創作の動機、背景、過程、及び完成日

また、著作者・著作権者だけではなく、例えば、漫画や小説について、出版社としての陳述書も有益です。著作者が陳述書の作成を嫌う場合に、出版社だけの陳述書で著作権の存在を証明する場合があります。その場合、実務上、以下の各点が網羅されている陳述書が作成されます。

- A) 日本法人であること
- B) 会社の住所
- C) 著作物の特定（著作物の日本語並びに英語または中国語の題号、掲載された雑誌の号数、また、その後に単行本としても出版されている場合は、その事実も記載する）
- D) 公表の時期
- E) 原作者の創作動機、背景、過程及び完成日

陳述書の公証

次に、この陳述書につき公証人の公証を受ける必要があります（I-7-2 参照）。台湾においても、文書の成立（誰が文書を作成したかということ）を証明するものとして、公証人が文書の作成者（実際には、文書の作成者が個人の場合は署名、会社の場合は記名押印）が真正であることを証明する公証文言を付けたものである必要があります。

加えて、日本と台湾には正式な国交がありませんので、台北駐日経済文化代表處による認証を受けることが実務上の要請となっています。

台北駐日経済文化代表處：

〒108-0071 東京都港区白金台 5-20-2

TEL: 03-3280-7811（代表）

FAX: 03-3280-7923

（ポイント）

- 当該著作物に表示されている著作権表示や、権利の存在を証明する陳述書を作成することによって、権利の正当性を主張。
- 陳述書には、著作者が日本人であること、著作者の日本の住所、著作物の特定、公表の時期、著作者の創作の動機・背景・過程・及び完成日について記載されていることが必要。
- 陳述書には、公証が必要（I-7-2 参照）。

- 6 弁護士の選定・依頼

海賊版商品の摘発、またその後の刑事手続、民事手続について弁護士に依頼したいのですが、どのように選定したらよいのでしょうか。またどのような事項を依頼したらよいのでしょうか。

ここで想定されているのは、台湾における日本の著作物の海賊版の摘発、その後の刑事手続、民事手続という、日本と台湾の双方に関連する法的問題、手続です。したがって、日本の著作物に関して、台湾での権利執行を行う場合、いかにして、権利執行に詳しい日本及び台湾の弁護士に依頼するかがポイントとなります。

- まず、台湾での権利執行を行う場合、手続を遂行するのに必要な書類等の作成、証拠の収集は、現地での具体的な刑事及び民事手続や、かかる手続に必要な書類の内容を的確に理解した上で行う必要があります。
また、実際に行う作業の必要性及び費用の検討を適宜行う為には、現地での手続、現実の実効性、相場観等の点で専門的知識や経験に基づく助言が必要です。
これらの点の他、台湾の警察や行政当局からの信頼を得るという観点からも、権利執行に習熟した台湾の弁護士に依頼することが有益です。

- 他方、台湾での権利執行に必要な証拠等の中には、日本国内で準備しなければならないもの（委任状、権利証明関連の書面作成等を含む証拠の収集）があり、日本の弁護士に依頼することで効率化が期待できます。
また、このような書類作成等の作業とは別に、権利執行の全体の手続の把握及び管理を行うことが必要であり、日本の弁護士を通じて、現地の弁護士の作業の進捗状況を確認することは、非常に有用となります。なお、日本の弁護士と台湾の弁護士の双方に依頼した場合には、日本および台湾における弁護士費用を含めた費用の管理が重要となることに留意すべきでしょう。

以上のような観点から、台湾の弁護士に依頼しつつ、日本の弁護士を選任して、両者の連携により、台湾での権利執行を遂行する必要があります。

日本の弁護士の選任という観点からは、まず、会社の顧問弁護士に相談することをお勧めします。顧問弁護士がない場合は、知り合いの弁護士に相談することになるかと思いますが、前述の通り、状況の的確な判断及び迅速なる処理を心掛けるというためにも権利執行の経験を有する専門家を探すことが必要です。

台湾の弁護士に関する情報は、I-2でも述べましたように、財団法人交流協会を通じて収集するのがよいでしょう。財団法人交流協会は、台湾との実務関係を処理するため1972年に外務省及び通産省（現 経済産業省）により認可された団体です。連絡先については、I-2を参照してください。

台湾の渉外法律事務所で知的財産関係事件を手がける比較的規模の大きい事務所では、多数の依頼人を抱えており、ある依頼人の案件の相手方が別の依頼人であるという、いわゆるコンフリクト（利益相反）の問題が生ずる可能性があるため、依頼する場合には、相手方となる台湾企業の名称を具体的に挙げ、コンフリクトの問題がないかどうかの確認をしてもらった上で正式に受けてもらえるか否かを判断するのが得策です。

（ポイント）

- 状況の的確な判断及び迅速なる処理を心掛けるというためにも権利執行の経験を有する専門家を探すことが必要。
- 台湾の弁護士に関する情報は、財団法人交流協会を通じて収集できる。
- 台湾の弁護士に現地での証拠収集や書類作成・手続を依頼しつつ、日本の弁護士に日本国内で準備すべきもの、権利執行の全体の管理等を依頼して、両者の連携により、進めることが望ましい。

I-6-2

弁護士に依頼する場合、どのくらい費用がかかりますか。また、刑事手続や民事訴訟を提起する場合、どのくらいの費用がかかりますか。

著作権の権利執行に関し、弁護士に依頼する場合、具体的にどのような事項を依頼するかにより、費用は異なってきます。

以下では、刑事／民事の法的手続に至る前段階としての調査、証拠収集等にかかる費用と、刑事／民事の法的手続の提起、遂行にかかる費用とに分けて説明します。

証拠収集、調査等にかかる費用

証拠収集期間としては、通常1ヶ月から3ヶ月かかります。

著作権の権利執行に必要となる調査に弁護士が関与する場合としては、例えば、海賊版の製造業者の詳細（会社名、住所、設立年月日、事業内容、役員、会社財産等）に関する調査等が考えられますが、その際、調査にかかる弁護士費用は、通常、調査対象となる業者一社あたり、平均2万円くらいです。調査対象となる業者の数が増えれば、調査費用も増大することになります。

また、著作権侵害等を理由として警告書を送付する場合、弁護士報酬は、一社あたり、平均4万円程度かかります（I-8参照）。

法的手続の提起、遂行にかかる費用

（1）刑事手続

以下で述べる刑事手続での費用とは、主に、告訴をして、告訴人として訴訟資料と法的主張とを弁護士を通じて裁判所に対して行うためにかかる費用をいいます。

刑事手続においては、①告訴から起訴までの段階、②起訴後の段階を分けて検討した方がわかりやすいと思います。

なお、以下では、刑事手続1件の費用について、①告訴から起訴までの段階、②起訴後の段階に分けて説明していますが、ここでの「1件」とは、原則として、同一案件で審理できる事柄をまとめた単位をいいます。すなわち、当事者が同一の複数の事件であっても、併合審理されて、ひとつの手続で審理されれば、1件と考えます。

①告訴から起訴までの段階

- ・ 刑事告訴から検察官による取り調べ及び提訴までの期間は、大体4ヶ月から6ヶ月です。
- ・ 弁護士費用は、警察局との連絡、告訴調書作成のための出張、告訴状の起案、証拠物件の準備、海賊版商品の検証、検察署への出廷のための出張、依頼者への出廷報告、依頼者との書簡による連絡等の費用として、平均10万円前後（調査法廷

3回ほど開催の場合)です。裁判所所在地域による移動時間の多少などの他、警察の捜査にも左右されます。なお、自主調査活動にかかる費用はここでは除いています。その他、警察の踏み込み捜査がある場合、別途10万円ほどの出費(警察局との連絡、告訴状の起案、証拠物件の準備、告訴調書作成や検察署への出廷のための出張、顧客への出廷報告、顧客との書面による連絡等に要する費用として)がかかると思われます。

②起訴後の段階

➤ 一審：

所要期間：裁判に要する期間は、一般的に4ヶ月～6ヶ月程度です。裁判所での処理期限(起訴から最後の公判廷までの期間の上限)は1年4ヶ月です(「各裁判所における案件審理期限の実施要点」2条2号)。

基本出費：25万円より(公判廷及び交互尋問廷三回開催の場合)。裁判所所在地域による移動時間の多少などにも左右されます。

➤ 二審：

所要期間：6ヶ月～1年程度。裁判所の処理期限は2年です(「各裁判所における案件審理期限の実施要点」2条7号)。

基本出費：20万円より(公判廷3回開催の場合)。裁判所所在地域による移動時間の多少などにも左右されます。

➤ 三審：

所要期間：1年程度。最高本刑懲役3年以上の判決についてのみで、著作権侵害では常習犯、一般複製犯が適用。海賊版の販売や原作の無断改作の犯行は三審上訴が不可。(2条8号)

基本出費：約10万円。

(2) 民事手続

民事手続には、大きく分けて、保全処分と通常の裁判(本訴)があります。以下では、事件1件あたりの弁護士費用につき、言及することにします。

①保全処分

「仮処分」、「仮差押」に関する概念を含めた詳細については、後述 I-10-2 を参照してください。

a) 仮処分：

- 申請から裁定が出るまで3週間～6週間かかります。被申立人の弁論や意見聴取が原則必要とされます。
- 担保金(I-10-3参照)の額は、申立人が算出方法と金額を提示して、裁判

官が被申立人の意見を参酌して定められます。

b) 仮差押：

- 申請から裁定が下りるまで通常3週間～4週間かかります。
- 申立人が法律関係の釈明をした上、担保金（10-4参照）を納付すれば裁定を求めることができます。被申立人の弁論や意見聴取は不要です。仮差押の場合は申立人が主張する返済すべき債権の金額に相当する担保金を納付する必要があります。

②通常の裁判（本訴）

a) 第一審：

- 所要期間：裁判に要する期間は、6ヶ月～12ヶ月です。裁判所での処理期限（提訴から最後の口頭弁論までの期間の上限）は1年4ヶ月です（「各裁判所における案件審理期限の実施要点」2条2号）。
- 弁護士費用：通常の場合では30万円～50万円ですが、著作権侵害事件の場合は、更に1～2割程度費用が嵩むことが予想されます。弁護士費用には、担保金、請求によって異なる訴訟費用、被告の無効審判請求に対応するための費用及び仮処分などの偶発又は不確定の出費は含まれていません。口頭弁論の回数に比例して増加することもありますし、また裁判所所在地に応じた移動時間の多少等によっても費用が増大することもあります。
- 訴訟費用：訴額の0.8%から1%に相当する金額です。

b) 第二審：

- 所要期間：所要期間は6ヶ月～1年。裁判所の処理期限は2年です（「各裁判所における案件審理期限の実施要点」2条7号）。
- 弁護士費用は、通常45万円より。裁判所所在地域による移動時間の多少などにも左右されます。
- 訴訟費用：第一審の半分を追加されます。

c) 第三審：

- 原告の上訴利益が150万円を上回る場合に限り認められます（民事訴訟法466条1項、2項）。書面審理によって行い、通常1年以上かかります。
- 弁護士費用は、通常、30万円前後です。（最高法院係属案件の弁護士費用は特則（「裁判所選任弁護士及び第三審弁護士報酬の査定・支給標準」4条）によって20万円から50万円とされています。）

- 7 委任状の作成

弁護士に対する委任状の作成方法を教えてください。

委任状の機能・意義

委任状というのは依頼者と受託者との委任関係を証明するために、裁判所あるいは検察署に提出する書面です。依頼者が日本人（台湾の立場からみて外国人）である場合に、その依頼者が実際に存在するかどうか及び依頼の真意確認のために、所在国において公証手続（I-7-2 参照）を経ることが要求されます。

なお、訴訟法の規定によると、委任状は原則的に審級毎に提出する必要があります（民事訴訟法 69 条）。

委任状が必要となる範囲（誰の委任状が必要か）

委任状を提出する者は著作権者または独占的ライセンシーです。例えば、小説の著作権侵害を理由とする販売等の差止訴訟を提起する場合、当該小説の作家または出版社が委任状を提出する必要があります。

著作権を共有している者が多数の場合に、共有者はその中から代表者を選任して、代表者に著作権を行使させることができるので、①共有者が代表者に委任する旨の委任契約及び②代表者の委任状を提出すれば良いと定められています（著作権法 40 条ノ 2 2 項）。

登録をしている場合と、していない場合の違い

台湾において政府機関に著作権を登録する制度はありません。著作権の発生は原則として無方式主義を採用しています。日本において著作権の登録を行っている場合とそうでない場合でも委任状の提出に関し、違いはありません。

権利を共有している場合の委任状のとり方

台湾の著作権法は、40 条で、著作権の処分、行使及び譲渡に関しては、共有者全員によってのみ可能である旨規定し、他方、90 条では、著作権が共有されている場合でも、権利侵害に対する民事および刑事訴訟の提起は、各共有者が単独で、自己の持分に基づき行うことができる旨規定しています。

他方、上記の通り、著作権を共有している者が多数の場合に、共有者はその中から代表者を選任して、代表者に著作権を行使させることができます。

著作権侵害に対する民事訴訟を提起する場合、侵害行為の差止を求める仮処分申請のように緊急性を求められるケースを除き、共有者全員が当事者となることが実務上望ましいといえます（上記のように、共有者の中から代表者を選任し、共有者が

代表者に委任する旨の委任契約を締結して、代表者に著作権を行使させる場合も、共有者全員が当事者となることに等しくなります)。他の共有者からの委任の意思を表明する書面がないままに、共有者の一人が単独で訴訟提起した場合、①被告側が自己防御のために原告の権利の合法性や原告適格等について、訴訟上、いたずらに抗弁を提出し、訴訟進行を妨害するおそれがあること、②裁判所が判決を下すに際して、当該判決の拘束が他の共有者にも及ぶか否かを逡巡して、迅速な裁判手続が損なわれる可能性があること、③当該請求権に関する時効中断等（損害の賠償を求める場合、他の共有者の存在を含めて請求することはできないことから、共有者全員の損害の賠償には、全員が当事者になることとなります）、原告側に有利な法律効果が他の共有者にも及ぶか否かについても疑義が残る、等が懸念されるので、避けた方がよいでしょう。

実際には、複数の著作権共有者がいる場合には、共有者のうち、特定の者が、他の共有者から権利行使を委託する旨の委託書を受領して、かかる委託書に公証と認証（I-7-2 参照）を得た上で、共有権利者を代表して、当該案件の処理を特定の弁護士に依頼することが一般です。

なお、代表者を選任せずに複数の共有者が当事者となる場合には、共有者の中の 1 名が他の共有者の意向を受け、連絡窓口として、弁護士との連絡を図ることが作業の円滑化を促進することになります。

法的に有効な委任状の条件

訴訟法には委任状の記載事項は規定されていませんが、実務上最低限の記載事項として、①委任者と受任者の名称、②住所、③委任事件、④委任範囲（受任者の権限）を明記しなければなりません。一般的に裁判所の様式に従うこととなります。

また、民事訴訟の場合に例外的に本人が裁判所に委任の意思を表明して、書記官がその旨調書に記載すれば、委任状の提出が不要となる場合もあります。

(ポイント)

- 弁護士に対する委任状を提出する者は、著作権者または独占的ライセンス。
- 著作権の共有者は、持分に応じて単独で権利行使することもできるが、それについては懸念材料が少なくない。著作権が共有されている場合には、代表者を選任し、代表者と他の共有者が委任契約を結んで、代表者に権利行使させることが多く、そちらの方が得策。その場合、弁護士に対する委任状は、代表者から弁護士への委任状のみでよい。
- 委任状に最低限記載すべき事項は、委任者と受任者の名称、住所、委任事件、委任範囲（受任者の権限）。

I-7-2

公証人による公証とは、どのようなものですか。

委任状については、日本において、日本の公証人による公証を受ける必要があります。かつ、台湾の場合、実務上、東京所在の台北駐日経済文化代表處での認証を受ける必要があります。

日本の公証人による公証

原則として、委任状の署名者（委任者）が公証役場に出向いて公証を受ける必要があります。署名者が公証役場に出向くことができない場合は、署名者からの委任状を用意し、委任を受けた者が公証役場へ出向き、公証を受けることもできます。

委任状へ押印する印鑑や添付書類は、代表取締役として署名するか、個人として署名するか等によって異なります。

- ①代表取締役が署名する場合： 代表印を押した委任状、代表印の印鑑証明書、登記簿謄本

- ②代表取締役以外の役員や社員が会社の肩書をもって署名する場合：
認印を押した委任状、認印の使用証明書（代表印を押印）、代表印の印鑑証明書、登記簿謄本

- ③個人として署名する場合： 実印を押した委任状、実印の印鑑証明書
例えば、漫画家などの個人の場合は、この形式になります。

台北駐日経済文化代表處での認証

上記の日本の公証人による公証を受けた書面に、台北駐日経済文化代表處での認証を受ける必要があります。

代表取締役が署名したものに限らず、会社関係の書面の認証を申請する際は、持参する人宛に、代表印を押印した当該会社からの委任状が必要です。会社の登記簿謄本及び印鑑証明書（各1通）が必要です。

台湾の場合、他国の大使館へ提出する場合に要求される日本の外務省の認証（アポスティユ）は不要です。

台北駐日経済文化代表處：

〒108-0071 東京都港区白金台 5-20-2

TEL: 03-3280-7811 (代表)

FAX: 03-3280-7923

(ポイント)

- 委任状については、日本の公証人による「公証」を受ける必要があります。また、台湾の場合、実務上、東京所在の台北駐日経済文化代表處での認証を受ける必要があります。

- 8 警告

侵害者に対する警告の意義・目的はどのようなものでしょうか。またどのくらいの費用がかかりますか。

意義・目的

警告書は基本的に侵害事実の告知と差止請求を求める書面です。特に形式にこだわる必要はありませんが、内容は、①権利者の権利が存在することの表明、②侵害の事実、③侵害行為が惹起する刑事責任と民事責任の内容、並びに④侵害の差止請求とそれに応じない場合は刑事／民事の責任追及が主だった内容となります。

警告書のもう一つの重要な目的は、相手方の善意の抗弁を防ぐことにあります。即ち、警告書を出すことにより、相手方は「知らなかった」といえなくなるわけであり、例えば「情を知って」（悪意）ということが犯罪の構成要件となっているものについても、警告書が受領されたことにより、悪意の立証に役立つこととなります。海賊版の製造業者の場合は、自ら他人の著作物の海賊版商品を製造しているという認識は持っており、あえて警告書により悪意の立証をする必要はありませんが、海賊版商品の販売業者の場合には、海賊版であることを知らずに販売していたというような抗弁を防ぐためにも、悪意の形成につながる警告書の提出は有益な手段といえます。

また、警告書のその他の目的として、関連する情報の提供、例えば偽造品の出所と在庫等情報の告知、在庫品の提示、帳簿の開示等の要請も記載されている例が、よく見受けられます。

費用

警告書の作成にあたっては、侵害事実を明確に記載した上で、かつ法律的に正しい主張を展開することが望めますし、また相手方の違法行為を止めるために説得力のある説明を行うことが必要です。そのためには、専門家の弁護士に依頼し作成してもらうことが望ましいといえます。この場合の費用は、事案の複雑さの度合いや証拠書類の量等によって変わりますが、通常、3 万元から 5 万元程度の費用を見積っておくとよいでしょう。

(ポイント)

- 警告書の意義・目的は、①侵害事実の告知と差止請求を求める、②相手方の善意の抗弁を防ぐ、③関連する情報の提供を要請する。
- 警告書の作成は、専門家の弁護士に依頼して作成することが望ましく、その弁護士費用は 3 万元から 5 万元程度。

I-8-2

どのような場合に警告書を出すのが適当でしょうか。逆に、警告書を出さない方がよい場合があるのでしょうか。

前項で説明したとおり、犯罪成立の要件として「悪意」であることを必要とする場合は、原則として警告書を出すべきです。そして証拠を保全するために、警告書を出した直後に、警察による強制捜査（家宅捜査と押収）の手續の実行を求めるべきです。

<民事訴訟との関係>

刑事手續を考慮せずに、単に民事上の責任を追及するという場合であっても、侵害事実を立証するための証拠を収集することが有用です。

警告書を送付することにより、これを受領した相手方は、違法行為をしたとの認識を有することになりますので、相手方が警告書受領以降も違法行為を継続したとすれば、少なくともその行為に関しては、被告側の故意または過失に基づくものといえ、警告書の送付はかかる被告側の故意または過失の立証に有力な証拠となります。

<刑事訴訟との関係>

前項で説明したとおり、海賊版商品の製造業者に関しては、海賊版商品を製造している事実を証明できる証拠物（海賊版の DVD、レコード等）を入手したときは、速やかに刑事告訴及び捜索・押収の行動に移すことが賢明です。この場合、まず警告書を送付してしまうと、海賊版の隠蔽工作に走ることを招きかねないので、かえって後日の捜索・押収活動の実効性を妨げることになります。

(ポイント)

- 犯罪成立の要件として「悪意」であることを必要とする場合は、原則として警告書を出すべき。また、証拠を保全するために、警告書を出した直後に、警察による強制捜査（家宅捜査と押収）の手續の実行を求めるべき。
- ただし、海賊版商品の製造業者に関しては、海賊版商品を製造している事実を証明できる証拠物（海賊版の DVD、レコード等）を入手したときは、速やかに刑事告訴及び捜索・押収の行動に移すことが賢明。

I-8-3

警告書にはどのような内容を盛り込むべきでしょうか。

警告書を出す相手方は、I-8-2で説明したような観点から、実務上の原則として、海賊版の製造業者でなく、海賊版を頒布している店や個人です。そのような相手方に対する一般的記載事項は、①権利者の権利が存在することの表明、②侵害の事実、③侵害行為が惹起する刑事責任と民事責任の内容、並びに④侵害の差止請求とそれに応じない場合は刑事／民事の責任追及が主だった内容ですが、詳細は下記の通りです。

- ・ 権利者であることの宣言
- ・ 相手方が頒布している商品が海賊版であること
- ・ 海賊版を発見したことの事実及びそれが海賊版であることの指摘
- ・ 違法行為の即時停止の請求
- ・ 今までの販売数および再販売先及び販売価格の開示の請求
- ・ 在庫状況の開示の請求
- ・ 入手経路の開示の請求
- ・ 仕入価格の開示の請求

その他、実効性は必ずしも高くはありませんが、関連する情報の提供、例えば偽造品の出所と在庫等情報の告知、在庫品の提示、帳簿の開示等の要請も記載されることが多いです。

警告書の内容として、特定の対象に対して侵害行為の停止を求めるときは、侵害の停止を要求する根拠（権利者であること）を明示し、容疑者にこれ以上侵害行為を継続しないこと、及びこれまで権利者に与えた損害への賠償などを約束するように求める旨の文言を盛り込むべきです。

関連業者又は広く消費者に対して警告する場合は、広く警告書を配布し、若しくは新聞に通告を掲載する方法で、権利者が自己の権利を侵害した行為に対して法律責任を追及する旨の意思を伝え、権利者の権利保全を図ることが必要です。

なお、警告書の送付は、「配達証明付内容証明郵便」や「配達証明郵便」等、特定の郵送方法を要するわけではありませんが、相手方が「知らない、見ていない」と言えないようにするため、配達証明付内容証明郵便を利用した方が無難です。

(ポイント)

- 警告書の一般的記載事項は、①権利者の権利が存在することの表明、②侵害の事実、③侵害行為が惹起する刑事責任と民事責任の内容、並びに④侵害の差止請求とそれに

応じない場合は刑事／民事の責任追及が主だった内容。

- 特定の対象に対して侵害行為の停止を求めるときは、侵害の停止を要求する根拠（権利者であること）を明示し、容疑者にこれ以上侵害行為を継続しないこと、及びこれまで権利者に与えた損害への賠償などを約束するように求める旨の文言を盛り込むべき。

警告条例 1 X社への内容証明書簡（日本語訳）

発信者：台湾〇〇〇〇法律事務所 〇〇〇 弁護士
住 所：台北市南京東路〇段〇号〇F
受取人：X 開發文化事業股份有限公司
住 所：台北市 F 区 D 路〇号〇F
受取人：R（X 開發文化事業股份有限公司法定代理人）
住 所：台北市 T 区 Q 路〇段〇弄〇号〇F
受取人：P
住 所：台北市 P 区 K 路〇号

主旨：

当事者日商・Y 股份有限公司（株式会社 Y）を代理して本書簡をご送達申上げるにつき、何卒下記説明の如く、貴社の著作権侵害行為を停止なされ並びに長期未決裁の印税を速やかにお支払賜りたく、然るべくご処理の程お願いする。

説明：

一、 日商・Y 股份有限公司（株式会社 Y）の主張するところに依れば：

「(一) 当社は雑誌各作品の合法被授權人及び単行本の専属被授權人の地位に基づき、X 開發文化事業股份有限公司（以下 X 会社と略称）との間に、それぞれ 20--年--月--日、--月--日に三部の雑誌（「公主」）及び漫画単行本の在在授權許諾翻訳出版契約を締結し、X 会社に契約有効期間内（一年間）に約定の作品を中文に翻訳した後台湾で出版、販売する権利を許諾する代わりに X 会社は印税を支払うべきと約定したが、然し同社が支払うべき印税の一部が今に至るも遅延して未決裁のままである。その後三通の契約は 20--年--月--日および--月--日に既に契約満期により終止した。当社は 20--年--月--日に書簡を以て X 会社に当該三契約は満期により終止した事実を通知し並びに同契約に依拠する、其の未払の印税に対する権利を当社は今なお有する旨重ねて具申しした。

(二) 当社は又別に X 会社と 20--年--月--日に一部の漫画単行本の授權翻訳出版契約を結び、契約有効期間は 20--年--月--日迄と約定した。然るに X 会社は契約第-条第-号及び第-条の規定に従って『発行部数報告書』、『翻訳権使用料の計算書』（印税計算書）及び『支払済み証明書』、（支払証明）等を提出せず、以て印税の計算、支払の義務を履行しなかったのである、しかも前掲の雑誌授權契約の印税支払の遅延延と併せて、其の約定作品を継続発行、出版する能力が無いこと至極明白である。それ故、当社は X 会社と 20--年--月--日に『覚書』を締結し、双方上掲契約の終止に合意した、X 会社の当該契約に依拠するすべての単行本発行、販売の権利はともに終止日 20--年--月--日に消滅するなお X 会社は再び契約の授權による翻訳、出版を為してはならないと合意したのである。当社と X 会社間の前記四部の雑誌及び単行本の授權契約が既に全数終止したにもかかわらず、X 会社は約定通りの印税を支払っていない、契約 17 条の規定に依れば、X 会社は契約終了後 6 个月内に継続して在庫の単行本作品を販売してはならないのである。

(三) この程把握したことによれば、X 会社はあえて当社の同意を経ずに、既に授權終止したもの及び従来から当社の授權を経ていない単行本作品を発行、販売し、しかも其の内頁及び表紙裏に『Translation rights arranged with Y inc.（注：Y inc.とは株式会社 Y の英文社名である）』及び『Y 獨家授權台湾中文版』の文字を標示した。かような行為は当社の著作権を侵害したのみならず、同時に刑法の偽造文書罪にも触れている。このため特に貴弁護士に委任して、当該会社宛に書簡を発信し、直ちに当社著作権を侵害する漫画単行本作品の複製、発行もしくは販売する行為を停止すること、並びに契約通りに遅延未払の全部の印税を支払うこと、及び再び当社の上掲著作権を侵害しない旨保証する誓約書の提出を要求する。さもなければ、当社は権益維護のために法に依り法律行動を採る。」

等語を以て、関連文件を添えて委任して来た。

二、株式会社 Y に代わって本書簡をご送達するにつき、何卒ご査収の上は然るべくご処理願いたい。

以上

侵害者に警告書を出す場合に留意する点としてはどのようなことがありますか。

警告書の送付が、公平取引法上の営業妨害とならないように行政院公平取引委員会の「著作権、商標権又は特許権侵害事件における警告書の送付に関する処理原則」（次頁参照）の規定に適合していなければなりません。相手方が同業者である場合には、公平取引法においては競争関係にあるとみなされるので、特に注意が必要となります。

警告書の送付対象について

(1) 特定の対象

送付対象については、以下の通り、優先順序が規定されています（「著作権、商標権及び特許権の侵害に関わる警告書の送付に関連する事件の処理原則」参照）：

第一順位：警告書の送付に先だって侵害容疑品の製造者、輸入者あるいは代理店に対して通知し、侵害の排除を要請するもの。

第二順位：小売店、量販店、デパート等に対して警告書を送付し、侵害の排除を要請するもの。

まずは侵害容疑品の製造元又は提供元若しくは入荷元である製造業者、輸入業者あるいは代理店に対して通知します。例えば、捜査・押収の後、更に侵害を排除するために、通知をすることが想定されます。ただし、第一順位の業者等について、調べても分からなかった場合には、第一順位への送付を経ずして、第二順位に送付することができるとされています。

不十分な調査のままで直ちに、小売店等に対して警告書を送付しますと、営業妨害ということで逆に訴えられる危険性もありますので注意する必要があります。

(2) 不特定の対象（新聞への掲載）

警告書の送付方法は目的によって異なります。主に容疑者に侵害行為の停止を求める場合は通常一般の警告書（対象が特定）で行いますが、場合により、新聞に掲載して公に警告の声明をすることもできます。

すなわち、これは、対象を特定しないで、単に、権利者の権利が侵害され、海賊版商品を発見した等の事実を述べることで、消費者に注意を呼びかけるものです。

もっとも、こうした新聞への掲載による公開警告では、著作権侵害事件に係る訴訟提起前に書面による侵害排除請求をしたかどうか、という認定においては、書面による侵害排除請求をしたものとはみなされません。

また、複数の不特定の容疑者、販売店又は製造者に対して、個別に個人宛ての警告書を送付する代わりに、警告書を新聞に掲載するというやり方もよくあります。これは、権利者の権利行使の確固たる意思表示を明らかにすることにより、その後の権利侵害行為に対する抑止効果を期待すると同時に、知的財産権を重視する立場を一般消費者大衆や業界全般にアピールすることもできるという利点があります。

但し、公平取引委員会が制定した「著作権、商標権及び特許権の侵害に関わる警告書の送付に関連する事件の処理原則」によれば、警告書の送付が公平取引法に基づく取締対象となるべき営業妨害行為を構成することもありうるので、この点、注意を要します（なお、同処理原則は2004年11月現在において、主務機関の公平取引委員会の主導で見直し作業が進められていますが、その内容の詳細は未だ明らかになっていません）。

▲ 解説--著作権、商標権及び特許権の侵害に関わる警告書の送付に関連する事件の処理原則

台湾では、知的財産権に対する権利意識が向上する中、知的財産権侵害が企業間紛争の火種になる事案が年ごとに増えています。景気の影響、市場戦略、ロイヤルティ徴収の必要性等から、外国企業が主導する知的財産権侵害訴訟のみならず、台湾企業間での知的財産権侵害訴訟も増加傾向にあります。

しかし他方、このような傾向の中、権利侵害を理由とする警告書の送付や新聞広告を利用した公開警告の乱発による営業妨害の可能性が大きくなり、権利者による権利濫用行為を阻止し、正当な権利行使を確保する要請も強くなったため、公平取引委員会による処理原則が制定されるに至りました（「著作権、商標権及び特許権の侵害に関わる警告書の送付に関連する事件の処理原則」・1997年5月初制定・2001年1月最新改正）。

同原則は10か条から構成され、大原則をまとめれば次のとおりです：

a. 警告書の送付手順

原則上、警告書の送付に先だって侵害容疑の製造者、輸入者或いは代理店に対して通知をし、侵害の排除を要請することが必要となります。

但し、こうした侵害排除の通知がなされなくとも、合理的な可能な範囲内の注意義務を尽くした場合、もしくはかかる通知が客観的に不可能な場合、権利行使の正当な行為とみなすことができます。（処理原則第3点から第5点まで）

b. 警告書の内容と添付書類の要求

(a) 権利主張を明確にするための措置

警告書を送付する前に裁判所の第一審判決を経て著作権侵害を確認できるものは、警告書を送付しても、公平取引法に抵触することはありません。

裁判所の判決による権利侵害の事実の確認まで出来なくても、著作権を侵害し得る容疑対象物を、司法院と行政院によって協調指定された鑑定専門機構に送付し、鑑定報告書を作成してもらって、その鑑定内容を掲示すれば正当化することができます。（処理原則第3点から第5点まで）

(b) 競争相手の営業を妨害しないこと

形式的な要件を充たしても、実質上の競争阻害があるかないかの点についての配慮も必要となります。

公平取引法第19条、第21条、第22条又は第24条などに違反しないために、関係者の商業信用、市場における競争基本条件の尊重を念頭に置く必要があります。（処理原則第6点から第10点まで）

最近、日本や米国等諸外国における著作権等を台湾のメーカーや貿易会社に主張する事案が発生しています。外国での権利を台湾域内の者に通告するための書状は、上記の「著作権、商標権及び特許権の侵害に関わる警告書の送付に関連する事件の処理原則」の適用対象になるかどうかがまず問題になり

ますが、原則として、警告書の宛先が台湾の業者になるので、同公平取引法と処理原則の適用を受けると考えます。

また、実体的な権利の有無によって警告書の扱いも多少異なると懸念する向きもありますが、いずれにしても、権利主張の基礎となる準拠法に基づく（１）権利侵害実態の分析と（２）関連法律の問題提示が二大要点であることは変わりありません。著作権を保有していない場合の対応は、原則上類似の配慮を要しますが、侵害する権利に関する説明がそれなりに異なります。即ち、著作権侵害意見書の形態と違い、この場合では不正競争防止法違反の根拠に関する最低限の説明と論理を解き明かす必要があります。

警告書の文面と内容について

警告書に記載すべき内容については、**I-8-2**を参照してください。

警告書の準備にあたっては、まず、著作権があってもその権利範囲と保護期間に間違いがあれば権利がないのに警告を行ったということで問題になりますので、権利の内容、範囲及び保護期間等につき精査することが必要です。

また、警告書では、著作権の侵害の態様につき説明する必要がある点について注意してください。侵害の態様を指摘することなく相手方の特定の行為の差止請求や損害賠償請求を要請するだけでは、極端な場合、強要罪または恐喝罪にあたるというような批難を惹起させかねません。したがって、権利侵害の実態を客観的に理解できる程度の内容の説明を最低限記述し、警告内容の合理性を確保することが必要となります。

警告書においては、無用な反論や反応を避けるためにも過激な表現や相手方を侮辱するような表現を避けることも必要です。

証拠収集への影響について

証拠を保全するために、警告書を出した直後に令状に基づいて家宅捜査と押収を実行すべきです。

容疑者の侵害行為の程度が軽微で、直ちに刑事告訴を提起する必要がないと判断したときは、ひとまず侵害者に警告書を発しても構いません。逆に、容疑者の侵害行為が重大なことを十分に証明できる証拠物をつかんだときは、速やかに刑事告訴及び捜索・押収の行動に移すことが賢明です。この場合にまで、警告書を送付すると、容疑者自身、自分の犯行がすでに発覚し、マークされたことを知り、さらには海賊版の隠蔽工作に走ることも招きかねないので、かえって後日の捜索や押収行動に不利に働く可能性があります。

警告書送付後の注意点

警告書を発した後、権利侵害容疑者がなお侵害行為を続け、しかも権利者の要求に応じない場合は、刑事告訴状を提出した上で刑事手続として捜査・立件・訴追してもらうことが賢明です。警告書送付後、鑑定書などの関連書類を揃えて管轄検察署（参考-4-3 参照）に告訴を提起することができます。告訴権については、

犯罪の事実を知った時から **6** ヶ月以内に行わなければ時効により刑事告訴できなくなりますので、注意を要します。(刑事訴訟法 **237** 条 **1** 項)。

(ポイント)

- 警告書の送付が、公平取引法上の営業妨害とならないように行政院公平取引委員会の「著作権、商標権又は特許権侵害事件における警告書の送付に関する処理原則」に留意。
- 十分な証拠をつかんでいる場合には、警告書を出さずに刑事告訴することが賢明。そうでない場合には、証拠を保全するために、警告書を出した直後に令状に基づいて家宅捜査と押収を実行すべき。

- 9 刑事手続

台湾でも海賊版の摘発のためには民事手続による対応よりも刑事手続による対応を求めるほうが効果的なのでしょうか。

民間で出来る調査・摘発には限界があります。海賊版製造業者の摘発には、危険を伴う場合もありますし、また違法品を証拠品として押収するためには、警察による強制捜査を行ってもらい、裁判所の押収令状による証拠の押収をするのが一番効果的な手段です。また、違法行為を直ちに止めさせる場合、違法品の押収、違法品の製造に供された複製機器の押収、そして被疑者の逮捕を行うのが最も効果的です。したがって刑事手続の方が権利執行を効率よくかつ円滑に進めるためには効果的手段であるといえます。

また、警察による強制捜査、そしてその後の刑事手続は公費で行われるものであり、民事手続と異なり、権利者の経済的負担が大幅に軽減されます。

(ポイント)

- 刑事手続の方が権利執行を効率よくかつ円滑に進めるためには効果的手段であり、権利者の経済的負担も比較的小さくて済む。

I-9-2

著作権侵害に対する刑事訴追には刑事告訴を必要としますか（親告罪か否か）。また刑事告訴が出来るのは、著作権者だけに限られるのでしょうか。

親告罪と非親告罪

日本と同様、台湾においても、海賊版商品の製造（複製権侵害）や、上映権、演奏権、放送権その他の著作財産権の侵害に対し刑事手続を開始する場合、被害者による刑事告訴があることを要します（親告罪）。しかし、例えば光ディスクに複製する方法で販売または賃貸を目的として無断複製を行った場合（著作権法 91 条 3 項）や、著作権侵害行為を「業として行った場合」（著作権法 94 条）は、非親告罪とされており、被害者の刑事告訴がなくても起訴はできるとされています（参考 2-3-6 参照）。ただし、実際には、このような場合であったとしても、被害者、即ち、権利者側からの刑事告訴があるのが通常です。なお、犯罪の事実を知った時から 6 ヶ月以内に刑事告訴を行わなければ時効となってしまいますので注意を要します。（刑事訴訟法 237 条 1 項）。

刑事告訴の主体

台湾の場合、普通、認可を得ていない外国法人は刑事訴訟の主体になれませんが、著作権法は特許法・商標法と並んで、台湾政府の認可を得ていない外国の会社法人に対して、特別規定をもって権利侵害の刑事告訴の権利を認めています（著作権法 102 条）。また、著作権者以外に独占的ライセンシーも刑事告訴できることが条文上規定されています（著作権法 37 条 4 項）。

権利者側の費用の最小化、台湾の弁護士との円滑かつ迅速な連携等の観点から、台湾における独占的ライセンシーに刑事告訴を要請することも有効な方法であるといえます。台湾現地のライセンシーによる刑事告訴の場合、委任状の作成を含め全て台湾域内での作業となり、円滑な権利執行を期待できます。

非独占的ライセンシーには刑事告訴権はありませんが、日本側における権利者による刑事告訴のために多岐に亘る協力を要請することは必要です。

因みに、独占的ライセンシーは著作権の侵害に関する民事訴訟の提起もできます（著作権法 37 条 4 項）。

刑事告訴をする場合の注意点①：告訴の取消（示談との関係）

告訴の取消が可能な時期については、日本と異なっていることに注意が必要です。すなわち、日本では、いったん起訴されてしまえば、その後に告訴を取消することはできませんが、台湾の刑事訴訟法では、「告訴」は、「第一審の弁論終結前」まで取消が可能であるとされています。起訴後に示談が成立し、告訴が取消された場合には、裁判所は、「不受理の判決」を言渡すものとされています（刑事訴訟法 303 条 3 号）。

告訴を取消した者は、再び告訴することはできません（刑事訴訟法 238 条 2 項）。また、

親告罪において、共犯者の一人に対して告訴した場合には、その告訴の効力は、他の共犯者にも及び、同様に、共犯者の一人に対する告訴を取消した場合には、その取消の効力は、全ての共犯者に及びます（刑事訴訟法 239 条）。例えば、関与の度合いが低い一部の者について告訴を取消したつもりであっても、その結果として、首謀者にも告訴取消の効果が生じてしまいますので、注意が必要です。

刑事告訴をする場合の注意点②：告訴状の提出先

告訴の提出先としては、検察署、警察、法務部（日本の法務省に相当）調査局の 3 つがあります。

このうち、具体的な事件についてどこに提出するのが最良かは、事件の規模・性質や、担当弁護士の仕事のやり方等によって、多様な意見があり、一概には言えません。例えば、法務部調査局は、情報収集力に優れており、最近は知的財産権侵害を積極的に取扱うようになってきているといわれ、台湾全土にわたるような大規模な侵害事件や、海賊版製造工場の摘発などの事件は法務部調査局に告訴し、地域が限定的な事件や販売店の摘発などの事件の場合には警察に告訴するのがよいといった意見があります。どこに告訴するかは、具体的な案件ごとに、担当弁護士によく比較検討してもらい、最良の選択をするよう心がけることが重要です。

刑事告訴をする場合の注意点③：經濟部査禁仿冒商品小組の活用

經濟部査禁仿冒商品小組（ACC=Anti-Counterfeiting Committee）は、権利者と捜査機関等との連絡・調整役として機能します。被害者からの相談にのり、警察との連携をとります。実際の捜査は警察や法務部調査局が行います。

外国人権利者の告訴の場合、言葉の問題などから警察との連絡調整がうまくいかないことがあります。經濟部査禁仿冒商品小組は英語のできる職員を擁しており、権利者と警察との間に入ってくれます。特に外国の権利者が警察の積極的助力を得て円滑に権利執行の進行をはかるには、經濟部査禁仿冒商品小組に相談しておくことが役立つだろうと思われます。

經濟部査禁仿冒商品小組の連絡先電話番号は 0800-211-039 です。

刑事告訴をする場合の注意点④：自訴

台湾には、刑事手続において「自訴」の制度があります（刑事訴訟法 319 条以下）。

刑事事件において、訴追権を有するのは原則として検察官ですが、台湾では、被害者が被疑者を訴追することが認められています。例えば、被害者が有力な証拠を確保していて、検察官による訴追よりも、被害者自身が被疑者を訴追した方が迅速・確実に有罪にもっていけると自信を持てる場合には、自訴の提起も一方法です。同一事件について検察官が捜査を開始したときは更に自訴を提起することができないことが原則となっています。著作者権侵害事件のような親告罪の場合には、犯罪の直接被害者が自訴を提起するこ

とが認められています（刑事訴訟法 323 条 1 項）。

また、通常の刑事事件において検察官が公判期日で行うことのできる訴訟行為は、自訴の場合には、検察官にかわって自訴人（通常は、その代理人である弁護士）が行います。自訴は、訴訟の進行を検察官まかせにせず、権利者側でコントロールできることや、捜査段階を省略することで時間の節約になるというメリットが指摘されますが、他方、自訴人は検察官のような強制捜査権を与えられるわけではなく、令状に基づく捜索・差押を行うこともできません。これでは刑事手続のメリットを生かせないため、現実には、最初から自訴することは適切な対応とは考えにくいといえます。

権利者としては、まず警察等に告訴して捜査を求めることが先決です。自訴を検討するのは、現実問題として、捜査機関がなかなか捜査を進展させず、権利者としては待ちきれない場合や、検察官が不起訴にするだろうという見通しを持つ場合などとなると思われます。

（ポイント）

- 台湾では、著作権侵害に関する罪は原則として親告罪だが、例えば光ディスクに複製する方法で販売または賃貸を目的として無断複製を行った場合や、著作権侵害行為を「業として行った場合」は、非親告罪である。実際には、非親告罪であっても、権利者側からの刑事告訴があるのが通常。
- 台湾政府の許可を得ていない外国の会社法人であっても、刑事告訴が可能。
- 独占的ライセンスも刑事告訴が可能。円滑な権利執行の観点から、台湾における独占的ライセンスに刑事告訴を要請することも有効な方法。
- 告訴の取消については、日本と台湾では制度が異なる点があり、注意を要する。
- 告訴状の提出先については、検察署、警察、法務部調査局があり、それぞれ特性がある。どこに告訴するかは、具体的な案件ごとに、担当弁護士によく比較検討してもらうことが重要。
- 台湾には自訴の制度がある。捜査機関がなかなか捜査を進展させず、権利者としては待ちきれない場合や、検察官が不起訴にするだろうという見通しを持つ場合に、自訴を行うことが想定される。

- 9 - 3

刑事告訴が受理されれば、殆どの場合、警察による強制捜査が行われるのでしょうか。また、刑事告訴がなくても強制捜査が行われるということはありませんか。

権利者側がある程度信憑性の高い証拠を示し、また犯罪行為の悪質性を説明して告訴を行う場合、そして更に、指摘される犯罪行為の成否について学説または判例上の意見の分かれがない場合（即ち、学説によって犯罪の成立を否定するような考え方がない場合）、強制捜査につながる可能性は極めて高いといえます。

刑事告訴は、理論的には公訴提起（起訴）の要件であって、捜査開始の要件ではありません。場合によっては警察による強制捜査が先行する場合があります。この場合には、起訴する段階で、改めて告訴状の提出が要請されることとなります。調査局（参考-4-2 参照）や警察当局が、秘密裡に捜査活動を行うことを目的として、容疑犯行に対する強制捜査の令状申請も被害者の告訴もない状態で、強制捜査を実施することがよくあります。当事者は強制捜査の実施の後に、押収される海賊版の検証などをして、必要に応じて告訴状を提出することとなります。

また例えば光ディスクに複製する方法で販売または賃貸を目的として無断複製を行った場合（著作権法 91 条 3 項）は、親告罪ではありませんので、刑事告訴がなくても捜査、摘発及び起訴が行われる場合もありますが、実際には、このような場合でも権利者側からの刑事告訴があるのが通常です。

捜査機関がなかなか捜査を進展させず、権利者としては待ちきれない場合には、I-9-2で説明した「自訴」によって、刑事手続を進展させるのも一方法です。

（ポイント）

- 権利者側がある程度信憑性の高い証拠を示すことができれば、刑事告訴の受理が強制捜査につながる可能性は高い。
- 刑事告訴の前に、調査局や警察当局が、強制捜査を実施することもある。この場合、権利者側は、強制捜査後に必要に応じて告訴状を提出することになる。

I-9-4

刑事手続によりどの程度の刑罰が科されるのでしょうか。

著作権法で規定されている刑罰は以下の通りです。

1.複製権の侵害

a. 原則（91条1項）

無断で、複製の方法により他人の著作財産権を侵害した者は、3年以下の有期懲役、拘留に処すか、又は75万元以下の罰金を科するか、又は併科する。

b. 販売または賃貸を目的とした場合（91条2項）

販売又は賃貸を目的として、無断で複製の方法により他人の著作財産権を侵害したものは、6ヶ月以上3年以下の有期懲役に処し、20万元以上200万元以下の罰金を併科することができる。

c. 光ディスクに複製する方法で、販売または賃貸を目的とした場合（91条3項）

光ディスクに複製する方法で2項の罪を犯した者は、6ヶ月以上5年以下の有期懲役に処し、50万元以上500万元以下の罰金を併科することができる。

※例外的に、非親告罪となっている。

2.頒布権の侵害

a. 原則（91条ノ2第1項）

無断で所有権移転の方法により著作原作品もしくはその複製物を頒布して他人の著作財産権を侵害した者は、3年以下の有期懲役、拘留に処すか、又は50万元以下の罰金を科するか、又は併科する。

b. 著作財産権を侵害する複製物と知って行った頒布の場合（91条ノ2第2項、4項）

著作財産権を侵害する複製物であることを知りながらこれを頒布し、又は頒布を目的として公開で陳列し、又は所持した者は、3年以下の有期懲役に処し、7万元以上75万元以下の罰金を併科することができる。

2項の罪を犯したが、その物品入手先を供述し、検挙に結びついた場合は、その刑を軽減することができる。

c. 光ディスクに複製する方法で、著作財産権を侵害する複製物と知って行った頒布の場合（1条ノ2第3項、4項）

2項の罪を犯し、その複製物が光ディスクである者は、6ヶ月以上3年以下の有期懲役に処し、20万元以上200万元以下の罰金を併科することができる。

※例外的に、非親告罪となっている。

3項の罪を犯したが、その物品入手先を供述し、検挙に結びついた場合は、その刑を軽減することができる。

3. 公開口述、公開放送、公開上映、公開実演、公開伝送、公開展示、改作、編集又は貸与等の方法による侵害

①92条

無断で、公開口述、公開放送、公開上映、公開上演、公開伝達、公開展示、改作、編集、又は賃貸の方法により、他人の著作財産権を侵害した者は、3年以下の有期懲役、拘留に処すか、又は75万元以下の罰金を科するか、又は併科する。

4.70条「音楽著作物の強制利用許諾を得たものに対する複製物の台湾域外輸出の制限」に違反する罪と87条「著作権侵害と見なされる行為態様」を構成するものに科する罪

※「音楽著作物の強制利用許諾を得たものに対する複製物の台湾域外輸出の制限」とは：音楽の著作物が録音物として発行され、6ヶ月間が経過した場合、誰もが自由に、主務官庁が定めるライセンス・レートに基づく使用料を支払うことにより、当該音楽著作物の利用許諾を受けることができます。しかし、かかる音楽著作物の強制利用許諾を得て製造されたものは、必ず、台湾域内のみでの頒布しか許されないとされるため、かかる制限に違反した者に対して課されるのがこの罪です。

①93条

次に掲げる事由の一がある者は、2年以下の有期懲役、拘留に処すか、又は50万元以下の罰金を科するか、又は併科する。

- 一、 15条から17条で定める著作者人格権を侵害した者。
- 二、 70条の規定に違反した者。
- 三、 87条1号、3号、5号、又は6号の方法の一により他人の著作財産権を侵害した者。ただし、91条ノ2の第2項及び第3項で定める状況にある場合を含まないものとする。

5. 無断複製、頒布、公開口述、公開放送、公開上映、公開実演、公開伝送、公開展示、改作、編集又は貸与等の方法による侵害の常習犯の罰則

①94条第1項

91条1項、2項、91条ノ2、92条又は93条に定める犯罪を業とする者は、1年以上7年以下の懲役に処し、並びに30万元以上300万元以下の罰金を併科することができる。

②94条2項

91条3項に定める犯罪を業とする者は、1年以上7年以下の懲役に処し、並びに80万元以上800万元以下の罰金を併科することができる。

※例外的に、非親告罪となっている。

6. 112条「早期無断翻訳著作物の継続無断複製と販売の罪」

※「早期無断翻訳著作物の継続無断複製と販売の罪」とは：

台湾において、1992年6月10日以前に、権利者に無断で翻訳された外国人著作物の翻訳著作物が、その時点まで著作権法上の保護を受けたのであれば、1992年6月10日以降の無断複製及び販売が禁止されるという内容の罪です。

①95条

112条の規定に違反したものは、1年以下の懲役、拘留に処し、又は2万元以上25万元以下の罰金を科し又はこれを併科する

7. 59条「電腦プログラム著作物の非合理的複製」と64条の「合理的利用の際の原作出所明示義務」と「著作者氏名明示義務」違反の罪

※ 「電腦プログラム著作物の非合理的複製」とは：

家族に使用させるべくコンピュータプログラムを複製することである。

※ 「合理的利用の際の原作出所明示義務」、とは：

競合の出版社から出版された物の内容に関し、出所を明示して引用することの義務。

※ 「著作者氏名明示義務」とは：

複数の者が著者として執筆した作品を分冊にして出版した場合、当該出版物に著者の氏名を正確に明示する義務をいいます。

①96条

59条第2項又は64条の規定に違反したものは、5万元以下の罰金を科する。

8. 80条ノ2「権利管理に関する電子情報」を無断に削除或いは変更の罪

①96条ノ2

80条ノ2に違反したものは、1年以下の懲役、拘留に処し、又は2万元以上25万元以下の罰金を科し又はこれを併科する。

9. 罰金について犯人の資力を斟酌(96条ノ3)

本章により罰金を科するときは、犯人の資力及び犯罪収益を斟酌しなければならない。犯罪収益が罰金の最も多い額を超えるときは、その犯罪収益の範囲内で情

状を考慮して加重することができる。

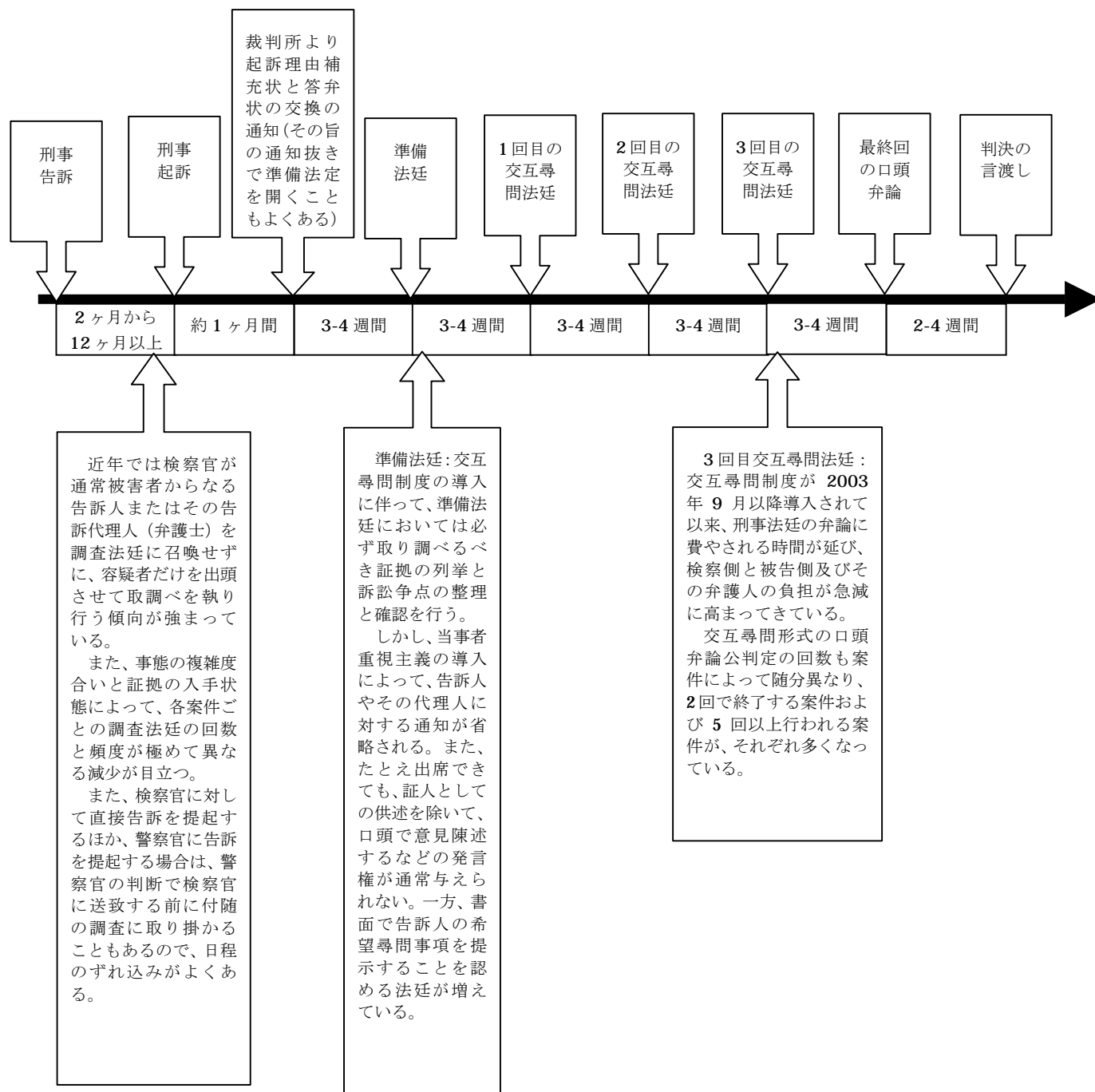
10. 法人の連座刑事責任（101条）

法人の代表者、法人若しくは自然人の代理人、又は被雇用者その他の従業員が、業務の遂行により 91 条から 96 条ノ 2 までの罪を犯したときは、各当該規定によりその行為者を処罰するほか、当該法人又は自然人に対しても各当該条文に定める罰金を科する。

前項の行為者、法人又は自然人の一方に対して為した告訴又は告訴の取り下げは、他方にも効力が及ぶ。

資料

刑事手続の流れの概要



- 10 民事手続

刑事手続の他に取りうる手段は何がありますか。

著作権侵害行為に対する刑事告訴を全て警察が受理してくれるとは限りません。警察による捜査・摘発が行われない事案については、民事手続による措置が必要となります。また、刑事手続による捜査・摘発があった事案についても、損害を回復するための民事手続が考えられます。

民事手続の目的としては、主として以下の**3**つがあります。

- A) 侵害行為の差止の仮処分、損害賠償を保全するための仮差押、証拠保全
- B) 侵害行為による損害の賠償
- C) 侵害案件の判決の全文または一部を、新聞または雑誌に掲載することの請求

しかし、海賊版商品についての権利執行の場合、海賊版であることが明白である限り、侵害行為の差止のためには、民事手続をとる場合の費用及び時間を勘案すると、結論としては可能な限り刑事手続として対応すべきです。勿論、損害賠償については、あくまで民事手続による回収方法しかありませんので、賠償を求める場合、これについては選択の余地がありません。次ページ以降で詳論します。

なお、日本企業や日本国民は、互惠原則により民事訴訟の提起を独自に行うことが可能ですが、台湾に事務所を設置していない外国法人の場合は、提訴地に訴訟費用の担保金供託が必要となります（民事訴訟法第96条）。

(ポイント)

- 警察による捜査・摘発が行われない著作権侵害事案については、民事手続による措置が必要。また、刑事手続による捜査・摘発があった事案についても、損害を回復するための民事手続が重要。
- 侵害行為の差止のためには、民事手続をとる場合の費用及び時間を勘案すると、結論としては可能な限り刑事手続で対応すべき。損害賠償は、民事手続による回収方法しかない。

保全手続について教えてください。

保全手続としては、「仮処分」、「仮差押」、「証拠保全」があります。

「仮処分」とは、特定の相手方の特定の作為又は不作為を裁判所の強制的な命令により確保する処分です。例としては、ある特定の者が海賊版商品の製造販売をしている場合、かかる製造販売の停止を命ずる裁判所の仮処分命令を挙げることができます。

「仮差押」とは、特定の相手方の特定された財産の処分を凍結させる裁判所による強制処分です。例としては、ある特定の者が海賊版の製造販売をしている場合、かかる者に対する損害賠償請求権を保全するため、その者が所有する不動産を仮差押する裁判所の仮差押命令を挙げることができます。

「証拠保全」とは、入手困難であるが、重要な証拠を裁判所の命令で相手方より強制して提示してもらう民事手続をいいます（日本では証拠保全には強制力はありませんが、台湾では強制力があります）。

仮処分の手続の具体的な内容について教えてください。

仮処分の概要

知的財産権の権利者は、海賊版商品の製造販売業者に対して、当該海賊版商品の製造・販売停止を要求することができます（民事訴訟法第 532 条）。著作権侵害の判断は、ソフトウェアプログラム等、海賊版商品の外形から確認し難いものを除いて、比較的明確なので、仮処分の申立も比較的容易となります。

仮処分はまず、裁判所に仮処分の裁定を申し立てることから始まります。仮処分申立書を作成の上、裁判所指定の窓口へ提出すると、1～2 週間内に、期日の通知がなされます。裁判所が許可した仮処分についての裁定には、権利者が関連商品の製造・販売を差止めることができる旨の記載の他、権利者が提供すべき担保金の金額も記載されます。

権利者は裁定の内容により裁判所に担保金を供託した後、裁判所民事執行処に仮処分執行の申立をすることとなります。権利者からの申立を受けて、民事執行処は直ちに裁定に基づいて差止の命令を発し、又は訴訟代理人が立ち会いの上、書記官により仮処分の手続を執行します。

仮処分の要件

侵害事件の調査が始まってから訴訟が行われるまでの間、侵害者の侵害行為に対する差止は仮処分が最も効果的です。仮処分は金銭以外の請求を対象に取る保全手段であり、訴訟係属前か訴訟係属中かを問わず、申立により仮処分を執り行うことができます。その要件は次の通りです。

(1) 手続き上の要件

- ① 管轄裁判所（参考-4-3 参照）に申立てること： 仮処分については、事件の管轄裁判所が管轄します。但し、差し迫った場合には、海賊版商品の所在地にある地方法院（日本の地方裁判所に相当）がこれを管轄します。（民事訴訟法 533 条、524 条）
- ② 仮処分請求原因の釈明： 仮処分を請求する原因について釈明しなければならないことに注意する必要があります。債権者が前記釈明を十分に尽くしてしていない場合でも、債務者が受ける可能性のある損害について既に裁判所が決めた担保を提供したときは、仮処分の命令を妨げないこととなります。（民事訴訟法 533 条、526 条）

(2) 前提条件

強制執行の対象となる非金銭的請求を保全するための請求権であること。

例えば、特定の不作为（海賊版の製造販売の差止）を目的とする請求権をいいます。

被告側の対抗手段

(1) 仮処分の取り消し

被告は、反対担保金を提供して、仮処分取り消しを申し立てることができます（次頁の「(3) 反対担保金算定（被告側）」を参照）。

(2) 仮処分の取消しの理由は次に限定されます（民事訴訟法 536 条 1 項）：

a 仮処分が保全する請求が、金銭の支払いによって目的達成できるものであること；

または

b 被告が当該仮処分によって補償しがたい重大な損害を被るおそれがあること；

または

c その他の特別事情。

(3) 裁判所の被告側意見聴取：

2003 年の改正民事訴訟法 538 条 4 項によって、債務者（被申立人。この場合、被告）側の自由を拘束する仮処分を下す前には必ず債務者と債権者（申立人。この場合、原告）両方の口頭弁論陳述が聴取されることとなりました。

(4) 申立人側に対して一定の期間以内に本訴提起することを要求すること

これにより、申立人側が一定の期間内に本訴提起しなければ、仮処分が取り消されることがあります。

所要期間、執行条件及び経費；反対担保金の算定基準：

<所要期間>：

従来の制度では、申立人側の申立を受理して、裁判所は職権に基づく審査を経て、裁定を以って決定命令を下す段取りをとっていたので、仮処分の申請から通常 2 週間ほどで決定が下されていました。

2003 年以降の民事訴訟法改正法施行以来、裁判所が被告側の意見聴取をするようになり、被申立人側の反論や抗弁など、本訴に匹敵するくらいの時間と手間を要する事例が定着化してきています。そのため、数ヶ月から 1 年以上まで審理

時間が長期化する傾向が見られるようになってきています。

<費用>

(1) 弁護士費用

弁護士費用は従来の制度では**20** 万円程度かかりましたが、**2003** 年民事訴訟法の改正によって、手続の長期化と煩雑化に拍車がかかり、出廷の回数が激増する中、従って、弁護士費用もかさむようになってきています。**2004** 年現在では**1** 件につきおよそ**30** 万円から**50** 万円ほどの弁護士費用がかかります。

(2) 担保金算定

申立をする側が供託する担保金の金額は、基本的に、当該仮処分によって被申立人側に発生することが予想される損害額を想定して算定されます。すなわち、被申立人が仮処分を受けた場合に、当該仮処分が無効と確定して解除されたならば、それまでの期間に当該仮処分により被申立人が被ると損害額を想定して算定されます。ただし、実務上、訴額（原告人が主張する損害額）も参考にして判断されることがあります。

2003 年以降の新制度では、被申立人側の意見聴取が定例化してきた結果、担保金を巡る議論が多岐化し、意見の対立にさいなまれる裁判官の苦境が伺われます。ある事例では申立人側が既に**2** 億円ほどの担保金を算定して供託の準備を整えたのに、被申立人側からは**100** 億円ほどの損害を主張されて、膠着事態が継続している状態となっているようです。

上記のように、仮処分の担保金は、被申立人が仮処分を受けた場合に「当該仮処分が無効と確定して解除されたならば、それまでの期間」に被る損害額を想定して算定されます。この「当該仮処分が無効と確定」する時点とは、本来的には、本案判決が確定した時点と考えられますが、実務上では、本案判決が確定するまでに**2**、**3** 年かかることを想定して、算定がされています。すなわち、担保金の金額は、被申立人が一年間受け得る損害額の**2** 倍から**3** 倍となるのが実務上の通例となっています。

担保金は将来申立人側の勝訴が確定した場合、申立人に戻されます。

逆に、仮処分が不当であることを理由に取消されたり、或いは申立人側が一定期間内に本訴の提訴をしなかった場合、担保金が被申立人側が蒙った損害の賠償に優先的に充てられることとなります。

(3) 反対担保金算定（被告側）

仮処分の反対担保の供託による取消しは禁止されていませんが、但しそれは被

申立人側に回復しがたい損害が予想される場合に限ると規定されています。その上、たとえ反対担保の供託を条件にもとの仮処分を取り消すことがあっても、反対担保の金額は、仮処分の申立人側の供託した金額をそのまま援用するわけではなく、必ず申立人側が（被申立人の行為を差止める旨の）仮処分を取り消された場合蒙り得る損害を想定して計上された金額でなければなりません（仮処分の申立人側の担保金と被申立人側の反対担保金の計算基準を区別して理解することが本来的には重要です）。しかし、近年では申立人が納入した担保金と同等の金額の納付を認めて、仮処分裁定を取り消した事案が増えています。

（4）その他

仮処分決定後、**30** 日以内に申立人側が強制執行の申し立てをしなければ決定が無効になります。当該執行の請求に別途執行料金がかかります。（強制執行法 **132** 条及び **28ノ2** 条）。作為又は不作為を強制する仮処分は、**3,000** 元の執行費用がかかります。

（ポイント）

- 侵害事件の調査が始まってから訴訟が行われるまでの間、侵害者の侵害行為に対する差止は仮処分が最も効果的。
- 仮処分が下されるためには、担保金の納付、管轄裁判所に申立てること、仮処分請求原因を積明すること、強制執行の対象となる非金銭的請求を保全するための請求権であること、請求対象の現状が変更されてしまうと、後日強制執行ができず、又は執行が難しいおそれがあること、等が必要である。
- **2003** 年民事訴訟法改正法施行以来、審理時間が長期化する傾向がみられる。
- 被告側による反対担保の供託により仮処分が取消される場合もある。

仮差押の手續の具体的な内容について教えてください。

仮差押手續の概要

権利者が侵害者の侵害行為について損害賠償を主張するに足りる十分な証拠を把握しているときは、これらの証拠を根拠に侵害者の財産を対象に裁判所に仮差押の申立をすることができます。権利者が、侵害者の場所に権利侵害に係る商品が保管されていることを知り得たときは直ちに仮差押命令を申立て、仮差押命令を執行する形で事件の関連海賊版商品を差押えることにより、その流通を止めることもできます（I-10-3で説明したように、仮処分手續において、当該海賊版商品の流通停止を要求することもできます。どちらかといえば、仮処分手續による方が「正攻法」といえます）。

仮差押の執行にあたっては、まず裁判所に仮差押の裁定の申立をしなければなりません。

仮差押はつまり金銭的請求又は金銭的請求になり得るものを保全する強制執行です。（付帯）民事損害賠償訴訟を提起するかどうかを決めるにあたって、まず被告の財産状況を調査し、賠償金の支払いに十分な財力があるかどうかを確認するとともに、差押えに供する財産の価値をも評価することが必要です。

仮差押の要件

訴訟係属前か訴訟係属中かを問わず、仮差押は申立により始まります。その要件は次の通りです。

(1) 手続き上の要件

- ① 管轄裁判所（参考-4-3 参照）に申立てること：事件の管轄裁判所、及び仮差押の対象の所在地にある地方法院（地裁）、両方とも管轄権を有します（民事訴訟法 524 条）。
- ② 仮差押請求原因の釈明：仮差押を請求する原因について釈明しなければならないことに注意する必要があります。債権者が前記釈明を十分に尽くしてしていない場合でも、債務者が受ける可能性のある損害について既に裁判所が決めた担保を提供したときは、仮差押の命令を妨げないこととなります（民事訴訟法 526 条）。

(2) 前提条件

- ① 強制執行の対象となる金銭的請求又は金銭的請求になり得るものを保全するための請求があること。
- ② 後日強制執行ができず、又は執行が難しいおそれがあること。

所要期間、執行条件及び経費

<所要期間>

債権者側の申立の受理後、裁判所は職権に基づく審査を行い、裁定を以って決定命令を下します。通常、仮差押の申請より 3 週間から 4 週間ほどで裁定が下されます。

仮処分制度と比べて、債務者の財産隠匿の懸念があるので、仮差押の管轄裁判所は債務者側の意見聴取をしないまま債権者の主張と釈明に基づいて審理して、上記期間内で裁定を下すのが普通です。

<費用>

(1) 弁護士費用

2004 年現在では 1 件につきおよそ 20 万元から 30 万元ほどの弁護士費用がかかります。

(2) 仮差押の担保金

申請する側が供託する担保金の金額は、基本的に、当該仮差押を受ける側に発生することが予想される損害額を想定して算定されます。すなわち、当該仮差押を受けた場合に、当該仮差押が無効と確定して解除されたならば、それまでの期間に当該仮差押により発生すると予想される損害額を想定して算定されます。ただし、実務上、訴額（原告人が主張する損害額）も参考に判断されることがあります。

なお、実務上は、申請人が主張する債権金額の 3 分の 1 程度を「当該仮差押を受ける側に発生することが予想される損害額」として認めることが多いようです。また、仮に差押えられた動産の価値が極めて高い場合には、裁判所は請求の対象を考慮して担保金の額を引き上げることもあります。担保に供するものは現金のほか、裁判所の許可のもとに有価証券ないし定期預金をもって現金に代えることもできます。

仮差押は、申立人が被申立人の受け得る損害について担保金を供託したのであれば、請求及び仮差押の原因についての釈明は免除されることになります。逆に、請求及び仮差押の原因は釈明された場合でも、裁判所はなお申立人に担保を提供させることができます。したがって、仮差押の命令を請求する前に、通常担保金を預けなければなりません。

仮差押の反対担保の供託による取消は、被申立人側に回復しがたい損害が予想される場合に限ると規定されています。たとえ反対担保の供託を条件にもとの仮差押を取消することがあっても、反対担保の金額は、申立人側の供託した金額をそのまま援用するわけではなく、必ず申立人側が被申立人の行為

を差止める旨の仮差押を取消された場合に被り得る損害を想定して計上された金額でなければなりません。仮差押の申立人側の担保金と被申立人側の反対担保金の計算基準を必ず峻別することが重要です。

(3) 執行費用

仮差押え決定後 30 日以内に、申立人側が強制執行の申立をしなければ決定が無効になります。執行の請求に別途執行料金がかかることとなります（強制執行法 132 条及び 28 ノ 2 条）。仮差押は、訴額の 0.7% に相当する金額の執行費用がかかります。

(ポイント)

- 仮差押は、金銭的請求又は金銭的請求になり得るものを保全する強制執行。
- 仮差押命令が下されるためには、担保金の納付、管轄裁判所に申立てること、仮差押請求原因を釈明すること、強制執行の対象となる金銭的請求又は金銭的請求になり得る保全するための請求があること、後日強制執行ができず、又は執行が難しいおそれがあること、等が必要である。
- 債務者の財産隠匿の懸念があるので、仮差押の管轄裁判所は債務者側の意見聴取をしないまま債権者の主張と釈明に基づいて審理して、3-4 週間程度で裁定を下すのが普通。仮処分と比較して、迅速。
- 被告側による反対担保の供託により仮差押が取消される場合もある。

証拠保全の手續の具体的な内容について教えてください。

著作権侵害を裏付ける証拠を取得することが困難な場合、裁判所に対して、証拠保全の申立を行うことが考えられます。例えば、コンピュータプログラムの無断複製に関連する事件で、相手方が権利者のコードを剽窃しているかどうかを立証するために、相手方が所持する資料を開示する必要がある場合などです（民事訴訟法第 368 条）。

証拠保全の申立が認められるためには、証拠滅失の恐れ、又はあらかじめ証拠調べをしておかないと当該証拠を使用するのに困難な事情が存すること（例えば、重要証人が長期の海外旅行を予定している場合等）を釈明することが必要です。

証拠保全の申立では、起訴後では受訴裁判所に対して行い、起訴前では尋問を受ける者の居住地または証拠物の所在地の地方裁判所に行います（民事訴訟法 369 条 1 項）。

通常、裁判所は証拠保全の申立に対しては極めて慎重に対応しており、申立人が主張する事実をある程度証明できる具体的な証拠がなければ、公権力に基づく証拠の提示命令を下すことを回避する傾向があります。そのような事情から証拠保全の申立の実務的意義が限られている状況です。

(ポイント)

- 著作権侵害を裏付ける証拠を取得することが困難な場合、裁判所に対して、証拠保全の申立を行う。
- 証拠保全の申立が認められるためには、証拠滅失の恐れ、又はあらかじめ証拠調べをしておかないと当該証拠を使用するのに困難な事情が存することを釈明することが必要。
- ただし、裁判所は証拠保全の申立に対しては慎重に対応する傾向あり。

海賊版の製造及び頒布に対する損害賠償はどのように求めたらよいのでしょうか。

損害賠償は、民事訴訟に基づく請求によります。

最初から民事訴訟を提訴することもできますが、台湾においては、民事手続より刑事手続を優先させることが多いので、権利を侵害された権利者は、刑事事件が起訴された後、刑事に付帯する民事訴訟の形で民事手続をとることが多いといえます。ただ、権利侵害行為に対する損害賠償請求の消滅時効は 2 年間であり、捜査や再議（不起訴処分に対する告訴人による不服申立に係る裁判）等の過程で時間が長引いて請求権の時効が消滅する可能性があることに注意しなければなりません（付帯民事訴訟については、I-11 を参照）。

著作権法に規定される損害賠償額の算定方法（著作権法 88 条）

著作権者は、故意又は過失により他人の著作財産権或いは製版權を不法に侵害した者に対して、損害賠償を請求することができることとなっています。その損害賠償額については次の 3 つの方法からひとつを選択して請求することができることとなっています。

- ① 民法 216 条の規定に基づく請求。同条では、損害賠償は特約がある場合を除き、侵害を受けた者が実際に被った損害又は逸失利益に限定されています。但し被害者がその損害を証明できないときは、その権利の行使により一般の状況からして予期できる利益から、侵害を受けた後に同一権利を行使して得た利益を差引いた差額を以てその受けた損害の額とすることができます。（88 条 1 項）
- ② 侵害者が侵害行為により取得した利益の請求（侵害者利益）。但し侵害者がその原価或いは必要費用を証明できないときは、その侵害行為により取得した全部の収入をその利益とします（侵害者売上）。（88 条 2 項）
- ③ 被害者が容易にその実際の損害額を証明できないときは、裁判所に侵害の情状により 1 万元以上 100 万元以下の賠償額の算定を請求することができます（著作権法 88 条第 3 項）。損害行為が故意に為され、且つ情状が重大なときは、賠償額を 500 万元までに増やすことができます。法定損害賠償額といえます。

なお、弁護士費用は、権利行使の費用とみなされ、「損害」という扱いはされません。

新聞等での判決内容の掲載（著作権法 89 条）

被害者は侵害者の負担において、判決書の内容の全部又は一部を、新聞、雑誌で掲載する旨請求することができることとなっています。

関連する訴訟の停止

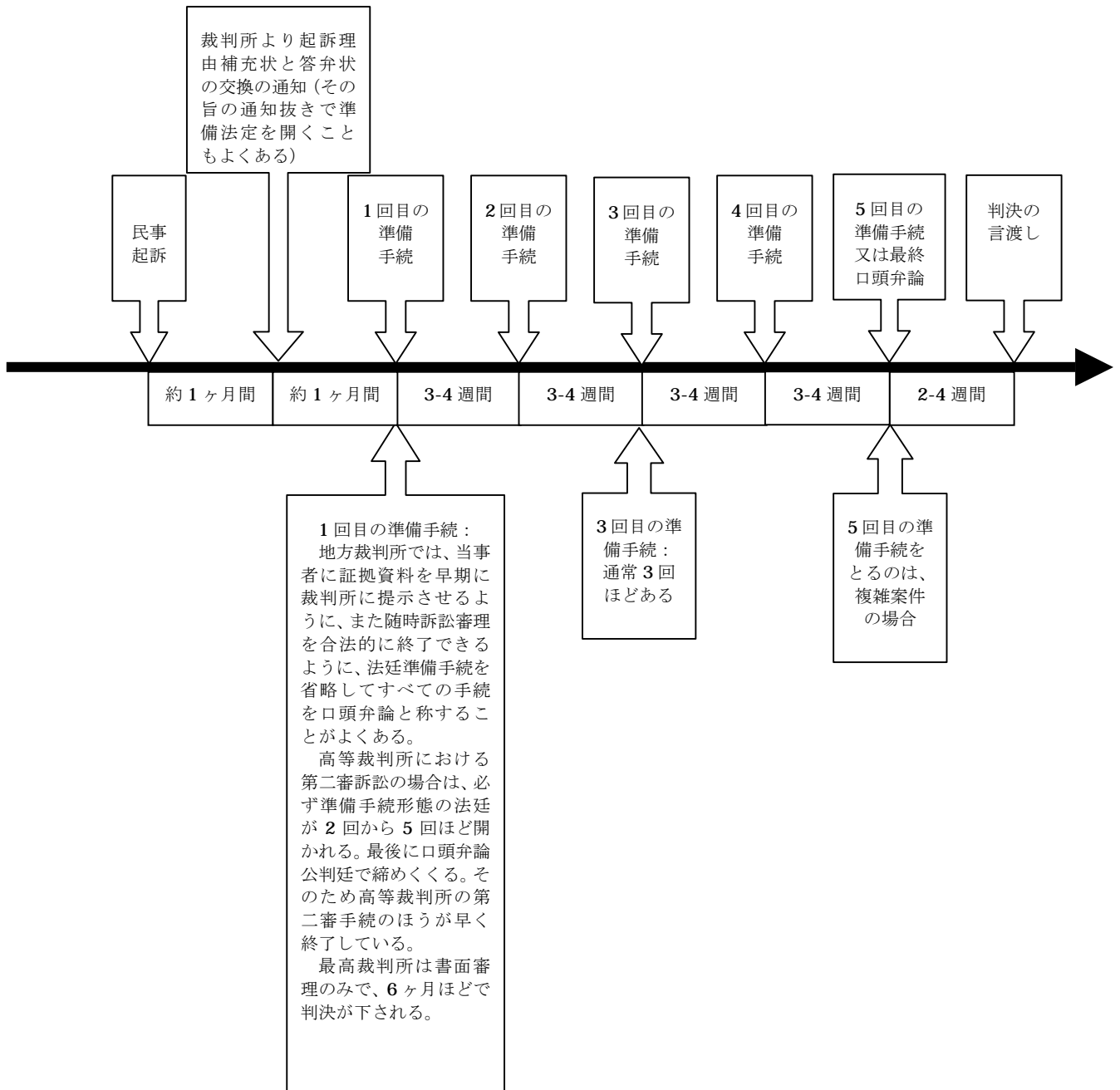
訴訟の全部又は一部の裁判が、他の訴訟に係る法律関係の成立如何に依存する場合、裁判所は当該訴訟が終了するまで、裁定を以って本訴訟を停止することができます。

(ポイント)

- 台湾においては、民事手続より刑事手続を優先させることが多いので、権利を侵害された権利者は、刑事事件が起訴された後、刑事に付帯する民事訴訟の形で民事手続をとることが多い（付帯民事訴訟については、I-11 を参照）。
- 権利者側が請求する損害賠償額の算定方法は、逸失利益若しくは侵害者売上によるか、または、容易にその実際の損害額を証明できないときは裁判所に額の算定を請求することができる。

資料

民事手続の流れの概要



- 11 付帯民事訴訟

台湾には、特有の制度として付帯民事訴訟があると聞きましたが、どのような手続なのでしょう。またどのように利用すればよいのでしょうか。

台湾では、刑事訴訟の提起後、付帯的に民事訴訟を提起することができます。これを付帯民事訴訟といいます。

付帯民事訴訟の利点

主要な利点として、以下の2点を挙げるすることができます。

裁判費用の免除：通常の民事裁判手続の場合、金額によって訴額の1%から0.8%に該当する金額の裁判費用を事前に担保するか事後に納入する必要がありますが、付帯民事訴訟の提起には訴訟費用が不要となります。

時効中断：刑事訴訟が提起されても民事上の損害賠償請求権の消滅時効を中断する効果を伴わないので、付帯民事訴訟の提起によって民事上の当該請求権の消滅時効を中断する効果を図ることができます。なお、権利侵害行為の時効は2年間です。

刑事訴訟との連動性

犯罪行為により損害を受けた者は二審弁論終結前に、刑事訴訟手続において付帯民事訴訟を提起し、民事上の賠償責任を負う者に対してその損害の回復を請求することができます（刑事訴訟法第487条）。刑事手続における資料及び事実を効果的に利用するために、付帯民事訴訟は刑事訴訟で調査した証拠を直接引用することができることとなっています。そしてその判決は刑事訴訟判決で認定された事実を根拠にし、かつ刑事訴訟と同時に判決を下さなければならないこととなっています（刑事訴訟法第499、600、601条）。

訴訟費用

付帯民事訴訟は刑事手続を通じて、検察官が起訴した後、刑事に付帯する民事訴訟を提起する形で行われます。付帯民事訴訟の最も大きな利点は、原告が裁判費用を支払わずにすむことです。すなわち、通常の民事手続の場合、金額によって1%から0.8%に相当する金額の裁判費用を、事前に担保に供するか、又は事後に納入する必要がありますが、付帯民事訴訟の場合、これが不要となります。

その他の注意事項

- (1) 権利侵害行為の時効は 2 年間であり、捜査や再議（不起訴処分に対する告訴人による不服申立に係る裁判）等の過程で時間が長引いて請求権の時効が消滅する可能性があることに注意しなければなりません。
- (2) 付帯民事訴訟を、刑事法廷は審判が終わるまで長い時間がかかるとして民事法廷に移送したときは、同訴訟は独立した民事事件となり、法により単独で事実の認定をし、法律を適用することになります。すなわち、刑事法廷で認定された事実拘束されないこととなります。
- (3) また、上記 (2) の場合であっても、実際には、民事法廷の判決は刑事判決の結果を踏まえて言い渡される場合が多く、刑事法廷に先立って判決を下すことはほとんどありません。事件が刑事法廷から民事法廷に移されたとはいえ、民事法廷は往々にして訴訟手続を停止させるので、民事上の問題を速やかに解決することが期待できません。
- (4) 民事判決での勝訴を受けて、敗訴側に対して賠償を求める場合、被告に賠償に供する十分な財産があることが非常に重要となります。そこで、被告の財産状況を確認するために、民事訴訟を起こす前に、まず興信所に依頼して被告の財産状況を調査してもらうことが重要です。場合によって、仮差押の申立をする必要も生じることとなります。

(ポイント)

- 刑事訴訟の提起後、付带的に民事訴訟を提起することができる。これを付帯民事訴訟という。付帯民事訴訟の原告は刑事法廷で調べた証拠を直接引用することができ、訴訟費用を支払う必要もない。効率的でかつ経済的にも利点がある方法。
- 利点①：裁判費用の免除：通常民事裁判手続の場合、金額によって訴額の 1% から 0.8% に該当する金額の裁判費用を事前に担保するか事後に納入する必要があるが、付帯民事訴訟の提起には訴訟費用が不要。
- 利点②：時効中断：刑事訴訟を提起しても民事上の損害賠償請求権の消滅時効を中断する効果を伴わないので、付帯民事訴訟の提起によって民事上のかかる請求権の消滅時効を中断する効果を図ることも一策。なお、権利侵害行為の時効は 2 年間。
- 権利侵害行為の時効は 2 年間であり、捜査等の刑事手続の過程で時間が長引いて請求権の時効が消滅する可能性があることに注意。
- 付帯民事訴訟を通常民事訴訟として民事法廷に移送した場合、通常、民事法廷の判決は刑事判決の結果を踏まえて言い渡される場合が多いので、民事上の問題を速やかに解決することが期待できない。

- 12 著作権審議及び調停委員会による調停

台湾における著作権審議及び調停委員会における調停というのは、海賊版の摘発及び権利保護に役立つのでしょうか。

調停に関する制度が **2003** 年の著作権法改正を通して、当事者にとってより使いやすい制度となりました。具体的には、新制度では、両当事者の合意の下で実施された調停が成立して確定となれば、主務官庁にあたる知的財産局著作権部より管轄地方裁判所へ通告して、その認定を経れば確定民事裁判の効力をもつようになりました（著作権法 **82** 条ノ **2** 項）。

勿論、両当事者の合意に基づいて行われた調停が不成立となった場合、当該事件が強制仲裁を受けることになるので、リスクもあります。一方、仲裁を経ずに直ちに提訴することもできます。両当事者が最初から調停に関して合意がなければ訴訟提起に妨げはありません。

2003 年 **6** 月改正法の施行日以降 **2004** 年 **4** 月現在までに、既に **11** 件で両当事者が調停手続を採用することを合意し、うち **7** 件で調停成立・確定となっています。一件につき平均 **2** ヶ月から **3** ヶ月間の調停期間がかかったようです。期間の問題は、調停人の手腕と経験にかなり依存するようです。調停事件の対象事項は、ほとんど、ケーブルテレビ局、地上波テレビ局、ラジオ局などマスコミ業界と著作権者との間の使用料に関する紛争で、権利者団体が代行する件が大多数を占めます。

調停に要する弁護士費用は、交渉や調査の回数、経過時間によります。一般に、時間単位で料金を請求する弁護士の **1** 時間あたりの単価が **6,000** 元から **8,000** 元として、約 **20** 時間の作業時間が発生する場合、約 **12** 万円から **16** 万円ほどかかることになります。

(ポイント)

- 両当事者の合意の下で実施された調停が成立して確定となれば、主務官庁にあたる知的財産局著作権部より管轄地方裁判所へ通告して、その認定を経れば確定民事裁判の効力をもつ。
- 両当事者の合意に基づいて行われた調停が不成立となった場合、当該事件が強制仲裁を受けることになるので、リスクもあるが、仲裁を経ずに直ちに提訴することもできる制度となっている。

- 13 税関における措置

海賊版の摘発に税関は役立つのでしょうか。

目下税関が直接実施する知的財産権保護の水際措置はおよそ次のとおりです。

- (1) 税関法、税関密輸取締条例などに基づく密輸品の取締まり。知的財産権侵害の貨物の摘発と押収も実施される。抜き打ち検査と虚偽の申告の容疑につき追跡調査も実施。調査機関と海岸巡邏隊とも協力。2003年3月には「輸出海賊光ディスク製品取締小隊の作業要綱」が公布され、CD関連知的財産権侵害物品の取締を強化した。
- (2) 著作権法と商標法の規定によって著作権と商標権を侵害する貨物の押収措置。
- (3) 著作権法の規定による一時的通関不許可措置。
- (4) 輸出貨物の商標監視制度。
- (5) 権利者や調査、警察当局の告訴や摘発によって検察官が発行する令状に従って特定貨物の押収措置。

上記(3)は、2004年9月の著作権法改正で新たに規定されたものです（著作権法90条ノ2）。TRIPS協定58条では、明らかに知的財産権を侵害していることを示す証拠がある物品に対して、主管機関が職権に基づいて自主的に押収の処置をとり、通関を不許可とすることができる旨が定められており、これを受けて法改正がなされました。税関が職務を執行するに際して、輸出入貨物の外観から、明らかに著作権を侵害している疑いがあるものについては、一時的に通関不許可の措置をとることができることとなりました。

また、水際措置を強化するための関連措置として、次のようなものがあります。

- (1) 光ディスクの出品メーカーコード（SID Code）表示義務に基づく検査制度。行政院経済部傘下の国際貿易局、工業局、知的財産局、及び標準検閲局からなる光ディスク連合取締小隊（参考-4-1参照）が同業務を領域内で実施。
- (2) 輸出の視聴覚著作物、音楽著作物のライセンス証明書の真偽を検証する措置；知的財産局の著作権組が所管する業務。税関の書類審査の正確性を確保する。
- (3) コンピュータプログラム関連商品の輸出管理制度。知的財産局総合企画組が担当。これにより、税関の検査業務の正確性が確保される。

実際の運用になると、税関の海賊版の摘発と押収等の機能を最も有効に果たしてもらうには、刑事告訴や捜査機関による強制処分（押収等）とあわせて運用することが必要となります。そのためには、税関当局に容疑商品の通関の時点と貨物の内容などに関して、的確な情報を事前に提供して、作業の要領を提示する必要があります。

「原産地証明書」（参考-3-1参照）は、真贋の判断迅速化が期待できます。

(ポイント)

- 税関による水際措置及びその関連措置を最も有効に果たしてもらうには、刑事告訴や強制処分とあわせて運用することが必要。そのためには、税関当局に容疑商品の通関の時点と貨物の内容などに関して、的確な情報を事前に提供して、作業の要領を提示する必要。

- 14 著作物を保護するその他の制度を利用した手続

著作物を保護するその他の制度としては、①ビデオ法や映画法に基づく手続、②商標権に基づく手続、③「原産地証明書」に基づく手続などがあると聞いていますが、どのような制度なのでしょう。また、実効性はあるのでしょうか。

商品表示法、ビデオ法や映画法などには著作権を尊重する原則規定は特に置かれていません。但し、原産地記載をはじめとする商品の表示に関する規制のほか、制作された番組や映画の発行と流通販売について通常申告義務が規定されており、当局の許可を取得する必要があるため、海賊版はそれらの規制に違反することとなり、法律違反と行政手続に不備があることを摘発して、しかるべき行政罰を受けさせることにより威嚇効果を図ることも可能です。

しかし当該法律の違反の効果は行政罰としての罰金で、懲役等の刑罰は規定されていないため、実質的な効果が限られているといえます。

一方、商標権の侵害刑事罰則は比較的重く、非親告罪なので、商標侵害に該当する場合は勿論商標権に係る権利執行を実施する実益があります。もちろん、著作権侵害の権利執行と合わせて実施することも可能です。

他方、著作物の原産地証明を行う必要性は、刑事手続や民事訴訟の場面では大きな利点は認められません。ただし、商品の真贋の判断の効率化が期待できます(参考-3-1 参照)。

その他、文書偽造罪や背任罪など関連の刑法刑罰も競合適用の対象になりえます。弁護士に事実を詳しく説明した上、あらゆる法律規定と罰則を有利に運用することが望ましいといえます。

(ポイント)

- 商標権の侵害刑事罰則は比較的重いので、商標権侵害に該当する場合は、商標権に係る権利執行を実施する実益がある。
- ビデオ法・映画法に基づく手続、「原産地証明書」については、権利執行の観点からは、実質的な効果に限界がある。

- 15 その他の一般的な対策

これまで整理してきた対策のほかに、権利者側が権利侵害対策として実施しうる手段・活動としてはどのようなものがあるでしょうか。

消費者と流通業界に、真正品のよさを印象づけ、海賊版と真正品の品質・イメージなどにおける格差を訴えることで、市場における海賊版商品に対する需要を低下させることにより、被害への防御対策になると考えられます。そのような観点からは、具体的には下記のような取り組みが挙げられます。

(1) 情報発信（ニュースリリース）と記者会見：

海賊版の市場流出が発覚した後、あるいは著作権侵害の事実が判明した時点で、新聞各紙やテレビ等の報道機関に情報発信をし、記者会見で自社の対応方針と状況を公表する。

留意事項：当該著作権について自社が有する権利の存在やその期限について、十分に説明すること。そうしないと、例えば、適正なライセンス契約に基づく、ライセンス期間内での商品の製造、販売等であるにもかかわらず、当該商品が海賊版であるという印象を持たれることもあり得、妥当ではない。また、特定の容疑者の名をあげる場合には、完全な立証確信を持って初めて発表すること。通常は、自社商品のみが真正品との宣伝に留まったほうが無難。

(2) 説明会：

海賊版の流出と関係なく、自社の真正品の内容と流通経路を流通業界や消費者に対して情報提供する催し。商品発表会に近い。

(3) 展示会：

新規独自商品を次々登場させる真正品の製造業者の実力と存在感を紹介する展示会は真正品の商品価値を向上させる。消費者の注目を目指す広報活動も重要。

(4) 広報宣伝活動：

日ごろの広告、宣伝などの広報活動が消費者に真正品の不動の地位を植え付ける。消費者と流通業界ばかりでなく、警察、調査当局や検察官、裁判官など海賊版の取締活動に関わる政府機関各位に自社商品の存在感と価値観を精巧に印象づけることによって、政府機関側の自発的摘発活動を誘致する効果を図る。有名ブランドの商品の海賊版は常に優先的に取締対象になると考えられるため。

(5) 現地代理人や権利者自身からなる海賊版摘発のホットラインを設ける：

消費者や流通業界、又は政府機関から、随時市場における海賊版の動向に関する情報提供を受ける体制を整え、市場を監視する能力を強化する。特に政府機関が自発的に手がけた取締案件に迅速に対応すれば、協力体制が更に円滑になり、情報のやり取りの円滑化が期待できるとともに、取締実績を上げるきっかけに繋

がる。

(ポイント)

- 消費者と流通業界に、真正品のよさを印象づけ、海賊版と真正品の品質・イメージなどにおける格差を訴えることで、市場における海賊版商品に対する需要を低下させることにより、被害への防御対策になる。
- 具体的には、情報発信と記者会見、説明会、展示会、広報宣伝活動、海賊版摘発ホットラインの設置等の手段が考えられ、それぞれに利点がある。

第 章 著作物の違法なアップロードなどへの対処

本章では、著作物の違法なアップロードなどへの対処について、権利者の皆様の関心が高い①「当該ホームページを管理するインターネット・サービス・プロバイダー（以下、「当該 ISP」と呼ぶ）への『著作権侵害にかかる通知・発信者情報開示請求』の方法」や②「当該 ISP への『警告・差止請求』の方法」を中心に、手順や留意点等を整理しています。

- 1 法制度や定型的な対処方法の整備状況について

台湾では著作権法においてインターネット・サービス・プロバイダー（以下、「ISP」）に関する特別規定が設けられていません。ISP が業務で提供するサービスや実際取り組む行為の内容によって著作権侵害の責任を負うことになります。

また、ISP の免責に関する法律がないために、わが国の信頼性確認団体等のような仕組みも醸成されておらず、違法なアップロード・ダウンロードへの対処については、定型的な方式や書式が業界として定立されているわけではありません。

よって、著作物の違法なアップロードなどへの対処においては、第 I 章で整理したような海賊版商品に対する権利執行の場合と同様に、個別の事案ごとに対応策を検討し、主体的に手続を進めることが必要となります。

つまり、著作物の違法なアップロードなどへの対処を検討する場合に、第 I 章の内容も非常に参考になると思います。本章の内容とあわせて、第 I 章の関連箇所をご参照いただけますと、より詳細にご理解いただけたと思います。

(ポイント)

- 台湾では、ISP の免責に関する法律がないため、わが国の信頼性確認団体等のような仕組みは醸成されておらず、違法なアップロード・ダウンロードへの対処については、定型的な方式や書式が業界として定立されているわけではない。

- 2 台湾における ISP の法的地位について

台湾においては、現在、発信者よりアップロードされてきた情報内容の合法性を **ISP** が審査する法的義務については、特に規定されていません。多発する無断複製による著作物の違法な発信は、発信者の発信行為によるものなので、**ISP** 自身が必ずしも発信行為に加担していないのも事実です。そのため、**ISP** 自身は公開伝送権の侵害を構成しないのが普通です。

ただし、**ISP** がコンテンツの合法性に関する疑問を意識している場合、又は、違法性を明確に認識している場合は、意思連絡の度合いと行為の内容によって、刑法上、違法コンテンツを発信する発信者の「共同正犯」又は「従犯」もしくは「幫助犯」に該当する場合もあり得ます。現在台湾の裁判所は、事案によってはこの扱い方をしています。

また、**ISP** の故意または過失の度合いが大きい場合には、**ISP** は、自分のネットワークを利用する発信者による著作物の違法な発信行為によって著作権者に発生する損害に関して、著作権者に対して民事上の損害賠償責任を発信者と連帯して負担することがあります。

(ポイント)

- **ISP** 自身は違法発信行為に加担していないため、通常は、**ISP** 自身は公開伝送権の侵害を構成しない。
- ただし、**ISP** の悪意の程度等によって、**ISP** にも違法発信行為についての責任が認められることがある。

- 3 当該 ISP への「著作権侵害にかかる通知・発信者情報開示請求」の方法

(1) 問題となる ISP の特定方法

著作物の伝送行為や受送信事実を証明するために、ウェブサイトを監視する専門家の協力が必要となりますが、刑事警察局の捜査第 9 隊、電信警察隊（参考-4-2 参照）或いは調査会社に依頼することができます。

調査会社は過去の実績を把握した上で依頼するほうが無難です。

尚、最近は、おとり調査による証拠収集は犯罪教唆として問題視される可能性があるため、留意が必要です。最高裁判所の見解によると、侵害行為が先行していたのであれば、おとり捜査になりません。よって、海賊版商品の陳列あるいは侵害行為を確認してから、捜査を行うならおとり捜査になりません。

(2) 著作権侵害にかかる「通知・発信者情報開示請求文書」に記載すべき事項

発信者による著作物の違法アップロードに関しては、当該 ISP は、責任を負う場合には通常「共犯格」とされます。しかしながら、当該 ISP が、自己の管理するサイトに当該 ISP 自ら違法なアップロードを行ったものとする推定にも一定の合理性が認められることから、最初の通知書から ISP を「主犯格」と仮定する用語・表現を使うことについて、特に問題はありませぬ。そのほうが ISP は自分の加担を否認したい場合、積極的に発信者の責任を主張しなければならなくなり、効果的です。

「即刻営業中止」とか「故意による権利侵害」などの表現を、明確な証拠や法的根拠に基づかずに使用した場合でなければ、また当事者以外の第三者に対して権利侵害の主張を流布する場合でなければ、通常、公平取引委員会が制定した「著作権・商標権及び特許権の侵害に関わる警告書の送付に関連する事件の処理原則」（I-8-4 参照）に違反することはありませぬ。

当該 ISP に対する「著作権侵害にかかる通知・発信者情報開示請求」文書の具体例

「貴社が X 年 Y 月 Z 日以降、WWW.!@#.com において無断に他人が所有する著作物の内容を掲載して現在もなお継続していることは、著作権者の「複製権」「頒布権」「公開伝送権」及び「公開展示権」等の権限の侵害にあたるので、この通知を受ける時点から速やかに不法の掲載を撤去するよう要請する。なお、この要請状を受領してから一週間以内に、上記不法アップロードした者の資料(氏名、電話、住所など)を権利者に開示するよう要請する。権利者のかかる適法な要請に貴社が応じない場合、権利者は貴社に対し権利侵害の法的責任を徹底的に追及する所存である。」

(3) 送付時の注意事項

- ①民事・刑事手続を検討している場合には、証拠収集作業が一段落した後に送付したほうが無難：

通知書を送った後、業者が防衛的になり、証拠収集に支障をきたすことがあります。従って、民事・刑事の手続への移行を検討されている場合には、証拠収集をまず確実に行うべきです。

②文章と語調の調節：

公平取引委員会が発行した「著作権・商標権及び特許権の侵害に関わる警告書の送付に関連する事件の処理原則」（I-8-4 参照）に合致するよう、客観的事実を平穏な表現で記載するよう心がけることが重要です。

（４）文書の準備と送付に要するコスト

文書の準備は当事者自身でもある程度可能ですが、弁護士に起案してもらい、弁護士が当事者の告訴代理人の名義で署名して送付したほうが説得力が高い場合がよくあります。

弁護士に通知状や警告書の作成と送付を依頼する場合、平均 1 件 3 万元から 5 万元ほどかかります。

（５）関係機関の連絡先

「通知・発信者情報開示請求文書」の準備・送付にあたっては、特に関係機関と連携を取る必要はありません。

民事・刑事手続への移行を検討している場合には、「通知・発信者情報開示請求文書」の準備・送付の段階で「知的財産権保護警察大隊」、「刑事警察局捜査第 9 隊」（参考-4-2 参照）、「知的財産局査禁小組」（参考-4-1 参照）に証拠提供と共に通報しておく、その後のプロセスにおいて、行政側の協力を得やすくなる効果が期待できます。

（ポイント）

- 当該 ISP に送付する「通知・発信者情報開示請求文書」では、当該 ISP を「主犯格」と仮定する表現をすると、ISP は自分の加担を否認したい場合、積極的に発信者の責任を主張しなければならなくなり、効果的である。
- 「通知・発信者情報開示請求文書」の作成においては、「著作権・商標権及び特許権の侵害に関わる警告書の送付に関連する事件の処理原則」に留意することが重要。
- 民事・刑事の手続への移行を検討している場合には、証拠収集をまず確実にしてから、「通知・発信者情報開示請求文書」を送付した方が良い。

- 4 違法なアップロードなどを行った者(以下、「当該送信者」)への「警告・差止請求」の方法

(1) 相手方の特定方法

違法なアップロードを行う主体が一般の個人の場合、権利者側がその追跡をすることは難しいので、ISP に対して、当該送信者についての情報を提供するよう要求する必要があります。

また、著作物の伝送行為や受送信事実を証明するために、ウェブサイトを監視する専門家の協力が必要となりますが、刑事警察局の捜査第 9 隊、電信警察隊(参考-4-2 参照) 或いは調査会社に依頼することもできます。調査会社は過去の実績を把握した上で依頼するほうが無難です。また、最近おとり調査による証拠収集は犯罪教唆として問題視される可能性があるため、留意する必要があります。最高裁判所の見解によると、侵害行為が先行していたのであれば、おとり捜査になりません。よって、海賊版商品の陳列あるいは侵害行為を確認してから、捜査を行うならおとり捜査になりません。

(2) 警告・差止請求書に記載すべき事項

ウェブサイトにおける著作物の違法アップロードに関しては、当該送信者は「公開伝送権」を侵害していることとなります。

そのほか、「複製権」「公開展示権」等を侵害している場合もあります。侵害されている可能性のある権利を列挙したほうが得策です。

一般の個人が集団的に行う違法アップロードの被害が深刻になるなか、法的責任の重さを当該送信者に十分知らせる必要があります。当該送信者が常習犯である可能性もあります。違法な行為を裏付ける証拠を確保したら、警告・差止請求をしたほうが有効です。

また、営利目的を示唆する証拠があれば、それを示すことでさらに威嚇効果が期待できます。可能であれば発信行為の頻度と情報内容、容量などを把握したほうが有効です。

当該 ISP に対する「警告・差止請求」文書の具体例

「貴殿が X 年 Y 月 Z 日以降、WWW.!@#.com において無断に他人が所有する著作物の内容を発信して、膨大な著作物の情報を同サイトに掲載させてその状態が現在もなお継続していることは、著作権者の「複製権」「頒布権」「公開伝送権」及び「公開展示権」等の権利の重大な侵害になるので、この通知を受ける時点から速やかに不法の発信行為を停止するよう要請する。なお、貴殿が頻繁に不法に複製した著作物を大勢の第三者に発信していることは、上記諸権利を常習的に侵害することに該当する上、営利目的で犯行を行うような容疑も免れないので、弊社は厳重に懸念を持ち、この要請状を受領してから一週間以内に、これまで不法に複製した著作物を発信した相手方の資料(氏名、電話、住所など)を弊社に開示するよう要請する。なお、添付の始末書に署名した上、返送を願いたい。権利者のかかる適法な要請に貴社が応じない場合、権利者は貴社に対し権利侵害の法的責任を徹底的に追及する所存である。」

(3) 送付時の注意事項

証拠を確保した上で「警告・差止請求」文書を送ることが非常に重要です。特に、民事・刑事手続への移行を検討している場合には、十分留意してください。

(4) 文書の準備

文書の準備は当事者自身もある程度可能ですが、弁護士に起案してもらい、弁護士が当事者の告訴代理人の名義で署名して送付したほうが説得力が高い場合がよくあります。

弁護士に「警告・差止請求」文書の作成と送付を依頼する場合、平均1件3万円から5万円ほどかかります。

(ポイント)

- 個人が違法アップロードを行った場合には、追跡が難しいので、ISP に対して当該送信者についての情報を提供するように要求することが必要。
- 違法アップロードは、「公開伝送権」を侵害する。また、「複製権」「公開展示権」等を侵害している場合もある。
- 違法な行為を裏付ける証拠を確保したら、警告・差止請求をするのが有効。民事・刑事の手続への移行を検討している場合には、証拠収集をまず確実にしてから、文書を送付した方が良い。

参考 台湾における著作権紛争に関連する法制度等の概要

1 日本の著作物に対する台湾の条約上の関係

日本と台湾の条約上の関係を教えて下さい。特に、**TRIPS** 協定、ベルヌ条約、ローマ条約の規定は、日本と台湾の関係においてどのように拘束力を持ちますか。

従来、台湾は、日本が加盟している著作権、著作隣接権に関する国際条約（ベルヌ条約、万国著作権条約、ローマ条約、レコード保護条約、**TRIPS** 協定及び **WIPO** 新条約）のいずれにも加盟しておらず、これら条約の諸規定の拘束を受けることはありませんでした。また、台湾と日本との間では正式な国交が樹立されておらず、著作権保護に関する二国間条約又は協定が締結されることもありませんでした。

2001年11月12日、台湾は **WTO**（世界貿易機関）への加盟を承認され、2002年1月1日から **TRIPS** 協定が台湾に発効したことから、我が国との間で著作権及び著作隣接権の保護関係が生じ、日本の著作物及び実演・レコードは台湾でも保護されることになりました。ただし、台湾では、放送事業者の権利が保護されていません（参考-2-1 参照）。**TRIPS** 協定は、放送の固定、放送の固定物の複製等に関する放送事業者の権利に言及するものの、放送事業者に権利を付与することを求めています（ベルヌ条約パリ規定に従って放送の対象物の著作権者に保護を与えている限り、放送事業者の権利を保護する必要がありません（**TRIPS** 協定 14 条 3 項第 2 文））。台湾は、「放送の対象物」の著作権者にはベルヌ条約パリ規定の水準の保護を与えているので、放送事業者に権利を付与しないことが可能で、現にそうしています。台湾は、**TRIPS** 協定の内容に合致させるため、著作権法を含めた知的財産権法制度と権利行使の効率性全般に関する国際調和について、1990年代以降、複数回の法改正を通じて推進してきました。**TRIPS** 協定の規定が、概ね上記ベルヌ条約とローマ条約の主旨をカバーしており、その意味で、台湾の知的財産権法制度も、上記各条約に対応しているといえます。

なお、このように台湾での日本の著作物及び実演・レコードが保護されることになったものの、経過措置が制定されたことにより、2002年1月1日以降であっても、一定期間は日本の著作物及び実演・レコードが全面的には保護されていませんでした。2004年7月以降になって、すべての海賊版の製造・販売が禁止されるようになりました（詳細は、参考-2-5-2 参照）。

2 著作権制度

2-1 著作権の概念

台湾における著作権の概念を、日本法と比較して説明してください。

台湾著作権法においては、「著作物」は、「文学、科学、芸術及びその他学術の範囲に属する創作物をいう」(3条)と定義されており、また、著作権の保護が「思想、手順、製作過程、系統、操作方法、概念、原理、発見には及ばず」(10条の2)、保護対象が「表現」にとどまることが明らかにされています。つまり、わが国における著作物の概念とほぼ同様であるということができます。

ただし、次のような特徴を指摘することができます。

(1) 著作隣接権制度がないこと

台湾には、著作隣接権制度がありません。

レコード製作者、実演家、放送事業者は、それぞれ、後述のような保護を受けています。

(2) 録音の著作物(レコード)が例示されていること(著作権法5条8号)

台湾では、レコードは「録音の著作物」として保護されます。ただし、支分権のうち演奏権は、「録音の著作物の著作者」すなわちレコード製作者には与えられていません。

録音の著作物の著作者には、貸与権が与えられており、この貸与権は複製物の合法的な所有者による貸与にも及ぶとされています(29条、60条但書)。つまり、第一譲渡によって消尽しない貸与権が付与されています。このような貸与権が与えられているのは、録音の著作物とコンピュータプログラムの著作物のみです。

(3) 視聴覚著作物(Audio Visual Work)にコンピュータ画面上の影像などが含まれること

台湾著作権法上の「視聴覚著作物」は、映画、ビデオカセット、ビデオディスク、コンピュータ画面上に表示される影像のほか、何らかの媒体に固定された連続影像が含まれます。

視聴覚著作物となるためには、媒体に固定されていることが必要です。従って、テレビの生放送は、視聴覚著作物ではありません(行政院内政部の1992年6月10日の公示「著作権法第5条第1項各款著作内容例示」2項(7))。

(4) 実演の「著作物」としての保護

実演家が既存の著作物をもとにした実演は、独立の著作物として保護されます(7条の2)。

「実演の著作物」の著作者、すなわち実演家は、レコード録音、ビデオ録音・録画又は

写真撮影による複製権を専有するとされています（**22条2項**）。日本法では、実演の複製に関する権利が「録音・録画権」に限定されていることと比較すると、「写真撮影による複製」が含まれている点で広いといえます。

複製物に固定され、又は公に放送された実演については、放送権及び演奏権が実演家に与えられていません（**24条但書**、**26条後段但書**）。貸与権も与えられていません（**28条但書**）。

また、わが国における商業用レコードの二次使用料制度に相当する制度は存在していないので、実演家がレコード等の放送使用から対価等を徴収することはできません。

（5）放送事業者の保護

台湾では、放送事業者の保護は定められていません。既存の著作物を放送したことによって独自の保護を受けることはありません。ただし、放送事業者が視聴覚著作物を創作した場合には、その視聴覚著作物等の著作者としての保護を受けます。この場合、前述のように、視聴覚著作物となるためには、媒体に固定されていることが必要とされているため、テレビの生放送は視聴覚著作物ではない、という点に留意する必要があります。

（6）登録制度の廃止

1998年の法改正により、登録制度そのものが全廃されました。したがって、わが国における著作権移転の対抗要件としての登録や、第一発行（公表）年月日、創作年月日及び実名の登録に相当する制度も、現在は台湾に存在していません（参考-2-4参照）。

2 - 2 著作権法の保護対象物

台湾の著作権法で保護される対象物にはどのようなものがありますか。特に、録音、実演、映像、音楽、ゲームは、どのように保護されますか。日本法と比較して説明してください。

(1) 保護を受ける著作物の例示（著作権法 5 条 1 項）

台湾著作権法 5 条は、1 項各号で以下のように著作物を例示しています。

- ① 言語の著作物
- ② 音楽の著作物
- ③ 演劇、舞踊の著作物
- ④ 美術の著作物
- ⑤ 写真の著作物
- ⑥ 図形の著作物
- ⑦ 視聴覚著作物
- ⑧ 録音の著作物
- ⑨ 建築の著作物
- ⑩ コンピュータプログラムの著作物

上記に例示された著作物の内容は、主務官庁が定めます。行政院内政部は、1992 年 6 月 10 日に著作権法 5 条で示される著作物の具体内容を例示する規定「著作権法第 5 条第 1 項各款著作内容例示」を公布しました。

同例示 2 条によると、次の対象物がそれぞれの分類に該当することになります。

| 著作権法 5 条の分類項目 | 特別規則の例示対象物 |
|-------------------|--|
| 一 言語の著作物 | 詩、詞、散文、小説、演劇脚本、学術論文、講演原稿、その他。 |
| 二 音楽の著作物 | 楽譜、歌詞、その他。 |
| 三 演劇、舞踊の著作物 | 舞踏、黙劇、歌劇、話劇及びその他の演劇や舞踏著作物。 |
| 四 美術の著作物 | 絵画、版画、漫画、コミックス、動画、素描、書法、字形絵画、彫刻、美術工芸品とその他。 |
| 五 写真の著作物 | 写真、スライド写真(投影フィルム)、その他撮影の制作方法によって創作される著作物。 |
| 六 図形の著作物 | 地図、図表、科学技術や工程設計図及びその他。 |
| 七 視聴覚著作物 | 映画、録画、ディスクビデオ、コンピュータディスプレイに表示される映像、及びその他機器や設備によって表現される系列映像であれば、音声の付随如何を問わず、あらゆる媒体物に付することの出来る著作を指す。 |
| 八 録音の著作物 | あらゆる機器や設備によって表現される系列音声で、それがあらゆる媒体に付することが出来る著作物を指す。但し視聴覚著作物に付随する音声はそれに該当しない。 |
| 九 建築の著作物 | 建築設計図、建築模型、建築物及びその他建築著作。 |
| 十 コンピュータプログラムの著作物 | 直接的に又は間接的にコンピュータに一定の機能や結果を発生させることを目的として組み込まれる指令の組み合わせからなる著作物を指す。 |

尚、同規則 3 条は、二次的著作物（著作権法 6 条）及び編集著作物（著作権法 7 条）は、それらの性格によって前項各号の分類に該当することとなる旨定めています。

(2) 特殊著作物

① 実演著作物（著作権法 7 条の 2）

演技、舞踊、歌唱、楽器の演奏その他の方法により著作物の内容を公衆に伝達することを公開実演（上演・演奏）といいます。拡声器その他の装置により放送されていた音声又は映像を公衆に伝達することもこれに含まれます（著作権法 3 条 9 号）。

小説を朗読したり、音楽作品を演出や演奏によって発表したりすることは、従来の概念のとおり、「実演」に該当しますが、拡声器やその他の装置によって音声又は映像を公衆に伝達することも実演と見なされることに留意していただきたいと思えます。すなわちここでいう「実演」は、ライブ等の演出の形態に限定されていません。

このように、既に存在している著作物を上記のような形態で実演した場合、台湾では、実演著作物として、演劇、舞踏の著作物とは別に著作権法上の著作物として保護を受けます。

著作権法 26 条により、著作者はこの法律に別段の定めがない限り、その言語、音楽又は演劇、舞踏の著作物を公に実演（上演・演奏）する権利を専有するとされていますが、しかし一旦ある実演家によって（合法的に）実演されてしまった後、その実演家は、拡声器その他の機材でその実演を公に上演・演奏する権利を専有します。但し、その実演を複製し、又は公開放送した後にさらに拡声器その他の機材で公に上演・演奏する場合は、この限りではありません。すなわち、原則上実演家は実演の生放送に関してのみ独占的排他権を有します。

その他著作権法 28 条ノ 2 では、著作者は、本法に別段の定めがある場合を除き、所有権を移転する方法によりその著作を頒布する権利を専有すると規定する一方、実演家は、その実演が録音の著作物に複製されたものについて、所有権を移転する方法によりこれを頒布する権利を専有します。

② 録音著作物

録音著作物は、もとより、著作権法 5 条 1 項 8 号で著作物として認定されていますが、台湾では録音物について他にも多数の条文を以って特段の規定を設けています。

まとめ

下記の対象商品に関しては、それぞれ特定種類の著作物に該当して、関連の著作物の権利者が権利を主張して、台湾で著作権の保護を受けられます。

同一の商品に関して複数の著作権者が複数の権利を行使できる状況もあり得ます。例えば、演劇著作物を視聴覚著作物に作成して発行される著作物を無断複製する者は、演劇の原作者と、脚本著作者、その他振り付け著作者、実演者、視聴覚著作物の作成者等の著作権者の権利を侵害することになるので、それぞれの権利者によって権利行使を受けることがあります。

| 実際の商品 | 特別規則の例示対象物 | 著作権法 5 条の分類項目 |
|--|---|-------------------|
| 出版物：雑誌、小説刊行物、漫画 | 詩、詞、散文、小説、演劇脚本、学術論文、講演原稿、その他。 | 一 言語の著作物 |
| カラオケ新譜集、カラオケ伴奏 | 楽譜、歌詞、その他。 | 二 音楽の著作物 |
| 宝塚演劇の録画テープや DVD、オペラ公演 DVD | 舞踏、黙劇、歌劇、話劇及びその他の演劇や舞踏著作物。 | 三 演劇、舞踊の著作物 |
| 漫画本、キャラクター商品、デザイン商品 | 絵画、版画、漫画、コミックス、動画、素描、書法、字形絵画、彫刻、美術工芸品とその他。 | 四 美術の著作物 |
| 世界の夜景 DVD 写真集、各種百科図鑑 | 写真、スライド写真(投影フィルム)、その他撮影の制作方法によって創作される著作物。 | 五 写真の著作物 |
| 平面地図集、データ地図商品、ナビデータ DVD、DVD 電子地図集 | 地図、図表、科学技術や工程設計図及びその他。 | 六 図形の著作物 |
| 映画、 トレンドードラマ DVD・VCD、漫画動画 DVD・VCD、コンサート DVD・VCD、宝塚演劇の録画テープや DVD、オペラ公演 DVD、世界の夜景 DVD | 映画、録画、ディスクビデオ、コンピュータのディスプレイに表示される映像、及びその他機器や設備によって表現される系列映像であれば、音声の付随如何を問わず、あらゆる媒体物に付することの出来る著作を指す。 | 七 視聴覚著作物 |
| 音楽 CD、 名作の朗読 CD 日本おとぎ話 CD | あらゆる機器や設備によって表現される系列音声で、それがあらゆる媒体に付することが出来る著作物を指す。但し視聴覚著作物に付随する音声はそれに該当しない。 | 八 録音の著作物 |
| 建築設計図、内装設計図 | 建築設計図、建築模型、建築物及びその他建築著作。 | 九 建築の著作物 |
| 3D ソフト、各種コンピュータソフト | 直接に又は間接的にコンピュータに一定の機能や結果を発生させることを目的とする組み込まれる指令の組み合わせからなる著作物を指す。 | 十 コンピュータプログラムの著作物 |

著作権の保護対象から除外されるもの

著作権法 9 条は、著作物の権利対象から除外されるものを列挙しています。次の物に関しては、著作者は著作権を主張できないとされています。著作財産権のほか、著作者人格権の存在も否定されています。

- 一. 憲法、法律、命令あるいは公文書。公文書とは、公務員が職務上執筆した告示文書の原稿、演説の原稿、新聞の原稿及びその他の文書を含みます。
- 二. 中央あるいは地方官庁が前号の著作物について作成した翻訳物あるいは編集物。
- 三. 標語及び通用の記号、名詞、公式、図表、記入用紙、帳簿あるいはカレンダー。
- 四. 単に事実を伝達する新聞報道からなる言語著作物。
- 五. 法令により行われる各種の試験問題及びその予備用の試験問題。

2 - 3 著作権保護の内容

著作権の内容（支分権）について教えてください。

1. 著作財産権

著作権者が自分名義の著作物に関して、第三者に対して排除を要求できる行為、すなわち独占的排他的権限は次のとおりです。

(1) 複製権（著作権法 22 条）

この法律に別段の定めがある場合を除き、著作権者はその著作物を複製する権利を専有します。また、実演家は、録音、録画又は撮影によってその実演を複製する権利を専有します。

2003 年及び 2004 年に改正された著作権法では、一時的複製に関して複製として扱う旨の規定を明文化すると同時に、複製権に触れない形態の擬似的な情報利用行為を複製権の適用を受けないものと位置付けています。

※ 「擬似的な情報利用行為」とは、インターネットの利用等において迅速な読取りその他伝送の機能を実現させるために避けられない、機器の技術的処理のこと。

(2) 公開口述権（著作権法 23 条）

著作権者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有します。

(3) 公開放送権（著作権法 24 条）

著作権者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、その著作物を公開放送する権利を専有します。実演家には、その実演が複製され、又は公開放送されたものについてさらに公開放送をする場合においては、かかる権利は認められていません。

(4) 公開上映権（著作権法 25 条）

著作権者はその映画の著作物を公に上映する権利を専有します。

(5) 公開実演権（著作権法 26 条）

著作権者はこの法律に別段の定めがない限り、その言語、音楽又は演劇、舞踊の著作物を公に実演（上演・演奏）する権利を専有します。

2 実演家は、拡声器その他の機材でその実演を公に上演・演奏する権利を専有します。但し、その実演を複製し、又は公開放送した後さらに拡声器その他の機材で公開に演出する場合は、この限りではありません。

3 録音の著作物が公に実演された場合、著作権者は公開実演をした者に対して利用報

酬（使用料）の支払いを請求することができます。

(6) 公開伝送権（著作権法 26 条ノ 2）

著作者は、本法に別段の定めがある場合を除き、その著作を公開伝送する権利を専有します。

2 実演家は、その実演が録音の著作物に複製されたものについて、これを公開伝送する権利を専有します。

(7) 公開展示権（著作権法 27 条）

著作者は、未発行の美術の著作物若しくは撮影の著作物を公に展示する権利を専有します。

(8) 改作権及び編集権（著作権法 28 条）

著作者は、その著作物を二次的著作物に改作し、又はそれを編集著作物に編集する権利を専有します。但し、実演についてはこれを適用しません。

(9) 譲渡権（著作権法 28 条ノ 2）

著作権者は、本法に別段の定めがある場合を除き、所有権を移転する方法によりその著作を譲渡する権利を専有します。

2 実演家は、その実演が録音の著作物に複製されたものについて、所有権を移転する方法によりこれを譲渡する権利を専有します。

(10) 貸与権（著作権法 29 条）

著作者は、本法に別段の定めがある場合を除き、その著作物を貸与する権利を専有します。

2 実演家は、その実演が録音の著作物に複製されたものについて、これを貸与する権利を専有します。

2. 擬似著作者の著作財産権（著作権法 29 条ノ 2）

11 条 2 項又は 12 条 2 項の規定により、著作財産権を取得した使用者又は出資者は、22 条から 29 条までの規定に定める権利を専有します。

3. 著作者人格権

日本と同様に、公表権（15 条）、氏名表示権（16 条）、同一性保持権（17 条）が規定されています。

2 - 3 - 2

著作権の保護期間について教えてください。

1. 自然人著作権者（著作権法 31 条）

著作財産権は、法律に別段の定めがある場合を除き、著作者の生存している間、及びその死後 50 年を経過するまでの間、存続します。著作物が著作者の死後 40 年ないし 50 年の間に初めて公表された場合、著作財産権は公表時から 10 年を経過するまでの間、存続します（著作権法 30 条）。共同著作物の著作財産権は最終に死亡した著作者の死後 50 年を経過するまでの間、存続します。

2. 法人著作権者（著作権法 33 条）

法人が著作者である著作物の著作財産権は、その著作物が公表後 50 年を経過するまでの間存続します。但し、かかる著作物が創作の完成時より起算して 50 年以内に公表されない場合、その著作財産権は創作完成時より 50 年を経過するまでの間、存続します。

2-3-3

著作財産権の譲渡、処分形態及び消滅について教えてください。

1. 著作財産権の譲渡（著作権法 36 条）

著作財産権の全部若しくは一部を他人に譲渡し、又はそれを他人と共有することができます。また、著作財産権の譲受人は、その譲り受ける範囲内において、著作財産権を取得します。さらに、著作財産権譲渡の範囲は、当事者の約定によります。その約定に不明な部分があるときは、譲渡されていないものと推定します。

2. 著作権の処分形態（著作権法 37 条）

著作権者は、著作財産権を譲渡するほか、他人に使用許諾を与えることもできますし、著作財産権に対し、質権を設定することも可能です。

著作財産権者が第三者に対し著作物の利用を許諾する場合、利用の許諾に係る地域、期間、内容、利用方法又はその他の事項は当事者間での約定によります。その約定が不明な部分については、許諾されていないものと推定します。（1 項）

前項の許諾は、著作権者が後にその著作財産権を譲渡し又は再許諾することにより影響を受けません。（2 項）

非独占的許諾における被許諾者（ライセンシー）が著作財産権者の承諾を得ないで、その授与された権利をさらに第三者の利用に許諾することはできません。（3 項）

独占的許諾における被許諾者はその許諾された範囲内において、著作財産権者の地位をもって権利を行使し、また自己の名義をもって訴訟上の行為をすることができます。すなわち、著作財産権者は、独占的許諾の範囲内での権利行使ができないこととなります。（4 項）

2 項から 4 項までの規定は、この法律が 2001 年 11 月 12 日に改正施行される前に為された許諾については、適用しません。

音楽著作物は、利用許諾のもとでカラオケ装置に複製された場合、利用者はそのカラオケ装置を利用して当該著作物を公開に実演するときには、第 7 章に定める罰則規定を適用しません。但し、音楽著作物が著作権仲介団体の管理下におかれた場合は、この限りではありません。（5 項）

3. 著作財産権の消滅（著作権法 42 条、43 条）

著作財産権は存続期間の満了により消滅します。存続期間内に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合も、同様です。

- 一、著作財産権者が死亡し、その著作財産権が法により国庫に帰属することになるとき。
- 二、著作財産権者である法人が消滅した後、法によりその著作財産権が地方自治団体に帰属することになるとき。

著作財産権が消滅した著作物はこの法律に別段の定めがないかぎり、何人も自由に利用することができます。

2-3-4

著作権の制限について教えてください。

1. 概説

著作権の対象として保護される著作物であれば、当該著作物の著作権者は、原則として、第三者に対して著作物の複製をはじめ多数の利用行為を排除あるいは禁止することが出来ます。しかし、公共の利益の見地から、特定の著作物の利用行為は、「合理的範囲内」と認められる場合、著作権者の権利行使の範囲から免れると特別に規定されています。

著作権の制限に関する問題は主に「合理的利用」の概念を巡って取り上げられます。

著作物の特定の利用行為が「合理的利用」に該当する場合には、著作財産権の侵害を構成しません（著作権法 65 条）。一方、著作者人格権は「合理的利用」の場合でも保護されなければなりません（著作権法 66 条）。

2. 合理的利用に関する規定

台湾の著作権法は 44 条から 63 条で具体的な「合理的利用」として成立し得る著作物の利用形態を明文で規定しています（下囲み欄参照）。

限定列举ではなく、例示列举であり、その他諸事情を勘案して「合理的利用」とみなされる場合があります。

<合理的利用に関する著作権法の規定>

立法・行政目的の複製（44 条）

司法手続きの使用のための複製（45 条）

授業のための複製（46 条）

学校教科書における複製、教育目的の放送（47 条）

図書館等文教機関における複製（48 条）

行政機関、教育機関、図書館における著作物に付属する要約書の複製（48 条の 2）

時事の報道における利用（49 条）

公の機関による著作物の利用（50 条）

非営利の家庭内での複製（51 条）

引用（52 条）

点字による複製、視覚障害者の施設における利用（53 条）

試験問題への利用（54 条）

非営利無料の上映等（55 条）

放送目的のための録音録画（56 条）

法令により設立した無線テレビ局による同時中継（56 条の 2）

美術、写真の著作物の展示及び案内書への複製（57 条）

公衆に開放する野外の場における美術著作物、建築著作物の展示（58 条）

コンピュータプログラムの修正、バックアップのための複製（59 条）

著作物の複製物の合法的所有者による貸与（レコード、コンピュータプログラムは除く）（60 条）

時事の論説の転載等（61 条）

公開演説、公開陳述の利用（62 条）等

3. 合理的利用の付随義務

著作権法 64 条は他人の著作物を合理的利用の形態で利用する場合の出所明示義務を規定しています。44 条から 47 条まで、48 条ノ 2 から 50 条まで、52 条、53 条、55 条、57 条、58 条、60 条から 63 条までの規定により、他人の著作物を利用する者は、その出所を明示しなければなりません。ここでいう出所の明示は、氏名を表示しない、若しくは著作者が不明な場合を除き、著作者の氏名又は名称について、合理的な方法をもってこれを表示しなければなりません。

4. 合理的利用の最終判断

著作物の利用が著作権法 44 条から 63 条までの規定に該当するかどうか、又はその他の合理的な使用の状況に該当するかどうかは、一切の状況を考慮し、特に判断の基準として次に掲げる事項に留意しなければなりません。

- 一. 利用の目的及び性質。商業の目的若しくは非営利的で教育の目的を含む。
- 二. 著作物の性質。
- 三. 利用された量及びそれが著作物の全体に占める割合。
- 四. 利用の結果として著作物の潜在的市場と現在の価値に対する影響。

著作権者団体と利用者団体が、著作物の合理的な利用範囲について協議をした場合は、前項の判断の参考とすることができます。

前項の協議の過程においては、著作権所管庁に意見を問い合わせることができます（著作権法 65 条）。

著作権のみなし侵害について説明してください。

著作権侵害に関する規定は著作権法 87 条と 87 条ノ 2 に設けられています。

著作権者に無断で著作物を次の形態で利用する又は扱う第三者は、著作権を侵害したと見なされます。

一．著作権者の名誉を侵害する方法によって利用する行為（著作権法 87 条 1 項）

著作者の人格権は保護を徹底する必要があることを考慮して、2001 年の法律にあった条文を 2004 年 9 月 1 日公布の改正著作権法において復活させることにより、著作権者の名誉を侵害する方法を用いてその著作物を利用した者を著作権侵害とみなす。

二．著作権侵害物の頒布又は陳列、所持（著作権法 87 条 2 項）

出版権の侵害に係るものであることを明らかに知っていながら、それを頒布し、又は頒布を意図して公に陳列し若しくは所持していたとき。

三．不法複製著作物の輸入（著作権法 87 条 3 項）

著作財産権者又は出版権者から複製についての許諾を受けない複製物又は出版物を輸入したとき。

四．並行輸入権の侵害原則（著作権法 87 条 4 項、87 条の 2）

著作財産権者の同意を得ないで著作物の原作品若しくはその複製物を輸入したとき。しかし、次の各項目に該当するときは、その限りではありません。

- (一) 中央又は地方機関の利用に供するために輸入したとき。但し学校又はその他の教育機関の利用に供するために輸入し、又は資料保存を目的とせず映画著作物の原作品若しくはその複製物を輸入したときは、著作権侵害となります。
- (二) 営利を目的としない学術、教育若しくは宗教団体の資料保存のため、映画著作物の原作品若しくは一定の数量の複製物を輸入し、又はその図書館での閲覧・貸与若しくは資料保存の目的で映画著作物以外のその他の著作物の原作品若しくは一定の数の複製物を輸入し、かつ 48 条の規定によりこれを利用しなければならないとき。一定数量は、主務官庁が別途これを定めます。
- (三) 輸入者の個人的使用に供するため、又は入国者の荷物の一部として著作物の原作品若しくは一定の数量の複製物を輸入したとき。一定数量は、主務官庁が別途これを定めます。
- (四) 貨物、機器、若しくは設備に付属する著作物の原作品若しくはその複製物であって、貨物、機器若しくは設備の合法的輸入とともに輸入されたときは、当該

著作物の原作品若しくはその複製物を使用する際、又は貨物、機器若しくは設備を操作する際には、それを複製してはなりません。

(五) 貨物、機器又は設備に付属する案内書又はマニュアルで、貨物、機器又は設備の合法的輸入とともに輸入されたもの。但し、主に案内書又はマニュアルを輸入したときは、この限りではありません。

五. 不法コンピュータプログラムの営業使用（著作権法 87 条 5 項）

コンピュータプログラムに関する著作財産権の侵害に係る複製物であることを明らかに知っていながら、営業のために使用したとき。

六. 著作財産権侵害に係るものであることを明らかに知っていながら、所有権を移転し又は有償の貸与以外の方法により頒布し、又は著作財産権侵害に係るものであることを明らかに知っていながら、頒布を意図して公開に陳列し若しくは所持していたとき。
(著作権法 87 条 6 項)

2-3-6

著作権侵害行為に対する罰則について説明してください。

(1) 各種の罪名の規定

著作権侵害行為に関する罰則規定の内容を整理すると、下表のようになります。

| 侵害行為 | 罰則規定の内容 |
|--|---|
| 複製権の侵害 | <p>91 条 無断で、複製の方法により他人の著作財産権を侵害した者は、3 年以下の有期懲役、拘留に処すか、又は75 万円以下の罰金を科すか、又は併科する。</p> <p>2 販売又は賃貸を目的として、無断で複製の方法により他人の著作財産権を侵害したものは、6 ヶ月以上3 年以下の有期懲役に処し、20 万円以上200 万円以下の罰金を併科することができる。</p> <p>3 光ディスクに複製する方法で2 項の罪を犯した者は、6 ヶ月以上5 年以下の有期懲役に処し、50 万円以上500 万円以下の罰金を併科することができる。 (※例外的に非親告罪となっている)</p> |
| 頒布権の侵害 | <p>91 条ノ 2 無断で所有権移転の方法により著作原作品もしくはその複製物を頒布して他人の著作財産権を侵害した者は、3 年以下の有期懲役、拘留に処すか、又は50 万円以下の罰金を科すか、又は併科する。</p> <p>2 著作財産権を侵害する複製物であることを知りながらこれを頒布し、又は頒布を目的として公開で陳列し、又は所持した者は、3 年以下の有期懲役に処し、7 万円以上75 万円以下の罰金を併科することができる。</p> <p>3 2 項の罪を犯し、その複製物が光ディスクである者は、6 ヶ月以上3 年以下の有期懲役に処し、20 万円以上200 万円以下の罰金を併科することができる。 (※例外的に非親告罪となっている)</p> <p>4 2 項、3 項の罪を犯したが、その物品入手先を供述し、検挙に結びついた場合は、その刑を軽減することができる。</p> |
| 公開口述、公開放送、公開上映、公開実演、公開伝達、公開展示、改作、編集又は貸与等の方法による侵害 | <p>92 条 無断で、公開口述、公開放送、公開上映、公開上演、公開伝達、公開展示、改作、編集、又は賃貸の方法により、他人の著作財産権を侵害した者は、3 年以下の有期懲役、拘留に処すか、又は75 万円以下の罰金を科すか、又は併科する。</p> |
| 15 条から 17 条で定める著作者人格権を侵害する罪、70 条「音楽著作物の強制利用許諾を得たものに対する複製物の台湾域外輸出の制限」を違反する罪、87 条「著作権侵害と見なされる行為態様」を構成するものに課する罪 | <p>93 条 次に掲げる事由の一がある者は、2 年以下の有期懲役、拘留に処すか、又は50 万円以下の罰金を科すか、又は併科する。</p> <p>一、15 条から17 条で定める著作者人格権を侵害した者。</p> <p>二、70 条の規定に違反した者。</p> <p>三、87 条 1 号、3 号、5 号、又は6 号の方法の一により他人の著作財産権を侵害した者。ただし、91 条ノ 2の第 2 項及び第 3 項で定める状況にある場合を含まないものとする。</p> |
| 無断複製、頒布 | <p>94 条 91 条 1 項、2 項、91 条ノ 2、92 条又は93 条に定める犯罪を業とする者は、1 年以上7 年以下の懲役に処し、並びに30 万円以上300 万円以下の罰金を</p> |

| | |
|---|---|
| 公開口述、 公開放送、 公開上映、 公開実演、 公開伝送、 公開展示、 改作、 編集又は 貸与等の 方法による侵害の常習 犯の罰則 | 併科することができる。 2 91条3項に定める犯罪を業とする者は、1年以上7年以下の懲役に処し、並びに80万元以上800万元以下の罰金を併科することができる。 (※例外的に非親告罪となっている) |
| 112条「早期無断翻訳著作物の継続無断複製と販売の罪」 | 95条 112条の規定に違反したものは、1年以下の懲役、拘留に処し、又は2万元以上25万元以下の罰金を科し又はこれを併科する。 |
| 59条「コンピュータプログラム著作物の非合理的複製」と 64条の「合理的利用の際の原作出所明示義務」と「著作者氏名明示義務」違反の罪 | 96条 59条2項又は64条の規定に違反したものは、5万元以下の罰金を科する。 |
| 80条ノ2「権利管理に関する電子情報」を無断に削除或いは変更の罪、 80条ノ3「不正コピー防止措置」違反の罪 | 96条ノ2 80条ノ2、80条ノ3に違反したものは、1年以下の懲役、拘留に処し、又は2万元以上25万元以下の罰金を科し又はこれを併科する。 |
| 犯人の資力を斟酌した罰金額の加重に関する根拠規定 | 96条ノ3 本章により罰金を科するときは、犯人の資力及び犯罪収益を斟酌しなければならない。犯罪収益が罰金の最も多い額を超えるときは、その犯罪収益の範囲内で情状を考慮して加重することができる。 |

(2)没収、提訴条件等関連処分の規定

| | |
|--------------------|--|
| 犯罪関連器具の没収の規定 | 98条 91条から96条ノ2までの規定に定める犯罪に関し、犯罪の用途に供され、又は犯罪により得た物は、これを没収することができる。但し、91条3項及び91条ノ23項に定める犯罪に関し、没収し得る物は犯人に属するものに限らない。 |
| | 98条ノ2 91条3項又は91条ノ2 3項に定める犯罪を犯した行為者が逃げ失せ、確認する術がない場合、犯罪の用途に供され、又は犯罪により得た物について、司法警察機関は直接これを没収することができる。 2 前項の没収に係る物について、金銭であれば国庫に入れ、それ以外は廃棄する。その廃棄又は没収金の処理手続については、社会秩序保護法の関連規定を準用してこれを扱う。 |
| | 99条 削除 |
| 親告罪の原則と例外的な非親告罪の規定 | 100条 本章の罪は親告罪とする。但し、91条3項、91条ノ2 3項及び94条の罪はこの限りでない。 |
| 許諾のない外国法人の提訴と告訴権 | 102条 許諾を受けない外国法人は、91条から96条ノ2までの罪に対して告訴し又は自訴を提起することができる。 |

(3) 法人の連座刑事責任

| | |
|-------------|---|
| 法人の連座刑事責任 | <p>101 条 法人の代表者、法人若しくは自然人の代理人、又は被用者その他の従業員が、業務の遂行により 91 条 から 96 条ノ 2 までの罪を犯したときは、各当該規定によりその行為者を処罰するほか、当該法人又は自然人に対しても各当該条文に定める罰金を科する。</p> <p>2 前項の行為者、法人又は自然人の一方に対して為した告訴又は告訴の取り下げは、他方にも効力が及ぶ。</p> |
| 司法警察官の強制処分権 | <p>103 条 司法警察官又は司法警察は、他人の著作権又は出版権を侵害することで告訴され、告発された者に対して、法によりその侵害物品を差押え、送検することができる。</p> |

2 - 4 著作権の登録制度

著作権の登録制度について説明してください。日本法における登録概念との共通点、相違点を挙げてください。また、登録することで、紛争解決がどのように円滑化されますか。

台湾の著作権法は、わが国及び多くの国と同様、無方式主義をとります。著作者は、著作物を完成した時に著作権を享有し（著作権法 10 条）、登録その他の手続を必要としません。

台湾では、1985 年までは登録主義が採られ、著作権の保護は登録時から発生するとされてきました。1985 年改正により、台湾人については著作権保護の要件としての登録は必要でなくなりましたが、外国人が保護を受けるためには、引き続き登録が必要であるとされてきました。1992 年改正でこれが改められ、外国人についても登録が必要でなくなりました。

その後も、譲渡、排他的許諾、質権設定の登録制度は存続していましたが、1998 年改正により、登録制度そのものが全廃されました。したがって、わが国における著作権移転の対抗要件としての登録や、第一発行（公表）年月日、創作年月日及び実名の登録に相当する制度も台湾には存在していません。

ただし、製版權（著作権法 79 条）の登録制度は、現在も存在しています。

製版權の場合、主務官庁における登録は権利の必要要件であり、保護要件ともなっています。また、第三者の侵害に対する対抗要件にもなっています。しかしながら、登録の主務官庁は一切実体内容の審査を行わないので、製版權の権利存在、実体内容等については、権利者が別途立証することが必要となります。

他方、権利者団体に於ける権利登録のサービスが、各団体毎に提供されています。ただし、当該登録の証明書類を提示しても、紛争事件をめぐる裁判に於いては参考資料としての効力しかなく、著作権の存続と具体的な内容に関する絶対的な立証手段にはならないことに注意が必要です。

■台湾の主要著作権権利者団体一覧

著作権代理人団体連絡手段一覧表 2004.03.10 現在

| 著作の種類 | 商品タイプ | 著作権代理人団体 | 電話番号 |
|---------|-----------------------|------------------------|--|
| 録音著作 | 視聴ディスク、テープ | 財團法人國際唱片業交流基金會 (IFPI) | 0921000790 |
| プログラム著作 | ゲームソフトウェア及びビジネスソフトウェア | 中華民國資訊產品反仿冒聯盟 (IPAPA) | (02)25363900#227 0913014533 |
| 映画著作 | 視聴ディスク、テープ | 財團法人電影及錄影著作保護基金會 (MPA) | 0932042985 0928812294 0928812264 0928812254 |

| | | | |
|-----------------|--------------------------|------------------|--|
| | | | 0928502144 0928812284 0928108544 0928108044 0921101044 0921101644 |
| プログラム著作 | ビジネスソフトウェア | 台湾商業軟體聯盟 (BSA) | 0910561031 0910104401 0933672241 |
| 文字等著作 | 書籍 | TBPA 台湾國際圖書業交流協會 | 0933014874 0932106805 0931156458 0932308130 0932008492 0932235025 |
| 録音著作 プログラム著作 | 視聴ディスク、テープ、ゲーム ソフト等商品 | 中華有聲出版録音音著作權管理協會 | 0935-254-243 0916-401-168 |

2 - 5 台湾における外国人の著作物に対する保護

台湾における外国人の著作物に対する保護について教えてください。

1 台湾が WTO に加盟する前後の外国人の著作物の保護実態

I 台湾が WTO に加盟するまでの状況

台湾が WTO に加盟するまでは、台湾はベルヌ条約に加盟していなかったため、外国人に対する著作権保護に関しては、国際条約に基づくのではなく、台湾と特定相手国との相互承認や協定に基づくことになっていました。特に著作権の保護について、出願などの段階を要せず、無方式主義のもとで与えられるためには、国際間の協定が必要とされていました。(なお、無方式主義とは、著作物を創作した時点で創作者に自動的に著作権が付与される原則のことをいいます。)

ところで、日本を例にとると、日本と台湾の間に、著作権保護に関する相互の承認や協定が存在しなかったため、台湾では、日本人の無方式主義に基づく著作権保護は原則として認められず、日本人の著作物が台湾において最初に発行されたか、あるいは、日本での最初の発行日から 30 日以内に、同著作物が台湾において発行（複製、製造及び販売）される場合に、台湾においても著作権の保護を受けられることになっていました。

II 台湾が WTO に加盟した後の現況----日本の著作物の台湾における著作権保護の現況

(1) 基本原則

台湾が 2001 年 11 月 12 日に開かれた世界貿易機関 WTO の閣僚会議で同機関への加盟を承認され、2002 年 1 月 1 日より正式に WTO の加盟国になりました。知的財産権の分野においては、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)」に合致することが前提となり、台湾政府当局は 1998 年、著作権法のなかで TRIPS 協定に合致しない部分の改正を行いました。日本の著作物に対しては、台湾が WTO の加盟国になってはじめて WTO の枠組みの中で内国民待遇によって著作権の保護が付与されることになりました。

これまで著作権保護に関する台湾と日本との間の協定の欠如により、日本国民あるいは企業の著作物の台湾での保護は認められませんでした。WTO への正式加盟に伴って、原則、台湾人並みの保護を受けることができるようになりました。

台湾が正式に WTO に加盟した後、全ての加盟国の国民の著作物は、台湾著作権法により保護を受けることになりました。なお、WTO 加盟に伴う「経過措置」については、参考 2-5-2 をご覧ください。

(2) 台湾著作権法による外国人著作物に対する保護の方式

① WTO メンバー国国民の著作物に対する保護

立法院（国会）の審議を経て可決された条約あるいは協定の約定（著作権法 4 条但書）により保護されます。

台湾が WTO に加盟した時点で既に創作され、著作権法 30 条から 34 条までの規定に定める権利期間が存続している著作物、及び WTO 加盟以降に創作される著作物に対してその著作権を保護します。

② 互惠原則による著作権の保護

台湾と著作権を相互に保護する国に属する国民の著作物。例えば、アメリカ、イギリス、スイス、ニュージーランドの国民、香港現地の法人、又は台湾に居住しているスペイン、韓国からの移住者によって完成された著作物（著作権法 4 条 2 号）

③ 条約或いは協定に特別の約定がある場合における保護

1993 年 7 月 16 日に調印が行われた台米間著作権保護協定により保護される著作物。この協定における著作権の保護は、即ち著作権法 4 条但書でいう「条約或いは協定に別段の約定があり立法院の審議を経て可決した場合」に該当します。同協定の規定により、

a. アメリカにおいて初めて発行された著作又はアメリカの領域外において初めて発行された日から 30 日以内にアメリカで発行された著作である場合。

b. ベルヌ条約又は万国著作権条約の加盟国において初めて発行された著作であって、第一発行の日から 1 年以内に次の各号の一に該当する者が書面をもって協議の上で専有の権利を取得し、かつ台湾又はアメリカにおいて公衆の間に流通した著作である場合。

①米国人又は台湾人。

②所在地を問わず、アメリカ人又は台湾人が 50%以上の株式又はその他専有の利益を有する法人。

③所在地を問わず、米国人又は台湾人が直接支配している法人。

④所在地を問わず、米国法人又は台湾法人の支社又は子会社が支配している法人。

c. アメリカに住所を有する者の著作物。

d. 台湾に住所を有する者の著作物。

④ いわゆる『第一発行』の形式要件に符合した台湾で早期発行された著作物。

台湾で初めて発行された著作物、又は外国で初めて発行された日から 30 日以内に台湾で発行された著作物。但し、その外国人の国においても台湾人の著作物を

同じ状況の下に保護する場合があります。(著作権法 4 条 1 号)

WTO 加盟に伴う「経過措置」について、教えてください。

2002 年 1 月 1 日に台湾が WTO に加盟したことにより、WTO 設立協定の附属書のひとつである TRIPS 協定が台湾と日本及びその他の WTO 加盟国との間で発効しました。

これにより、台湾と日本との間でベルヌ条約並みの保護関係が成立しました。すなわち、日本の著作物は何らの方式を履行することなく、台湾の著作権法の保護を受けられるようになりました。

2001 年 12 月 31 日以前は、日本人の著作物は台湾で最初に発行されたもの、あるいは台湾以外の地域で発行された場合でもその発行日以降 30 日以内に台湾で発行されたものである場合に限り、台湾で著作権が与えられることとなりますが、それ以外の場合、日本の著作権者は、第三者による海賊版の製造販売行為に対して著作権侵害の責任を問うことはできませんでした。同様に、台湾の人民の著作物も日本で著作権の保護を自動的に受けることはできませんでした。

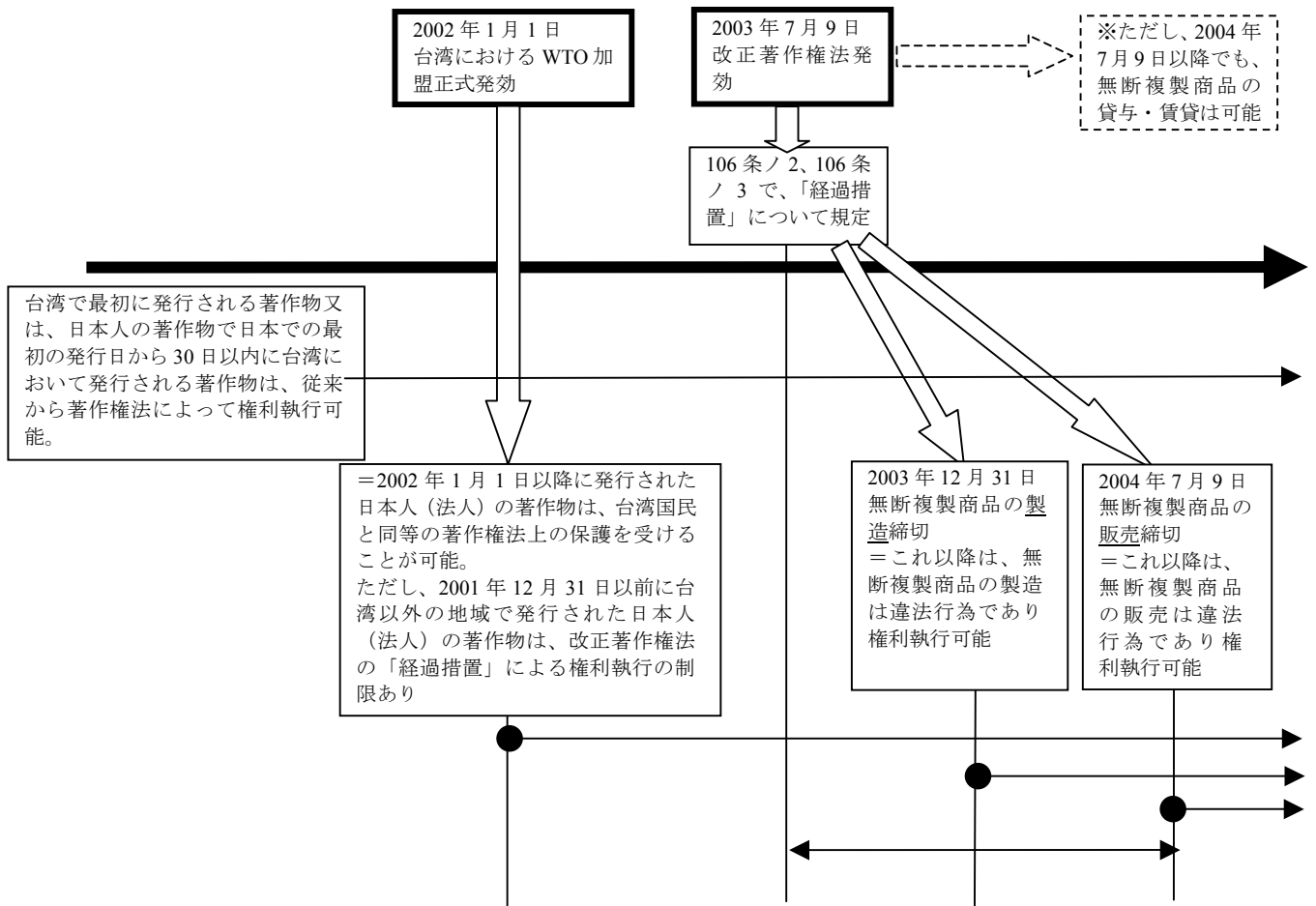
2002 年 1 月 1 日以降では、日本人が新規に創作した著作物ならば、創作された地域がどこであるかを問わず、台湾において著作権の保護が与えられます。また、2001 年 12 月 31 日以前に創作された著作物に対しても、台湾著作権法による保護期間が満了しておらず、かつ、日本の著作権法においても保護期間が満了していない限り、著作権の保護が及びます。

ところで、これに関連して、最も問題となったのは、2001 年 12 月 31 日以前から、日本人の創作にかかる著作物の無断複製を開始した台湾の業者等が、自らの無断複製物を製造販売するための「重大な投資」をしたにもかかわらず、著作権侵害の責任を問われ、以後の製造販売を差止められるのは酷に過ぎるので、「投資」を回収するために無断複製物の製造販売を 2002 年 1 月 1 日以降も暫くは認めるべきという主張を容認するか否かという点でした。

この点は、最終的には、2002 年 1 月 1 日以降 2 年間は、そのまま従来のコピー設備を利用して無断複製活動を行っても、法的責任を問わない旨のいわゆる著作権保護に関する「経過措置」を導入することにより解決が図られました。つまり、無断複製活動とそのため
の重大な投資が 2001 年 12 月 31 日以前から開始されたものなら、2003 年 12 月 31 日まで継続しても、刑事訴追と民事損害賠償請求を受ける心配がないということです。もっとも、2003 年 6 月以降の無断複製物については、損害賠償とは別の名目の「補償金」を支払う義務があります（2003 年 7 月 9 日改正法で新設された著作権法 106 条ノ 3 2 項）。

また、上記のような無断複製活動の結果生産された無断複製物であっても、2004年7月9日以降は、販売も禁止されています。(著作権法106条ノ3 3項)

【台湾におけるWTO加盟に伴う「経過措置」の推移】



3 著作物を保護する他の制度

3 - 1 原産地証明

原産地証明について説明してください。原産地証明は、紛争解決や水際措置の手續にどのように影響しますか。

台湾で映画を劇場公開あるいはビデオ作品として発表するには、内政部新聞局に登録しなければなりません。また、放送番組の輸入も新聞局の許可が必要です。新聞局に登録することなく、これらの行為を行った者は、新聞局から行政罰を受けることになります。新聞局に登録するためには、申請者が著作権者から正規に許諾されていることを証明する必要があり、著作権者から許諾を得ているひとつの証明手段として、台湾においては、原産地証明が用いられています。水際措置においては、原産地証明がついていることで、真贋の判断が容易になることが期待できます。

原産地証明書の発行は、台北駐日本経済文化代表処と社団法人日本映像ソフト協会、社団法人日本映画製作者連盟、社団法人日本民間放送者連盟、社団法人全日本テレビ番組製作者連盟及び日本放送協会との合意によって、**1995年6月**から始められたものであり、これらの団体が、著作権が台湾のどの業者に許諾を与えたかを作品毎に書面で証明するものです。台湾で新聞局に登録を受けようとする者は、例えば、ビデオ作品については社団法人日本映像ソフト協会から原産地証明書を得て、これを台北駐日本経済文化代表処で認証してもらいます。台湾側の業者は、その認証付の原産地証明書を得て、これを新聞局に提出して登録を受けています。なお、台湾での風紀維持の観点から、原産地証明書発行に際しては、日本において、映倫管理委員会、ビデオ倫理協会又は映像倫理協議会の自主審査機関の審査を受けている作品であることが望ましいとの要請が台湾側から社団法人日本映像ソフト協会にあり、同協会は、成人向け作品についてこれに従っています。

3 - 2 商標法での保護

台湾において、特に、著作物を商標法で保護するようにすることは、どのような意義がありますか。

一般に、著作物の内容について商標法による保護を受けることは困難ですが、著作物の題名（例えば、本のタイトル、ゲーム名称、キャラクター、図形）自体が識別性・顕著性を具備する場合、商標として登録することができます。

商標権の効果と機能は以下の通りです。

- ①他人の不正使用を防止することができる。
- ②周辺商品を発売する場合（例えば、いわゆるキャラクター商品等）、商標登録により該当の周辺商品の商標を保護することができるので、権利の拡大保護であるといえる。
- ③著作権と違って、商標権を継続することには、更新登録を行うことができ、永久的に存続可能となる。

なお、著作物を商標法でも守られるようにするために、以下の点に留意する必要があります。すなわち、著作物に関して権利を主張できるのは、著作物を創作した事実に基づく無方式主義による効果ですが、他方、商標を専属的に利用して他人の使用を排除できる商標権の取得は商標の出願と登録による登録主義の効果です。そのため、たとえ著作権者として著作権を主張できる場合でも、商標法を根拠に商標権を第三者に対して行使しようとする場合には、商標出願を経て商標登録を確保した上でなければ権利行使できません。

3 - 3 其他の制度による著作物の保護

台湾において著作物を保護する場合、著作権法、原産地証明、商標法以外にどのような制度がありますか。

1. 準私文書偽造・同行使罪

海賊版商品に製造販売元、原産地等を虚偽に記載する行為に対して制裁効果が期待できます。(刑法 210、216、220 条)

— 刑法 210 条

私文書を偽造して、公衆又は他人に損害をもたらすに足りる者は、5 年以下の有期懲役に処する。

— 刑法 216 条

210 条から 215 条の文書を行使する者は、文書を偽造、変造或いは不実事項を記載又は記載させる罪を犯したものとみなす。

— 刑法 220 条

紙面或いは物品上の文字、符号、図絵、写真等が習慣又は特約によってその特定の意味を表するに足りるものは、本章及びその他の罪に関して、文書とみなす。

録音、録書、或いは電磁記録、機械又は電脳の処理によって再生される音声或いは符号が、その特定の意味を表するに足りるものは、同じ扱いを受ける。

電磁記録と称するものは、電子、磁気、又はその他人間の知感で直接に認識することができない方式で作成された記録で、電脳処理に供されるものを指す。

2. 公平取引法

公平取引法とは、日本における不正競争防止法と独占禁止法とを合体させたような法律です。著作物の商品化等による著作物の無断侵害行為について、「誤認混同を生じさせる行為の禁止」という観点から罰則が適用されるため、そのような行為の抑止の効果が期待できます。(20 条)

< 20 条 侵害行為の禁止 >

事業者は、その営業において提供する商品又は役務について、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一、 関係事業者又は消費者に通常認識されている他人の氏名、商号若しくは社名、商標、商品の容器、包装の外観又はその他他人の商品を示す表示と同一若しくは類似のものを使用し、他人の商品と混同誤認を生じさせ、又は当該表示を使用した商品を販売、運送、輸出若しくは輸入する行為。
- 二、 関係事業者又は消費者に通常認識されている他人の氏名、商号若しくは社名、標章又はその他他人の営業、役務を示す表示を同一若しくは類似のものを使用し、他人の営業若しくは役務の施設又は活動と混同誤認を生じさせる行為。
- 三、 同一の商品若しくは同類の商品について、登録を受けていない外国の著名商標と同一若しくは類似のものを使用し、又は当該商標を使用した商品を販売、運送、輸出若しくは輸入する行為。

前項の規定は、次に掲げる各号の行為について適用しない。

- 一、普通の使用方法で、商品自体について慣習上通用されている名称、若しくは取引上同類の商品に慣用されている表示を使用するもの、又は当該名称若しくは表示を使用した商品を販売、運送、輸出若しくは輸入するもの。
- 二、普通の使用方法で取引上同種の営業又は役務で慣用の名称若しくはその他の表示を使用するもの。
- 三、善意で自己の氏名を使用する行為、又はその氏名を使用した商品を販売、運送、輸出若しくは輸入するもの。
- 四、前項1号又は2号に掲げる表示について、関係事業者又は消費者に通常認識されるようになる以前からこれと同一又は類似のものを善意に使用していた行為、又はその表示は善意の使用者からその営業とともに承継して、使用したもの、又はその表示を使用した商品を販売、運送、輸出若しくは輸入した行為。

事業者は他の事業者の前項3号及び4号の行為により、その営業、商品、施設若しくは活動が損害を受け、又は混同を生じさせるおそれがあるときは、他の事業者に適切な表示の付記をしよう求めることができる。但し、単に商品の運送を行うものに対しては、これを適用しない。

3. 商品標示法

本法は、**SID** コードを付していない **CD**、ビデオ **CD**、**DVD**、**CD-ROM** 等の販売を禁止する法律です。**SID** コードが付されているからといって、海賊版でないとは限りませんが、ただし、**SID** コードを付した海賊版が発見されたとき、その海賊版がどの機械でプレスされたものであるかを、**SID** コードを使って特定することができるので、当該プレス機を保有する **CD** 工場から違法複製者の追及が容易になり、また心理的にも海賊版商品製造業者に対する抑止効果が期待できます（9条）。

一商品標示法9条

市場に流通する商品に関して、生産、製造及び輸入業者は、下記の事項を商品に明記すべきである：

1. 商品名称
2. 生産又は製造元の名称、電話、住所及び商品原産地。
輸入商品の場合、輸入業者の名称及び電話、住所も併記しなければならない。
3. 商品内容：
 - (1) 主要成分或いは材料
 - (2) 重量、内容量、数量、或いは度量等、法定単位で表示すべきである。必要の場合だけその他の単位で量を付記することもできる。
4. 製造期日は国家年号暦又は西暦で記載すべきである。期限がある場合、有効期間又は有効期限も明記すべきである。
5. その他中央主務官庁が定める標記すべき事項。

4 関係行政機関の体制

4 - 1 著作権法を所掌する機関

台湾において著作権法を所掌する機関にはどのようなものがありますか。

1. 中央標準局／知的財産局

台湾における知的所有権の主務官庁は、かつては行政院經濟部所轄の「中央標準局」でしたが、**1999**年以降は「知的財産局」の設立条例に基づいて、「知的財産局」が所管するようになりました。その組織再編に伴い、体制が従来よりも強化されました。海賊版商品対策を所掌していた行政院經濟部所轄の「査禁倣冒商品小組」(Anti-Counterfeiting Committee)も知的財産局に編入され、各官庁と警察機関などより人員が出向で集まり、関連庁の知的財産権保護施策が有効に取られるよう政府各部門間の連絡ネットワークを強化する特設の組織として業務を続けています。同小組は現在各機関からの出向勤務人員**15**名ほどによって構成されています。

また、著作権を所管するのは、「知的財産局」のなかの「著作権組」です。

2. 税関

税関も知的財産権の権利保全に関する重要な機関となっています。各海港・空港の税関は裁判所の仮差押え決定や確定判決に基づき、権利侵害の可能性のある貨物の通関を差止めることができます。また、登録に基づき、特定の商標を使用した輸出貨物のサンプリング検査によりそれを検出して押収することもできる”輸出商標登録監視システム”も**95**年より実施されています。**2003**年**4**月、税関総局が知的財産権侵害の容疑のかかる貨物の取り扱いに関する準則を制定し、権利者及びその代理人と連携して、より有効な対応をとる姿勢を強化しています。

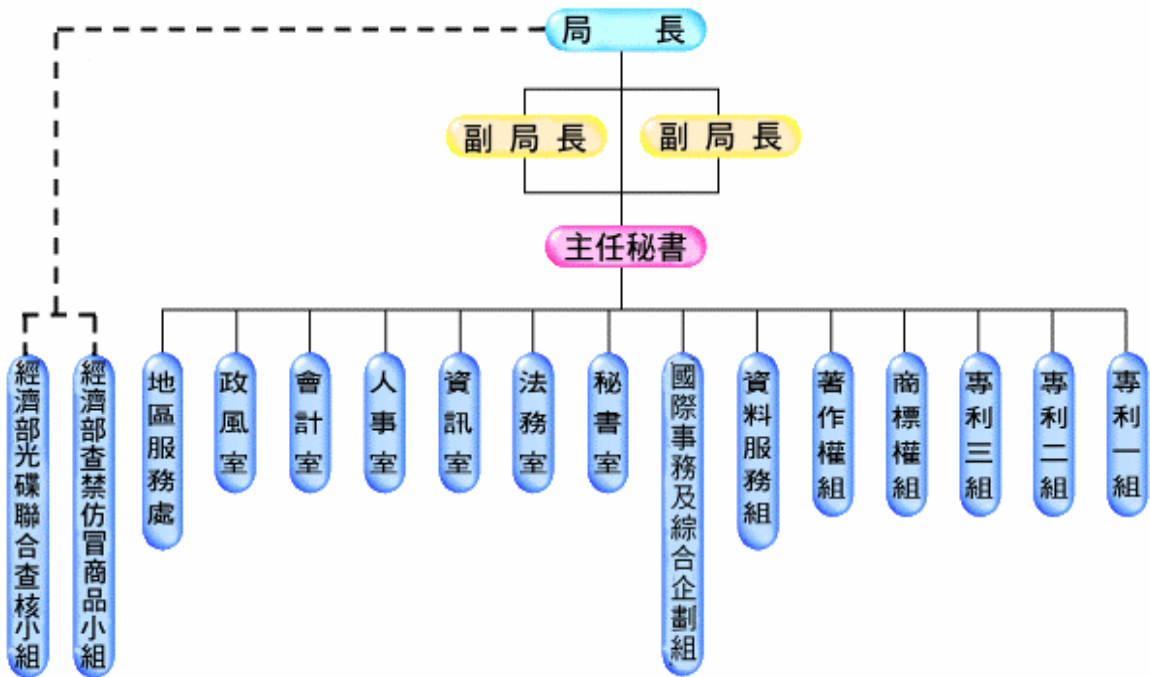
目下税関が直接実施する知的財産権保護の水際措置はおよそ次のとおりです：

- (1) 税関法、税関密輸取締条例などに基づく密輸品の取締。知的財産権権利侵害の貨物の摘発と押収も実施される。抜き打ち検査と虚偽の申告の容疑につき追跡調査も実施。調査機関と海岸巡邏隊とも協力。**2003**年**3**月には「輸出海賊光ディスク製品取締小隊の作業要綱」が公布され、**CD**関連知的財産権侵害物品の取締を強化する。
- (2) 著作権法と商標法の規定によって著作権と商標権を侵害する貨物の押収措置。
- (3) 輸出貨物の商標監視制度。
- (4) 権利人や調査、警察当局の告訴や摘発によって検察官が発行する令状に従って特定貨物の押収措置。

また、水際措置を強化する関連措置は次の通りです。

- (1) 光ディスクの出品メーカーコード(SID Code)表示義務に基づく検査制度。行政院經濟部傘下の国際貿易局、知的財産局、標準検査局等からなる「光ディスク聯合査検小組」が同業務を領域内で実施。
- (2) 輸出の視聴覚著作物、音楽著作物のライセンス証明書の真偽を検証する措置；知的財産局の著作権部が主宰する業務。税関の書類審査の正確性を確保する。
- (3) コンピュータプログラム関連商品の輸出管理制度。知的財産局総合企画組が担当。税関の検査業務の正確性を確保する。

台湾知的財産局組織図



4 - 2 警察・捜査機関

警察や捜査機関は、著作権保護にどのような役割を果たしますか。

台湾の捜査機関には、法務部調査局と警察があります。

このほか、検察署（検察庁）でも、被害者の告訴を直接受理します。ただし、検察署では、捜査のための実働部隊を持っていません。このため検察署では被害者の告訴を受理した場合でも、実際には検察署から指揮を受けた警察署又は法務部調査局が捜査を担当することになります。

1. 調査局

調査局は、法務部（日本の法務省に相当）にある捜査機関です。調査局の元来の役割は、法務部調査局組織条例2条によれば、国家安全への危害及び国家利益違反についての調査・保安・防止事項を掌ります。しかし、台湾政府側の知的財産権保護を強化する方針に基づいて公共的性格を帯びた私的権利とされる知的財産権の侵害事件の取締にも関与してきました。

2. 刑事警察局と各保安警察部隊及び知的財産権保護警察大隊

行政院内政部（内務省）に「警政署」がおかれ、警政署のもとに、「刑事警察局」等の局がおかれています。また、各県には県警察局が、台北市と高雄市には市政府警察局がおかれています。

また、知的財産権を保護する環境を整備する要請が高まる中、2003年1月1日、行政院警政署管轄下の保安警察部隊の下の保安警察第二総隊の傘下に、「知的財産権保護警察大隊」が正式に創設されました。保安警察第二総隊は97年頃以来、台湾国内において光ディスク媒体のゲームソフトや映画及び音楽ソフトの海賊版の摘発を行ってきた警察部隊です。知的財産権関連事件を専門に担当する専門部隊を設立する要請が高まってきたことから、設立されました。

3. 電信警察隊

交通部電信総局に属し、情報通信網の違法使用の取締りを所掌している機関です。違法なアップロード等に関し、伝送行為や受送信事実を証明するために、相談することが考えられます。

4 - 3 裁判所及び検察署

裁判官、検察官及び弁護士制度の概要について説明して下さい。

1 裁判所と検察署の位置づけ

台湾では、国権を5つの「院」に分け「五権分立」の制度を採っています。5つの「院」とは、内閣に相当する「行政院」、国会に相当する「立法院」、裁判所に相当する「司法院」のほか、公務員の採用を行う「考試院」、弾劾権を行使する「監察院」です。

裁判所は「司法院」に属します。

日本と同様、原則として三審制をとっています。

日本の最高裁判所に相当するのが「最高法院」、高等裁判所に相当するのが「台湾高等法院」、地方裁判所に相当するのが「地方法院」です。地方法院は20箇所があり、台北などの大きな地方法院では、知的財産権関係事件を専門に取り扱う特別部が置かれています。

台湾における民事訴訟の管轄権については、民事訴訟法1条が、原則として、被告の住所地による土地管轄を規定しています。ただし、不法行為に関する訴訟であれば、行為地を管轄する裁判所も管轄権を有することとなっています（民事訴訟法15条1項）

検察署は、「行政院」の法務部（日本の法務省に相当）に属します。

最高法院、高等法院、地方法院に対応して、それぞれ「最高法院検察署」「高等法院検察署」「地方法院検察署」がそれぞれ置かれています。各地方法院検察署の管轄は、各地方法院の土地管轄に対応しています。

なお法務部には、検察機関としての検察署のほか、捜査機関である「法務部調査局」が置かれています。（参考4-2参照）

2 法曹界の構成

◇裁判官及び検察官の人数、任用条件及び構成などについて

台湾における裁判官の人数は概算で1300人、検察官の人数は700人ほど、弁護士の人数は3800人程度です。

裁判官と検察官は“司法官特別試験”という国家試験のもとで選抜されています。近年では5500人ほどの受験者の中から、100～200程度の合格者を任用します。裁判官は弁護士と同じく一般4年制大学の法学部を終了した者或は法律学科の修士号修得した者が殆どで技術問題に精通する者が少ないのが現状です。

◇弁護士の資格取得の条件及び構成について

司法官試験（裁判官及び検察官）と弁護士試験とは同一の試験ではありません。弁護

士法（律師法）3条の規定により、毎年行われる弁護士試験に合格し、かつ研修訓練を経て合格と認められた者が、弁護士になることができます。また、裁判官又は検察官に任じた者や、大学研究者等は、一定の書類選考を経て、弁護士資格を取得することができます。

台湾では大陸法体系に従い、弁護士は原則として法廷で訴訟活動を行えますが、弁護士法の規定により、地方裁判所が管轄する当地の弁護士会に会員登録しなければ、当該地方裁判所で代理人として活動できません。

◇弁護士団体について

台湾全土では、おおよそ**3600**名ほどの弁護士が登録され、各地方縣市において台北市のように**2000**人近くの会員を持つ大規模な弁護士会から百名未満の小型弁護士会まで計**14**箇所の弁護士会に所属されています。かつては、一弁護士につき、**19**箇所の地方裁判所の中の**4**箇所にしか登録を受けられない制限がありましたが、**2002**年の法改正で同制限が撤廃されました。

台湾弁護士会（日弁連に相当）は会員制ではなく代表制を取り、各地方の弁護士会の理事、幹事によって全国弁護士会の理事会及び幹事会を構成しています。

台北弁護士会は台湾全土の弁護士の総数の**2**分の**1**以上に相当する**2800**人もの会員を擁しています。同会のもとで**26**の専門委員会が設けられ、知的財産委員会もその重要な構成をなしています。

◇弁護士及び特許代理人の費用の規定について

法律は特に弁護士費用について規定を置いていませんが、台北弁護士会（律師公会）が報酬の目安として「台北律師公会会員收受酬金辦法」を設けています。

【参考】〈台北律師公会会員收受酬金辦法〉

29 条

会員は、当事者の委託を受け、訴訟事件及びその他の法律事件の処理に当たる場合、收受する報酬金が次の三つの方法及び標準を参考に、契約書で定めるものとする。

（甲） 報酬金の分割收受

1. 法律相談料は一時間につき **8,000** 元以下とする。但し、事件が複雑又は特殊な場合は、**12,000** 元まで引き上げることができる。
2. 裁判所への書類の謄写又は拘禁者若しくは拘留者との接見は、**12,000** 元以下とする。
3. 書状起案料は **20,000** 元以下とする。
4. 依頼の参考に供する意見書及びその他の書類の発行は、一件につき **80,000** 元以下とする。
5. 裁判所への出廷費用は一回につき **20,000** 元以下とする。
6. 各審ごとに提出する書状の起案料は一件につき **50,000** 元以下とする。
7. 証拠調査は一件につき **50,000** 元以下とする。
8. 台湾台北地方裁判所の管轄以外の場所に赴き、依頼者の委託事項を処理するときは、当該各号の規定に準じるほか、その **100** 分の **50** の額を加算することができる。

（乙） 報酬金の一括收受

1. 民事事件の第一、第二、第三審で收受する報酬金の総額は、各審ごとに **500,000** 元以下とするのが妥当で、もし、訴訟標的の金額または価額が五百万元以上に達する場合は、その報酬金を増加することができる。但し、増加した金額は各審ごとに訴訟標的の金額又は価額の **3** % を超えないのを妥

当とする。民事調停事件、民事執行事件、民事抗告事件の処理に当たるとき、その報酬金は、民事の各審ごとに収受する報酬金の総額に準じて算定する。

2. 民事の非財産権に関する訴訟の場合には、各審ごとに **500,000** 元以下とするのが妥当で、もし、事件が重大なときは、その報酬金を増加することができる。但し、各審ごとに増加できる金額は **200,000** 元を超えないのを妥当とする。
3. 刑事事件第一、第二、第三審の処理にあたり、収受する報酬金の総額は、各審ごとに **500,000** 元以下とする。事件が重大又は複雑なときは、報酬金を増加することができる。但し、各審ごとに増加できる金額は **750,000** 元を超えないのを妥当とする。
4. 刑事の非常上訴事件の処理に当たる場合には、前号の第三審での報酬金総額の算定標準に準じるものとする。
5. 民事、刑事の再審事件の処理に当たる場合には、第一、第三号に基づく報酬金の算定標準に準じるものとする。

(丙) 時間制による報酬金の算定

時間制で報酬を計上する場合は、一時間につき **8,000** 元以下とするのが妥当である。但し、事件が複雑又は特殊なときは、**12,000** 元まで引き上げることができる。

30 条

非訴事件及び行政訴訟事件の処理に当たる場合の報酬金の算定基準は前条の民事事件の部分に準じるものとする。

取調べ中の事件の処理に当たる場合の報酬金の算定基準は、前条の刑事事件の部分に準じるものとする。

31 条

会員が一般市民の法律扶助及び各級裁判所が弁護を指定した事件（※最も軽い本刑が3年以上の有期懲役である事件、又は高等法院が第一審を管轄する事件、又は被告が知的障害で完全な陳述が出来ない事件について、審判中に未だ弁護人の選任がない場合は、審判長は公設弁護人又は弁護士を指定してその弁護をさせなければならない）の処理に当たるときは、報酬金を受け取ってはならないものとする。

4 - 4 その他の機関

台湾における著作物の保護に関するその他の機関について教えてください。

台湾における著作権の権利行使に関わる政府各部門諸機関の運営体系図をご参照ください。

